

三井文庫論叢

第12号 1978

論 文

- 化政期の越後屋長崎方の流通構造 賀川 隆行 (1)
一九一〇年代における三井鉱山の展開 春日 豊 (85)
產銅独占の成立 武田 晴人 (179)

史料紹介

- 伯州赤崎西紙屋文書
——三井越後屋の買宿資料—— (275)
三井高業学芸資料(2)
——『高業抄』抄出(下)—— (317)

図 繪

- 三井鉱山串木野鉱業所西山坑々内作業および同岸ヶ野坑通洞口

財団法人 三井文庫

三井文庫論叢

第12号
(一九七八年)

¥ 1800

MITSUI BUNCO RONSO

The Journal of Mitsui Research Institute
for Social and Economic History

No. 12

Nov. 1978

Contents

Articles

- The commerce of imports by *Echigoya* (Mitsui's drapery stores) of Nagasaki in the latter half of *Shogunate* Period KAGAWA Takayuki (1)
The development of Mitsui-mining company in the 1910's KASUGA Yutaka (85)
Copper Cartels in the 1920's TAKEDA Haruhito (179)

Notes

- The documents of *Nishigamiya Kambayashi* Family at Akazaki in Hōki Province (275)
Materials for *Mitsui Takanari's* literary works (II)
—part of "Kogyosho" (ii)— (317)

Frontispiece

The face and the gangway-entrance of *Kushigino* goldmine

Edited by

MITSUI RESEARCH INSTITUTE FOR
SOCIAL AND ECONOMIC HISTORY

16-1, Kamitakada 5-Chōme, Nakano-ku, Tokyo, Japan

産銅独占の成立

武田晴人

- 一 課題と方法
- 二 鉱石会
 - 1 前提
 - 2 発足
 - 3 橋原対策
 - 4 佐々連問題
 - 5 鉱石会の機能
- 三 水曜会
 - 1 発足
- 四 二四木会
 - 1 発足
 - 2 輸入銅不利益補償と市況対策
 - 3 二四木会の機能
- 五 総括

一 課題と方法

本稿は、一九二〇年代の日本産銅業における独占の成立過程を、独占組織の活動の具体的な分析を通して明らかにすることを課題とする。

採取産業としての特殊性をもつ鉱山業における独占分析の方法については、隅谷三喜男氏の『日本石炭産業分析』に示された方法が一応の基準たりうるであろう。隅谷氏は、石炭産業における独占の問題について、鉱区独占・資本の集

中集積・市場支配・独占化への制約の四つの論点を提出した。氏によれば⁽¹⁾、基本的な生産手段である鉱区の確保・拡大は、生産規模の拡大が独占の出発点であり、とりわけ優良鉱区所有の拡大が独占の基底である。しかし、「鉱区独占と生産の規模拡大は、それだけでは独占を現実化しない。独占資本の成立のためには、大資本が鉱区独占と生産の拡大を基盤として、市場を支配し、カルテル価格ないし管理価格の形成によって、炭価の変動を抑制し、独占利潤の獲得が行なわれなければならない」⁽²⁾。しかも、こうした市場支配が、新鉱区の出現と、限界生産者として劣悪な鉱区をもつ中小資本の存在とによって制約されている。つまり、この方法の特徴は、鉱区所有に規定されるという鉱山業の特殊性に注目しつつも、独占成立の最終的な指標を市場支配の問題として捉えたことであった。本稿が、独占組織に注目して産銅独占の成立を論ずるのも、以上の方法に基づいているからである。

しかし、金属鉱業である産銅業と、隅谷氏が対象とした石炭産業との相違についても注意しなければならない。両者がともに鉱山業として鉱区所有の特殊性に規定されているとはいえ、金属鉱業は製煉部門を不可欠の生産過程としているため、その独占形成過程は石炭産業とは異なっている。筆者はすでに別稿において、産銅業における生産の集中が買鉱制度を軸とする製煉部門の集中過程として進展し、その結果、鉱区ないしは鉱石生産の集中を超える高い精銅生産の上位集中が実現すると述べた⁽³⁾。このことは、第一に産銅業にあっては鉱区の独占を超える生産の集中が実現することを意味し、独占組織の活動により強固な基盤を与える。第二に、買鉱制度を通して非独占中小資本を鉱石生産者として支配することにより銅市場から排除し、逆に新鉱区開発リスクや高コスト鉱山の経営の負担をこれら非独占資本に転嫁することが可能となつた。第三に、鉱区所有のもの不安定性は、買鉱制度のもとで克服される条件を見出した。というのは、独占の基底たる優良鉱区の独占は鉱区の消滅性によって限界を画されており、このため鉱業資本は不斷の追加投資により鉱区所有の拡大をはからねばならない。しかし、買鉱制度のもとでは、鉱石生産者に専門化した中小資本が開発

リスクを負担し、産銅大資本は買鉱関係によって支配下にある中小壳鉱鉱山のうち有望なものだけを自己の所有に、すなわち、買鉱から買山に転ずればよい。こうして、買鉱制度の展開は産銅大資本に鉱区独占の維持・再生産の基礎を与えたからである。要するに、金属鉱業である産銅業は、鉱区独占を出発点としながらも製煉部門を基軸とする生産の中、さらには資本の集中集積を成し遂げていくのであり、それによって、石炭産業において存在する独占化への制約条件——優良鉱区独占の不安定性と中小資本の存在——を緩和・解除する基盤が与えられるのである。

しかし、最近の論考には、もっぱら優良鉱区の独占を基準に産銅業における独占を論じたものがみられる。戦前日本資本主義における独占形成を論じた山崎広明、高村直助両氏の研究がその例である。山崎氏は、大戦前に独占の確立をみた唯一の生産部門として鉱山業をとりあげ、「上位数社による安定的市場支配が実現され、優良鉱山の独占による独占利潤が実現されていた」と述べている。そして、一九二〇年代の銅産業は五社への急速な生産の集中、そのほぼ完全な市場支配力の形成という基礎条件の上でカルテルの形成がすすみ、カルテル保護関税が設定されて「独占が強化」されたと主張している。⁽⁴⁾また、高村氏は、大戦期までに独占が確立した七部門（海運・造船・綿紡績・銅・石炭・電力・銀行）の一つに銅山業をとりあげ、主要銅山が明治期から有力財閥の手中にあつたことを基礎に、生産過程の機械化の進展のなかで「なしくすし的」に「本格的独占」が成立すると述べている。⁽⁵⁾

この両者の見解に共通する点は、明治期からの優良鉱区の独占を基礎として、大戦前に産銅独占が成立したことです。確かに、鉱山業における独占形成の基礎に優良鉱区の集中が不可欠であったことは認めねばならない。産銅業は早くから優良鉱山の財閥資本への集中が進んでおり、生産の上位集中度が高かつた。また、日本では鉱区所有権が土地所有権に優越した地位をもつていたことから、「優良な自然条件」によって生ずる超過利潤が鉱区所有者に帰属する制度的な特質が存在した。⁽⁶⁾そのため、この膨大な超過利潤を原資として財閥資本が急速に発展したのである。これら

の事実が「自然独占」に基づく超過利潤をもつて独占利潤とみなし、産銅業における独占成立を論ずる両氏の見解の基礎にあると思われる。

しかし、両氏の見解はともに、すでに隅谷三喜男氏によつて提起されたいた鉱山業における独占分析の方法論に対抗しうる有効な基準を何も示してはいない。もちろん、山崎氏は「安定的市場支配が実現された」と述べて市場支配を重要な論点としてとりあげられているが、戦間期を対象とする論者であるために大戦前に成立する産銅業の独占について論じるとすれば、いかなる意味で独占たりうるかは明らかではないが、生産の八割前後を輸出する大戦前の産銅業にあって「安定的市場支配」を論ずること自体、困難ではないかと思われる。また、高村氏は、生産の上位集中とともに「機械化」の進展により「なしくすし的」に「本格的独占」に転化するとの論理構成がとられている。⁽¹⁰⁾しかし、高村氏の独占論は、生産の集中度を基本指標とし独占組織の問題（それ故に市場支配の問題）を副次的に考えているかの如くであつて、こうした独占論に立つ限りは優良鉱区の集中による銅生産の集中をもつて産銅独占の成立を論ずる以外に整合的な論理たりえない。従つて、両者とも市場支配をもつて基本指標とする方法を事実上放棄しており、ここに両氏の見解の重大な難点があると言つてよいだろう。その理由は、第一に両氏の見解が鉱区独占のもつ限界に十分な考慮を払わなかつたことにあると思われる。もつとも、両者とも産銅独占を本格的に論じたものではないから、こうした批判は当をえたものではないかもしない。むしろ、これまで独占組織を含めた本格的な研究が著しく立ち遅れしており、そのことが両者の難点を生んだのである。従つて鉱区所有・鉱区独占のもつ限界について改めて考えておく必要があろう。

優良鉱区の独占によつて、両氏が注目したような膨大な超過利潤が与えられるという条件下では、銅業資本間の鉱区所有拡大をめぐる競争は激化せざるを得ない。もともと、鉱区が採掘の進展によつて消滅していくかざるを得ない性格を

もつために、鉱区所有の外延的な拡大は鉱業資本にとり死活の要求であつた。⁽¹¹⁾しかも、優良鉱区の独占自体は相対的な性格をもつてゐる。というのは、新たな優良鉱区の出現を阻止し得ないし、それによってこれまでの優良鉱区の優位が失われる可能性があるからである。その限りで鉱区独占に基づく「独占」体制は参入障壁が低く、新参入の脅威にさらされている。このことが鉱区所有の拡大競争に拍車をかける。その結果、資本は鉱区所有を拡大し、劣位の条件をもつ鉱区もその支配下におさめることになつて、鉱区所有の拡大に伴い利潤率が低下せざるを得ない。⁽¹²⁾しかも、金属鉱業では製煉技術の発展が鉱区の性格を全く変えてしまふ可能性をもつてゐる。旧技術では製煉に不適合であった黒鉱が生鉱吹法によつて製煉可能となり、一九〇〇年代に藤田組の小坂鉱山が銀山から銅山に、しかも日本有数の銅山に姿を変え、藤田組が主力産銅資本の一角に亘すようになつたことは、この好個の事例である。⁽¹³⁾製煉部門の存在が、鉱区独占の意義をそれだけ相対化しており、優良鉱区独占による参入障壁の効果を石炭とは異質のものとしているのである。⁽¹⁴⁾

両氏の難点をもたらした第二の理由は、同じく研究史における産銅独占組織の性格をめぐる通説的な理解にあつたように思われる。戦前期の研究以来、産銅独占組織については、主に水曜会の性格に関していくつかの研究が残されてゐる。美濃部亮吉、小島精一、鈴木茂三郎らの独占資本分析ないしカルテル分析の諸業績がそれである。⁽¹⁵⁾これらは、ほぼ同一の結論を呈示しているので、その要点を一括して述べれば次の通りであつた。

- ① 水曜会は、加工部門を傘下にもつ古河・久原（日本鉱業）と、そうでない三菱・藤田との間に利害の対立があつて、その調整が不十分となつたため、独占組織としての結合度は弱く、むしろ個々の財閥の利害に左右された。
- ② しかも、住友という有力なアウトサイダーのいた水曜会は、市価の維持という点で十分な基盤をもたず、また、住友電線などの有力加工業者が安価な米銅を輸入したために絶えず輸入の脅威にさらされていた。
- ③ 従つて、水曜会は独占組織として有効な市場統制力を發揮できなかつた。

こうした把握は現在でも支配的であり、たとえば柴垣和夫氏の『日本金融資本分析』の叙述において、コンツェルンを主としてカルテルを從とする財閥金融資本の性格把握に生かされている。⁽¹⁾ 水曜会が以上の如き性格をもつと考える限り、独占組織の機能は弱く、水曜会の結成をもって産銅独占の成立を論ずることはためらわざるを得なかつたであろう。このことが、反射的に生産の集中に注目しながら、独占カルテルの役割を軽視することになったとすれば、兩氏の難点もこれまでの研究に制約されたものであつたと言うべきであろう。従つて、本稿の課題は以上の如き通説的理解に対して、できる限り実証的に産銅独占組織の活動と機能を検討することによって、産銅独占の成立過程を市場支配の構造分析を通して明らかにすることでなければならない。

産銅独占の成立（武田）

- (1) 暁谷三喜男「日本石炭産業分析」（一九六八年、岩波書店）四六五・四七〇ページ。
- (2) 同、四六七ページ。
- (3) 抽稿「日本産銅業における買銅制度の発展」〔社会経済史学〕第四十二卷四号）参照。
- (4) 山崎広明「講座帝国主義の研究」6日本資本主義」（一九七三年、青木書店）一六ページ、一四六ページ。
- (5) 高村直助「独占資本主義の確立と中小企業」〔岩波講座 日本歴史〕18、一九七五年）六〇ページ。
- (6) 詳しくは、石村善助「鉱業権の研究」（一九六〇年、勁草書房）および暁谷前掲書を参照。
- (7) 山崎前掲書、一六ページ。
- (8) 山崎氏の方法が市場構造・企業間競争構造・利潤率格差という形で独占を論ずるものであることを、氏自身の言葉によつて表現されているわけではないが、前掲書の叙述の順序からみて前記の如く要言することが許されるであろう。
- (9) 「安定的市場支配」が輸出市場と国内市場のどちらについて述べられているかは不明であるが、輸出についてみればまだ外商の取扱がかなりの比重を占めていた。東日本産銅の輸出港であった横浜の銅輸出について「横浜市史」の伝えるところででは、明治四二（一九〇九）年でも八割が外商取扱であった。こうした取扱が決定的に転換するのは第一次大戦期であり、「歐州大戦勃発以来内地ニ於ケル銅ノ大生産者ハ外國商館没落ノ結果倫敦、露都其他歐米諸国ニ対シ直接取引ヲ開始シタル為銅学」第二六卷一・二合併号、一九七六年、二八一ページ）。
- (10) 機械化の進展についての評価は大筋において承認しうる。しかし、それが独占形成の前提だとしても、独占成立の基本指標と言つことには問題が残っている。高村氏も「初發的独占」からの転化の契機と考えているにすぎない。
- (11) 高村前掲論文、五七七ページ。この点については、すでに橋本寿朗氏の批判がある（橋本寿朗「重化学工業と独占」〔社会科学的方法〕第一一卷五号、一九七八年）。
- (12) 暁谷前掲書、四一九ページ。
- (13) 一九〇〇年代の古河鉱業が足尾の他に三八鉱山を所持し、その総鉱区面積は一〇七二万坪に達していたのに対して、収益をあげたのは四鉱山で、その鉱区面積は全体の三五七パーセントにすぎなかつたことに、こうした制約の一端が示されている。
- (14) 同和鉱業株式会社「七十年の回顧」（一九五五年）三六・五〇ページ。
- (15) 日露戦後の久原鉱業が赤沢銅山を買収し、これを日立銅山と改称して開発し、産銅業に新参入を果たした事例は、明治期の優良鉱区の独占が、新たな優良鉱区の発見による新参入を阻止しなかつたという限界をもつていたことを示す。その場合、久原の参入の武器になつたのが、大製錬所の建設を坑内開発に先行して進めた買銅製錬方式であった。つまり、一九一〇年代は、官業払下前後に成立した優良鉱区の独占体制が、再編過程にはいった時期であった。それ故に、こうした歴史的事実に照らして改めて鉱区独占の意義を検討する必要があると思われる。
- (16) 美濃部亮吉「カルテル・トラスト・コンソーシアム」下巻（一九三一年、改造社）、小島精一「日本金融資本論」（一九二九年、千倉書房）、鈴木茂三郎「日本独占資本の解剖」（一九三五年、学芸社）。
- (17) 柴垣和夫「日本金融資本分析」（一九六五年、東大出版会）三一八・三四四ページ。

産銅独占の成立（武田）

第1表 鉱区規模の推移（金属鉱区）

(単位: 1000坪)

	稼業			休業		
	鉱区数	坪数	一区平均	鉱区数	坪数	一区平均
1890年	2,999	21,089	7.0	168	1,061	6.3
1900年	1,197	126,580	10.6	1,419	89,937	63.4
1905年	1,259	191,212	151.9	1,293	145,965	112.9
1910年	726	208,530	287.2	2,070	312,761	151.1
1915年	852	277,638	325.9	1,898	302,457	159.4
1918年	1,125	364,278	323.8	1,809	314,529	173.9
1920年	657	262,372	399.3	2,347	462,037	196.9
1922年	349	173,084	495.9	2,565	542,004	211.3
1924年	392	176,992	451.5	2,356	486,830	206.6
1926年	379	187,359	494.4	2,209	440,148	199.3
1928年	365	184,428	505.3	2,086	420,732	201.7

出所) 朝日新聞社『朝日経済統計総観』(1930年), 764ページ。

第2表 産銅五社の銅生産シェア

(単位: %)

	古河	三菱	藤田	久原	住友	5社小計	全国産銅量
1890年	41.9	4.9	0.4	—	10.1	57.3	18,115 t
1900年	36.7	14.9	4.2	—	15.4	71.2	24,317
1905年	25.2	15.8	19.1	—	11.0	71.1	35,495
1910年	20.8	14.3	14.5	9.8	13.5	72.9	49,324
1915年	19.2	11.0	14.7	16.0	10.5	71.4	75,415
1918年	19.8	8.5	16.3	26.2	11.2	82.0	90,341
1920年	23.1	15.4	11.6	23.6	13.0	86.7	67,792
1921年	27.8	17.4	7.4	19.5	17.7	89.8	54,958
1924年	23.9	15.7	13.3	23.8	15.8	92.5	63,056
1926年	22.9	14.8	12.6	22.8	19.8	92.9	67,365
1928年	21.3	17.2	13.1	22.0	19.4	93.0	68,232
1930年	18.7	19.1	12.6	26.8	15.8	93.0	79,032

出所) 1890~1905年は『明治工業史 鉱業篇』, 1910年以降は『本邦鉱業趨勢』各年次より算出。ただし、22年が不明のため、21年を掲出した。

二 鉱石会 1 前提

一九二〇年代の日本産銅業は、大戦後の銅価崩落と新興産銅国の進出のなかで、国際競争力を失い関税障壁に保護された国内市場の中におしこめられた。⁽¹⁾ そのなかで産銅五大資本の高度な生産集中体制が確立した。生産集中の基礎となつた鉱区所有についてまず検討すれば第1表の如く、明治以来一貫した規模の増大を背景に、二〇年代にはほぼこれが一段落した。その間、銅市場不振のために稼行区坪数を上回る休業鉱区が発生しており、鉱区所有面からいえば過度の鉱区設定が行なわれて、他資本の排除が企図されていた。そのなかで、重要鉱山中の五大資本所有鉱山比率は、大戦中に三五パーセント、一九二五年に五九パーセントと集中度を高めながらも生産の集中度より極めて低く、大規模鉱山の五社への集中と買鉱制度による生産の集中をうかがわせるものがある。

五社の銅生産シェアは第2表の如くであった。一九〇〇年代初めに藤田が、一九〇〇年代半ばに久原が新参入し、大戦前には五社の合計シェアは七割強に達していた。さらに、大戦の終了による中小産銅資本の没落、製煉部門からの撤退によって、二〇年代には五社で九割を超える上位集中が達成された。二〇年代初頭には二〇年恐慌の影響で鉱石市場が收縮したため買鉱依存度の高かった久原・藤田の二社がシェアを落とした。⁽²⁾ その後、藤田が五社中の最下位に止まつたのに対しても、久原は二〇年代半ば過ぎに首位を回復し、また、三菱・住友がシェアを拡大したのに對して古河は漸減した。こうしたシェアの変動を規定した要因の一つは、五社の鉱石市場との関連、買鉱制度の展開に相違があったことである。古河は主力製煉所の足尾の買鉱依存度が低く、西日本の主力製煉所として期待された水島製煉所も二八年には閉所された。⁽³⁾ 住友別子は二〇年から産出硫化銅鉱の焙焼（硫化鉱中の硫黄分を硫酸原料として肥料会社に売却し焼鉱とする）を開始して、煙害問題による製煉鉱量の制限を打破することに努め、漸次産銅量を増加させた。藤田は素硫化鉱鉱山で

第3表 五社硫化鉱生産高

(単位:t)

		1907年	1916年	1918年	1920年	1922年	1924年	1926年	1928年	1930年
古河	根盛	42,080	138,377	108,811	81,057	38,889	39,705	48,618	47,654	27,282
計		42,080	—	—	36,794	27,132	25,602	26,190	30,588	28,747
久原	立瀬山	138,377	108,811	117,851	66,021	65,307	74,808	78,202	56,029	56,029
	白東山				620	48,543	21,222	20,611	9,991	8,565
	久根飯盛	42,080	—	—	17,478	12,430	19,236	17,476	28,385	38,678
	計	42,080	138,377	108,811	117,851	66,021	12,410	9,985	30,421	12,076
久原	立瀬山				12,961	9,981	6,646	8,131	11,284	12,218
	白東山							12,319	23,660	32,232
	久根飯盛				64,544	28,158	3,480	3,303	6,814	7,729
	計	102,664	54,243	46,953	84,135	80,924	4,081	4,351	10,682	9,478
住友	別子	0	8,524	14,554	4,822	57,696	82,710	89,077	109,646	92,343
	藤田	柵原	0	24,197	14,889	41,065	53,906	83,849	86,069	210,833
	計			24,197	17,048	68,347	56,727	89,920	86,145	210,958
三菱	その他とも計			17,223	20,220	19,164	11,056	21,937	25,932	31,179
岩城	佐々連(2)			37,040	34,238	42,348	13,754	28,665	33,027	35,954
三菱系小計(①+②)		0	37,040	34,238	42,348	13,754	28,665	17,695	17,628	19,279
その他	の他	58,535	119,007	156,625	82,278	51,605	60,239	65,195	105,976	93,969
合	計	100,615	429,809	381,919	362,599	329,938	401,765	466,418	664,726	618,142
各社	古河	41.8	32.2	28.5	32.5	20.0	16.3	16.0	11.8	9.1
シマズ	久原	0	23.9	14.2	12.9	25.5	20.1	21.5	16.0	18.1
ア	住藤	0	2.0	3.8	1.3	17.5	20.6	19.1	16.5	14.9
(%)	三小計	0	5.6	4.5	18.8	20.9	18.5	31.7	32.0	8.1
		41.8	8.6	9.0	11.7	4.2	7.1	10.8	10.7	84.1
			72.3	60.0	77.2	84.4	85.0	85.9	84.1	84.8

出所)『日本鉱業年鑑』上巻 954 ページ付表より算出。

1. 各社所有に帰属した年次より掲出。
2. 一社は産出はあるが、当該資本の所有以前であるためその他の含まれていることを示す。

ある柵原鉱山の開発によって鉱石市場で主導的な地位にあり、110年代には概して良好な利益率を保ったものの、素硫化鉱の開発だったために産銅量の上昇に結実せず、大島製煉所の売却もあって産銅シェアは五位に止まつた。久原は大戦中完成の佐賀関製煉所と日立鉱山を軸に活発な買鉱政策を展開してその地位を維持し、三菱は一九二〇(大正九)年完成の直島製煉所の発展によつてその地位を高めていった。

こうした買鉱制度の発展のなかで、110年代の特徴は、人造肥料あるいは人絹などの化学部門の発展により硫酸生産が増加し、その原料としての需要が拡大して硫酸鉱が鉱石市場で重要な位置を占めるようになったことであった。そのため産銅五社は積極的大規模な硫酸鉱山の開発に進出し、含銅硫酸鉱の売鉱鉱山をその傘下におさめるようになつた。110年代の買鉱制度の発展において、社内買鉱が比重を高めていくのは、鉱石市場が硫酸鉱を中心とする競争関係によつて発展し、買山が促進されたからであった。鉱石中の硫黄分が四〇ペーセントを超えるため、煙害発生の危険が大きく開発が遅れていた含銅硫酸鉱は、鉱石中の硫黄分を焙焼により除去したうえで製煉原料とすることが可能となり、ようやく本格的な開発の道が開かれた。大戦前には古河久根鉱山が独占的地位にあつた硫酸鉱生産も、久原が東山(一九一〇年)、河津(一三年)、諫訪(一七年)白瀧(一九年)を買収してこれに追随し、古河も一九年には飯盛を買収して優位を保持しようとした。その後、住友が別子の硫酸鉱販売に乗り出し、三菱の宝、佐々連(三菱系)、藤田の柵原など鉱山の開発が進んで鉱石市場に激しい競争関係を内在させることになった。そのため、五社はその地位を保全するため種々の協定を結び、鉱石市場の統制に乗り出した。その中心的な機能を担つたのが鉱石会であった。

(1) 抽稿「第一次大戦後の銅市場構造の変貌」(『土地制度史学』七七号、一九七七年) 参照。

(2) 重要鉱山に指定された銅および硫化鉱鉱山のうち五社が所有する鉱山数は一九〇六年に十六口(四二・八ヘクタール)、一四年

產銅獨占の成立（武田）

第4表 主な硫化鉱需要先の生産能力と操業状態

会社名	一ヶ月 処理能力	現在操業	操業率	供給関係
大日肥	2,680	1,300	48.5	工場の大部分につき久原と契約
日本化学	1,780	1,050	59.0	全部を古河と10カ年契約
関東酸曹	500	200	40.0	古河との契約あり
ラサ木	1,250	520	41.6	古河との特殊な関係あり
多木	650	350	53.8	久原との長期契約
東京硫酸	400	320	80.0	古河との長期契約
南海晒粉				久原との資本関係あり
日東硫肥	300	100	33.3	久原との資本関係あり
住友肥料	600	230	38.3	古河との資本関係あり
大阪製煉	300	190	63.3	
その他	1,680	1,070	63.7	
合計	10,140	5,330	52.6	

出所）「硫化鉱現状一班」（筆者不明、古河用箇使用）『鉱石会』1923年所収より作成。

て焙焼させ亞硫酸ガスの発生を抑えようとしたことを契機としていた。硫化鉱の主たる需要先であった過磷酸石灰製造業は、大戦後ブルームの過剰設備下の激しい競争と恐慌による需要減退・価格下落にみまわれていた。⁵⁾しかも、施肥資本はすでに何らかの形で久原・古河と提携関係にあるものが多く、住友の新参入の余地は小さかつた（第4表参照）。そのため、新参入者として十分な需要先を持たなかつた住友は、別子鉱山の銅生産の維持拡大の条件を得るために先発二社の協定に参加し協調しようとしたのである。住友は、古河（久根・飯盛）、久原（白瀧・東山）が主力銅山とは別に大規模な硫化鉱鉱山を所有していたのに対して、別子一山が両者を兼ねる状況だったから、硫化鉱壳鉱の成否如何が別子産銅量に多大の影響を与える位置にあった。それ故、住友は他の二社以上に鉱石市場の安定を望んでいたのである。

住友加盟時の三社協定内容の詳細は明らかにしない。しかし、

その後の経過から推測する限りでは、先発二社の販路即ち「地盤」を認めさせたうえで、住友の主たる販路として日本窒素の水俣工場、大日本肥料の大和田、下関の両工場などを配分し、硫黄代金等販売条件について協調体制をとることにしたようである。

に三四山（三八パーセント）、一七年に五〇山、二五年に三三山であった（農商務省鉱山局『本邦鉱業一班』明治三九年、同『本邦重要鉱山要覧』大正二、六、一四年より）。

（3）前掲拙稿「第一次大戦後の銅市場構造の変貌」一〇ページ。

（4）古河鉱業株式会社『創業一〇〇年史』（一九七六年）三一九ページ。

（5）住友本社『別子開坑二百五十年史話』（一九四一年）四五九、四八八ページ。鉱山懇話会『日本鉱業発達史』下巻（一九三

二年）一九二七二〇二ページ。

（6）利益率については拙稿「第一次大戦後の銅市場構造の変貌」所掲の表16を参照。

（7）前掲『七十年之回顧』一〇五七一〇ページ、一二六七一三二ページ参照。

（8）日本鉱業株式会社『五十年史』（一九五七年）四一、五八ページ。久原（日本鉱業）の特色は買鉱の積極化とともに大規模な買山をおこなったことにより、この点では住友と対照的であった。

（9）三菱鉱業セメント株式会社『三菱鉱業社史』（一九七六年）二四一七二四四ページ。

（10）前掲『日本鉱業発達史』上巻、八五四ページ。

（11）前掲拙稿「日本産銅業における買鉱制度の発展」七一ページ。

2 発足

產銅資本の硫化鉱市場における協定は、一九一七（大正六）年一月に古河と久原が関西方面の販売競争を回避するため締結した協定を嚆矢とする。¹⁾二年から住友が本格的に鉱石市場に参入した結果、二〇〇年恐慌の影響とあいまって鉱石価格（硫黄代標準相場）は、二〇〇年上期の三三円（トン当たり）という高値から一三円台に惨落した。このため住友は二年一〇月に、二社の協定への参加を申し入れた。その結果三社による鉱石協議会²⁾が発足し、以後、春秋の年二回定期的な打合会が開催された。

住友の参入は、四阪島煙害対策のために硫化鉱の製煉量を厳しく規制されていた同社が、別子硫化鉱を硫酸原料とし

新発足した鉱石協議会の名称は、鉱石打合会とか単に鉱石会と呼ばれることがあり、管見の限りでは正式に会名が鉱石会と決定されたのは、一九二八（昭和三）年に三菱の正式加盟による五社体制（藤田は二三年七月に加盟）が成立した時であった。しかし、本稿では発足時より鉱石会と呼ぶことにしたい。

発足当初の鉱石会における協議内容の中心は、次期の鉱石供給契約にあたっての鉱石硫黄代金の価格協定にあった。鉱石供給契約は、古河、久原が大日本人肥、日本化学肥料などとそれぞれ長期契約を結んでいたため、三社が別々に需要者と結ぶことになっていた。価格協定はその契約にあたっての基準を示していたのである。三社の販路は「地盤」として相互に不可侵とされていたから、原則として変更されなかつた。⁽⁷⁾

こうした協定のもとで鉱石生産は二二年から増勢に転じ、硫化鉱の市価も、トン当たり一四円台に回復し、大戦後ブーム期の平均一八円には及ばぬものの、大戦前の五円強水準の三倍近くで安定することになった。⁽⁸⁾ その限りで、三社の協調により硫化鉱市場は一応の落ち着きをとりもどしつつあった。しかし、その前途に、重大な障害が登場する。藤田鉱業の柵原鉱山の開発計画完了に伴い、同山の素硫化鉱が大量に市場に流入することが予想され、それまでの需要先分野^{II 「地盤」}に関する紳士協定に危険が生じたのである。

- (1) 松平博「買鉱の概史」（同「わが国銅産業史に関する小論集」一九七一年）五三二ページ。松平氏の「小論集」は、このほか「水曜会小史」などが含まれており、極めて興味深い論考であり、本稿もその業績に負うところが少くない。残念なことに、典拠資料が注記されていないために十分な活用が出来ないが、特に「水曜会小史」は産銅獨占組織に関して内部資料によって書かれた先駆的な業績であろう。
- (2) 「古河金鉱第一五号」大正一〇年一〇月二八日、菅宮業部長より大阪支店長宛「鉱石ニ闕スル打合ノ件」によれば、「住友ヨリ協定申込ノ件拝誦就テハ久原本社トモ打合セノ結果來月二日、大阪ニ於テ久原古河両社ノ下打合セヲナシ、翌三日住友ヲ加ヘ三社ノ協議会ヲ開クコト……」と記されている。

- (3) 三社協定の成立については正確な年月を確定し難い。松平「買鉱の概史」および「七十年之回顧」は住友の加盟を一九二二（大正一一）年一月としている。しかし、「大正二一年四月四日鉱石協議会決議事項」の協議会出席者名には久原、古河と並び住友の名が記されている（『鉱石会議事録』以下「鉱石会」と略す）大正二一年、古河鉱業所蔵による。なお「鉱石会」からの引用については頻繁となるので必要最小限に止めるとしている。従って、二一年一〇月から二二年四月までの間に、少なくとも事実上の加盟が実現していたと考えられる。
- (4) 別子鉱山は、煙害対策として被害農民との協定に基づく製煉鉱量の規制が最も厳しく実施されていた。協定による規制は夏季の処理量の制限、稻麦作の各重要期間（四〇日）の製煉量の制限および各一〇日の製煉休止に及んでいた。これは硫化鉱処理規制によって亜硫酸ガス排出を抑制することを目的とした。従って、硫黄分四〇パーセントの含銅硫化鉱である別子鉱にとって、焙焼は製煉費の節約と同時に煙害対策としても極めて有利な方法だった（『日本鉱業発達史』下巻一九二二～一九二六ページ）。
- (5) 日本化成肥料協会「燐酸肥料工業の歩み」（一九七二年）四八～五〇ページ。燐肥価格の推移は、同じく付表7を参照。
- (6) 住友別子は住友肥料製造所による焙焼も行なつたが、同所の焙焼高は一九二一年に約一二万トン、一三年に約一六万トンと増加するものの、二三年まで別子硫化鉱の四分の一を処理したにすぎなかつた（『日本鉱業発達史』上巻九二六ページ）。
- (7) 一九二三年下期に関東大震災で大日肥の東京周辺工場が被災したため、そこへの供給予定分を関西方面の工場へ分割したというような特別な事情以外にはこの原則が守られたと言つてよい。
- (8) 「日本鉱業発達史」上巻、八六三ページ。

3 柵原対策

一九二三（大正二二）年六月に新運搬設備が完成し、それまでの倍にあたる月額二〇〇万貫（七五〇〇トン）の出鉱が予定されていた藤田柵原鉱山の拡張は、鉱石会の存立基盤を搖がす一大事であつた。⁽¹⁾ 第5表の如く、柵原の増産予定一〇〇万貫は、二三年春季の三社実際販売量の四分の一にあたり、すでに貯鉱能力の三～四倍の山元貯鉱をかかえ、五割前後の操業を強いられていた鉱石会三社にとって重大な脅威であった。しかも、三社の鉱石が含銅硫化鉱であり、硫黄分

この回答について、古河は異議なく同意したが、住友が②項について「将来の保証を協定に含むことは好ましくない」との理由で反対し、久原もこれに同調した。⁽³⁾ 古河がすでにみたように長期契約によって安定した需要をもつていたのに対し、新参入の住友は住友製肥以外にそうした需要先を確保しておらず、三社の協定により競争が排除されることは大きく依存していた。これが、藤田の回答に住友が危惧を抱いた理由であった。しかし、「地盤」をもたない点では藤田も同様であり、鉱石会三社の②項削除要求に対し、再三にわたり保証を要求する。この結果、六月三〇日に住友が大日肥大和田工場に対する住友の供給権を藤田に提供すること、その代償として三社による四〇万貫処分の負担を返上したいと申し出た。しかし、藤田は、将来大和田が減産ないし閉鎖の場合には大日肥の別工場を譲渡する旨を協定文に明記することを要求した。⁽⁴⁾ このため、七月一日に住友は、大日肥の下関か大和田の任意の工場を藤田に譲渡すること

第5表 硫化鉱生産状況（1923年春頃）

(単位：1000貫、%)

社名	一ヵ月貯能力 鉱	山元・工場 鉱	出力 鉱能(A)	販売希望 量(B)	現在販売 量(C)	(C)/(A)	(C)/(B)
久住 原 友 河 田 古 藤	4,500	8,000	3,750	3,600	1,720	45.9	47.8
	1,700	5,390	2,230	1,700	1,170	52.5	68.8
	3,200	12,100	2,160	2,500	1,240	57.4	49.6
	2,300	?	2,000	2,300	1,190	59.5	51.7
計	11,700		10,140	10,100	5,320	52.5	52.7

出所) 「硫化鉱業現状一覧」(『鉱石会』1924年)。

注) 藤田には棚原を含む。

の売却であったのに對し、棚原鉱は素硫化鉱であったから硫酸原料として売り切るほかになかった。つまり、含銅鉱が硫酸原料として売れ残ったとしても依然として銅鉱石としては經濟的な価値を持っていたのに對して、棚原鉱はそうしたメリットがなく、それだけに激烈な競争を挑む危険があった。そのうえ、棚原鉱の含硫品位は五一パーセントと極めて高く良質であったから、硫酸原料鉱としての競爭力は強大であった。こうした事情のもとで鉱石会は、一九二三年三月から七月にかけて、この棚原対策に忙殺されることになった。

両者の交渉は、古河、久原が代表して藤田との間で直接に進められた。当初藤田は棚原開発計画の完成に伴う増産量月一〇〇万貫余りを三社で「処分願ヒタイ」と希望したが、鉱石会は四〇万貫におさえるように主張した。三社の貯鉱および操業状況からみて、藤田提案をそのまま受け入れられないのは当然のことだった。そのため、藤田は三社で棚原鉱七〇万貫を引き取り処分する(但し、このうち三〇万貫については一〇〇貫につき一円、計三〇〇〇円を三社に藤田が支払う)との妥協案を提示することになった。⁽²⁾ この妥協案をベースに鉱石会は六月二〇日から連日三社代表による対策協議にはいった。三社はすでに三月三〇日の春季鉱石会で「各社月拾萬貫程度ノ分野ヲ譲渡シ以テ協定ノ成立ニ努力スルヲ得策」とする点で合意しており、棚原鉱との競争を避け極力妥協の方向を追求した。その結果、六月二三日に一応の方針を次の如くにまとめて藤田に提案した。①三社の引受鉱

量を六〇万貫とする。②その処分は三社の共同計算で、三社地盤外に売り捌く。③損失補償額については藤田に一任する。④藤田の「地盤」として、八幡製鉄所、撫順炭鉱、神島人造、大同武生、北陸人造、大日肥七尾、同大和田(接触炉のみ)の七つを認める。

これに対して藤田は二七日に次の如く述べた。まず第一に、「地盤」については、①日窒水俣・延岡は現在住友が供給している二〇万貫を除き、藤田引受けとする。②関西の需要が増加した場合には、関西大日肥工場のうちから、一工場もしくはその一部を藤田が譲り受ける。③三社提案の七工場に、上記の日窒二工場と、兼二浦を加える。④東亜・伏木・青梅・新潟・日本硫黄・東京砲兵・土佐曹達の各硫酸工場の原料鉱計七五万貫分を中立地帯として自由競争とする。第二に、増産分六〇万貫の処分法については、⑤売切契約を変更し、二〇万貫は藤田が直接⁽⁴⁾の中立地帯に販売する。⑥残四〇万貫は三社に売却しその処分に委ねるが、遅くとも一四年一月までにこの四〇万貫に相当する得意先(「地盤」)を藤田に譲渡する。

この回答について、古河は異議なく同意したが、住友が②項について「将来の保証を協定に含むことは好ましくない」との理由で反対し、久原もこれに同調した。⁽³⁾ 古河がすでにみたように長期契約によって安定した需要をもつていたのに対し、新参入の住友は住友製肥以外にそうした需要先を確保しておらず、三社の協定により競争が排除されることは大きく依存していた。これが、藤田の回答に住友が危惧を抱いた理由であった。しかし、「地盤」をもたない点では藤田も同様であり、鉱石会三社の②項削除要求に対し、再三にわたり保証を要求する。この結果、六月三〇日に住友が大日肥大和田工場に対する住友の供給権を藤田に提供すること、その代償として三社による四〇万貫処分の負担を返上したいと申し出た。しかし、藤田は、将来大和田が減産ないし閉鎖の場合には大日肥の別工場を譲渡する旨を協定文に明記することを要求した。⁽⁴⁾ このため、七月一日に住友は、大日肥の下関か大和田の任意の工場を藤田に譲渡すること

産銅独占の成立（武田）

を内容とする次のような提案を鉱石会に行なった。

住友ハ工場ノ譲渡ニヨリテ将来大日肥増量ノ場合云々ニ対スル一切ノ責任ヲ解除シタキモ、藤田ガ大和田工場ノ廃止ヲ憂慮セラル、

ニ依リ茲ニ住友自身ニ於テ最モ廢止ノ危険少シト思フ下ノ関工場ノ塊鑛炉ヲ提供ス……

藤田もこの住友案に妥協し、問題の(2)項を撤回して大和田工場の供給権を譲り受けるとともに、同工場が閉鎖された場合には「紳士協定ニヨリ三社ニテ何トカ方法ヲ考フルコト」で合意した。かくて、次に示す通り四社は七月三日付で協定覚書に調印し、別に二三年下期の硫黄代などの対肥料会社交渉条件を決議した。また、六日には、三社と藤田との間で柵原鉱増産分の処分方法についての暫定協定に調印した〔鉱石会〕一九二三年)。

覚書

大正拾弐年七月参日、久原鑛業株式会社、古河鑛業株式会社、住友合資会社製銅販売店及ビ藤田鑛業株式会社会合ノ上硫化鑛石ニ就キ協定シタル要項左ノ如シ、

- 一、四社ハ今後勢力範囲ヲ尊重シ相侵サザルコト（勢力範囲別表ノ通り）
- 一、硫黃代ハ毎年六月十二月ノ二回協定スルモノトス
- 一、各社ハ他ノ三社ノ勢力範囲ニ在ル工場ニ対シ硫黃代ノ見積ヲ余儀ナクセラレタル場合ニハ必ズ事前ニ関係会社ト打合セラナスコトヲ要ス
- 一、四社ノ勢力範囲ニ属セザル工場ニ対シテハ予メ協議ノ上見積ナスモノトス
- 一、本協定ヲ擁護スル為メ競争者タル第三者及ビ硫化鑛需要家ニ対シテハ常ニ同一歩調ヲ取ルコト
- 一、市況ニ激変アリタル場合ニハ更ニ勢力範囲ヲ協定スルモノトス
- 一、本協定ノ期間ヲ大正拾参年六月末日迄トス

大正拾弐年七月参日

久原鑛業株式会社

古河鑛業株式会社

住友合資会社製銅販売店
藤田鑛業株式会社

〈別紙〉勢力範囲表

一、住友ニ属スルモノ	大日肥木津川工場	大日肥小松川工場	製鐵所
大日肥大和田工場（接觸硫酸ヲ除ク）	同木下川工場	同横浜工場	神島人造
同岡山工場	同子安工場	ラサ東京工場	大日肥七尾工場
同下ノ関工場	同名古屋工場	多木製肥所	大和田（接觸ノミ）
ラサ大阪工場	ラサ大阪	大日肥大阪工場	大同武生
住友肥料	南海晒粉	同小野田工場	兼二浦
日本窯業水俣工場ノ中	木村製薬	四、藤田ニ属スルモノ	土佐曹達
式拾萬貫	日本窯素（住友式拾萬貫ヲ除キタル残全部）	同延岡工場	満鉄全部
二、古河ニ属スルモノ	日東硫肥		
大日肥王子工場	大日肥金屋堀工場		

第一回鑛石協議会決議事項

久原鑛業株式会社、古河鑛業株式会社、住友合資会社製銅販売店及ビ藤田鑛業株式会社ノ四社会合ノ上硫化鑛石ニ就キ協定シタル大正十二年七月三日附覚書ニ基キ左記申合セラヌ

- 一、大正十二年自七月至十二月硫黃代ハ四二%ヲ標準トシ
- A、関東方面 工場河岸着渡塊鑛百貫ニ付キ金五円式拾五錢（粉鑛ハ九掛トス）
- B、関西方面 工場最寄本船乗渡塊鑛百貫ニ付キ金四円七拾五錢（粉鑛ハ八掛トス）
- 但シ柵原鑛石ハ右東西価格ノ二割増トス

四社の合意が成立したことは、直ちに大日本人肥などの各需要者に通知された。ときあたかも渋沢栄一の仲介による大日肥・日本化肥・関東酸曹の三社合併が合意に達し、新大日本人造肥料が成立した直後であった。⁽⁸⁾ 大日肥側が合併問題で忙しく、各工場への供給者の変更などについて容喙する余裕がなかったことが、四社の協定成立に有利な条件だったことは、次項の佐々連問題との対比で明らかになるであろう。しかし、工場の操業に重大な影響のある鉱石供給者の変更を鉱石会が一方的に通告してきたことに、大日肥は強い不満をもつた。しかも、合併成立で新大日肥は硫化鉱処理能力では五割以上のシェアを獲得し、それだけ交渉力を増していた。そこで「大日肥ハ四社協定側ガ勝手ニ各工場ニ對

一、前項硫黃代ハ一応ハ前期協定値段（関東方面金五円五拾銭、関西方面金五円）ノ武拾銭引ヲ以テ交渉スル事
一、礫石代若シクハ硫黃代ハ現金取引ヲ原則トシ萬一手形ニテ受取ル場合ハ當時ノ一般金利ニ相当スル割引料ヲ申受クル事
一、三菱二対シテハ本協定ノ主旨ト同一歩調ヲ取ル様古河ヨリ是ヲ慇懃スルコト
一、協定区域内ニ於テ第三者ノ競争ニ対抗スル為メ右ノ協定値段以下ヲ以テ打合ノ上契約ヲ締結スル事ヲ得
但シ他ノ協定区域ノ硫黃代ニ影響ヲ及ホササル様十分考慮ス可モノトス
一、次回ノ協定会議ハ今年十月中旬大阪ニ於テ開催大阪久原幹事トス

大正十二年七月七日

古河礫業株式会社
住友合資会社製銅販売店
藤田礫業株式会社
久原礫業株式会社

住友が再度にわたり妥協案を提出したことが、藤田との協定成立にこぎつけた鍵になった。住友が自らの「地盤」を譲渡してまで藤田との競争を回避しようとした理由は、すでにふれた通り、住友の「地盤」が最も弱く第三者との競争に對して弱かったからであり、競争激化による焙焼量の減少が産銅量に与える影響を最小限に止めようとしたからである。しかも、住友が供給を認められていた日窒水俣工場は、もともと藤田「地盤」と考えられていたものを、住友が三社協定と藤田柵原開発の遅れを背景に切り崩したものであつた。⁽⁵⁾ しかし、藤田は協定加入に際し住友の供給権を認めれる態度をとったことから、住友としても藤田に譲歩すべき立場にあったとも言えよう。

四社協定の骨子は、各社の勢力範囲を定めて、これを尊重すること、硫黃代を年二回協定してこれをもって交渉にあたること、の二点であつた。特にこの勢力範囲即ち「地盤」の協定は、鉱石会のカルテル活動の特徴であつた。

こうした協定が結ばれた理由は硫化鉱売買の特殊な形式にあつた。つまり、硫化鉱と言つても、素硫化鉱の柵原鉱を除き、ほとんどが含銅硫化鉱で、産銅資本が銅鉱石として採掘を自論んでいたものであった。しかし、その名が示す通りこの硫化鉱は硫黄分が多く、煙害を回避するためには焙鉱炉装入の前に数日をかけて焙鉱し、硫黄分を除去する必要があった。そのため、燃料費もかさみ製煉日数が増加するために製煉費が割高であった。この悪条件が焙焼によつて解決されることとなり、産銅資本は自社硫化鉱を肥料会社などに送つて硫酸原料として焙焼させ、その後、これを再び引き取つて製銅原料とする鉱石取引が一般化した。⁽⁷⁾ こうした関連で生まれた取引であつたことから、それは硫化鉱中の硫黄分の売買として觀念されており、産銅資本の側からは鉱石中の硫黄分は売却するが金属分は採鉱者である自らのものであると理解されていた。硫化鉱の価格を硫黃代と称するのもそうした理由からであった。もし同一の炉で別の会社の鉱石を一緒に焙焼すれば、それぞれの供給者に帰属すべき金属分を混合することになる。金属分を正に各社に戻すためには正確な分析による煩雑な処理が必要であったが、それも完全とは言い難かつた。それ故、少なくとも同一会社の鉱石だけで一つの炉を運転して混焼を避け、焙鉱をそのまま供給者に戻す方が望ましかつた。また、鉱石の置場の分離、炉の操業法の一定を考えれば一工場一鉱山である方が、効率的でありまた操業も容易だつた。このため、何らかの事情で需要者が供給先を変更しようと考えた時には、一工場をある時点から一挙に別の供給者に転換する可能性が強く、需給関係に大きな変動を生じることになる。また、鉱山の側からみれば、運賃の負担があるため需要先工場との距離が短いことが望ましく、その点を考慮すると選択の余地は小さく需要先の変更は運賃負担を増加させることで焙焼のメリットを減殺する危険が大きかつた。こうした条件のため、鉱石会四社は「地盤」を尊重することを協定の基本としていたのである。

四社の合意が成立したことは、直ちに大日本人肥などの各需要者に通知された。ときあたかも渋沢栄一の仲介による大日肥・日本化肥・関東酸曹の三社合併が合意に達し、新大日本人造肥料が成立した直後であった。⁽⁸⁾ 大日肥側が合併問題で忙しく、各工場への供給者の変更などについて容喙する余裕がなかったことが、四社の協定成立に有利な条件だったことは、次項の佐々連問題との対比で明らかになるであろう。しかし、工場の操業に重大な影響のある鉱石供給者の変更を鉱石会が一方的に通告してきたことに、大日肥は強い不満をもつた。しかも、合併成立で新大日肥は硫化鉱処理能力では五割以上のシェアを獲得し、それだけ交渉力を増していた。そこで「大日肥ハ四社協定側ガ勝手ニ各工場ニ對

シ鑛石配分ヲ左右スルナラントノ疑ヲ以テ一種ノ反感ヲ抱キ」「大和田ヲ全部柵原ニスルコトハ燒鑛捨場ノ関係上困ル旨言明⁽⁹⁾」するなどの態度をとったことから、鉱石会も「(大日肥の)態度漸々驕慢ナラントスル形勢ヲ示セリ」と警戒を強めることになった。

こうしたなかで、四社協定の成立が鉱石市場の支配力を徐々に強め、市場の安定化を果していくことになった。春秋二回の鉱石会における硫黄代決定に際しても、過磷酸石灰市況・運賃などを考慮してより詳細な検討が行なわれるようになり、一九一二四(大正一三)年からは各社に各鉱山および供給先各工場の操業状況の報告を求め、また競争品である硫黄の産出動向、あるいは施肥の競争品である諸肥料の市況にも注意するようになつた。硫黄代は四社協定成立時より関東関西二本建となり、また「柵原鉱には品位の優良さから特に二割増とする優遇措置が⁽¹⁰⁾」とられた。採鉱の機械化により増加する粉鉱については、需要を喚起するため一定の値引が認められていた。

需要者との交渉は四社が個別に行なうことが原則であったが、大日肥交渉については鉱石会四社の意思統一のため四社交代で総代となり契約交渉を一括して行なうこととし、一九二三年一二月に大日肥との懇談会を開きその旨了承を得た。契約の基本は数量契約で、久原・古河などの長期供給契約を前提に「地盤」を尊重したうえで、各工場への供給量と価格を定めるものであつた。交渉に際し鉱石会は、あらかじめ「来期硫黄代」を協定すると同時に、先の「第一回鑛石協議会決議事項」にもみられる如く若干上鞘の交渉開始時の指値を定めていた⁽¹¹⁾。しかし、この方法は後に大日肥に漏れて不信をかうことになつたため廢止された。なお、これより先、「大需要家」と「小需要家」との間に価格差をつけるとの大日肥の要求に対し、鉱石会は若干の曲折はあつたが、大日肥向け硫黄代の値引きを認めた。

こうして四社協定による鉱石会の活動は、大日肥との交渉を主軸に鉱石市場での競争を排除することに成功していく。

しかし、こうした鉱石会の市場の統制は、石炭業同業に優良鉱区独占のもつ限界によって制約されており、新鉱山の出現による新参入を阻止しえなかつた。二社から三社、四社へと新参入者を協定に加盟させることでこの市場統制は意味をもちえたのであって、そうした弱さは次にみる三菱の新参入・佐々連問題にも典型的に現わるのである。

- (1) 前掲『七十年之回顧』一〇五~七ページ。「最近ニ於ケル久原、住友ノ調査ニヨレバ柵原索道竝ニ片上鉄道ハ遅クトモ六月初迄ニハ完成スベク、其曉ニ於テハ月販百萬貫ノ出鑛ヲ見ルニ至ルベシ」〔鉱石会〕一九二三年三月三〇日。
- (2) 「対柵原問題経過報告」〔鉱石会〕一九二三年六月二二〇日。
- (3) 藤田案に対する住友の意見は次の通りであつた。「……住友ハ協定ヲナスニ当り将来ニ亘リテ拘束ヲ受ケ且又将来論議ヲ醸ス虞レアルガ如キ曖昧ナル協約ハ之ヲ避け寧ノ初メニ於テ譲リ得ベキハ淡白ニ之ヲ譲ルハ協定持続ノ方策トシテ正ニ斯クセザルベカラズト信ズ故ニ本項ノ摘要ヲ絶対条件トシテ主張ス他ハ異議ナシ」〔鉱石会〕一九二三年六月二九日。
- (4) 藤田の意向は「大日肥ニテハ目下工場整理考究中故大和田工場ヲ藤田ニ譲受ケタル後萬一同工場が廃止セラレタル場合ニハ之レガ代償トシテ関西大日肥工場ノ一工場又ハ一工場ノ一部ヲ振替ヘ頂戴出来ルヤ否ヤ若シ振替頂戴出来ズトセバ不安ニ堪ヘズ」というものであつた(『鉱石会』一九二三年六月三〇日)。
- (5) 古河の試案「硫化鉱共同販売ニ就テ」には次のような記述がある。「住友ハ……最近藤田ノ地盤ナル日本窒素水俣工場ニ武拾萬貫ヲ住友ノ手ニテ供給スルコトトナリ……」。
- (6) たとえば一九一二年から四阪島で実施されたストールによる焼鉱法は焼成日数三〇~四〇日で脱硫率約六〇パーセントだつた(『日本鉱業発達史』上巻五一四~五ページ)。
- (7) 南滿洲鉄道株式会社鉱業部鉱務課「本邦買鉱事情」(一九一六年)一〇三~五ページ。
- (8) 「大日本人造肥料株式会社五十年史」(一九三六年)一〇一~九ページ参照。
- (9) 柵原鉱は含銅鉱ではないため製煉原料とはならない。従つて藤田は当然ながら焼滓を引き取らないから大日肥はその捨場を設置する必要があった「柵原共同処分ノ件」(大正一二年七月一八日付、久原、古河各本店より住友製銅販売店、久原大阪出張所、古河大阪支店宛書類。『鉱石会』一九二三年)。

それによれば、燐肥業界は、米価高にもかかわらず生産過剰と「大日肥対住友肥料等の競走」のために市中相場の低迷に悩まされている。対策の一つは共同販売であるが各社の事情も異なり、また大日肥が「自ら大会社を以て任じ肥料界の鐘紡社の如き態度で居」るのが反発をかって協調の見込みがうすい。従つて、激しい競争が続くとなれば大日肥は必ず硫黄代の値下げを求めてくるであろう。というのは、住友肥料が別子の安い鉱石を供給しているのに対し、大日肥が鉱石会から高い買物をするのは競争に耐えられないからである、というものであった。

この悲観的見通しは、一九二四年一二月から開始された二五年上期契約交渉で要求の形こそ異なるが適中した。交渉にあたり、大日肥は、「住友が関東方面ニ倉庫ヲ作り販路ノ侵入ニ力ヲ注ギ居ル故恐威ヲ感じ居ル」との判断に立つて、金融負担軽減のために工場貯鉱を三カ月分から二カ月分に減少させる目的で次期供給量を前期の四分の三に減らすなど契約条件の変更を申し出るとともに、「総括数量契約」として鉱石の運用を一任されたいと提案した。これに対し鉱石会は「総括数量契約」が混焼のおそれがあるため全く不可であるなど、大日肥の申し出についてほぼ全面的に反対の旨回答した。このように交渉難航が予想されるなかで、同日、大日肥から、佐々連鉱月一〇〇〇トン（半期二六〇万貫）を二五年三月より三菱の申し出に基づき引き受けた予定であることが明らかにされ、事態はますます混迷していくことになった。⁽⁷⁾ 鉱石会は大日肥から供給量の減少を求められている時に、他方で同社が新たな供給先を三菱に求めることには承服し難かった。これを認めることは四社協定に基づく鉱石会の活動を崩壊させるおそれがあった。「地盤」の相互不可侵を基礎としている鉱石会は、その協調により全体として硫化鉱需要の大半を確保し価格の維持をはかつてていたから、大日肥の都合によって供給権を侵されることを容認しなかつたのである。

一九二四年一二月一日より対策協議にはいった鉱石会は、「相手方カ三菱ニテハ種々関係スル所アルヘク無下ニ断

に不安を表明し鉱石会活動の困難を指摘する上申意見書が出されていた。⁽⁵⁾

岩城鉱業所有の佐々連鉱山は、一九二四（大正十三）年より三菱直島製錬所との買鉱契約のもとで、含銅硫化鉱採掘の準備をすすめ、資金・技術の両面にわたり三菱の援助をうけて硫化鉱市場に新参入を企図していた。鉱石会では大日肥からの注意もあって「三菱ガ金三十萬円ヲ投資シ一カ月六十萬貫ノ硫化鉱出鑛スルヤノ噂」のあった同鉱山につき、二四年四月ごろその動向を調査した。その結果、五月初めの鉱石会で、含銅品位二・五・三・〇パーセント、硫黄分四五七ペーセントの良鉱ではあるが、「結局、今後一カ年後ニアラザレバ出鑛覚束ナク、出鑛ニ至ルモ一カ月塊鑛二十萬貫以上ハ困難ナラン。従テ当分大シテ問題トスルニ足ラス」との結論に達し⁽¹⁾、以後静観の態度をとつた⁽²⁾。

この間、四社の貯鉱量は、藤田加盟前の一九二三年初めより二四年下期までに、久原が八〇〇万貫から五三五万貫に、古河が一二一〇万貫から五三〇万貫に、住友が五三九万貫から二二一〇万貫に（藤田は二三年不明、二四年下期六二〇万貫）、と漸減しており、燐肥製造高も上昇の気運にあつた⁽³⁾。こうしたことが鉱石会に楽観的な見方を支配的とさせ、佐々連の新参入問題への対応を鈍らせた。

しかし、燐肥業界は一九二三年三月より一貫して三割の生産制限を余儀なくされる設備過剰状況にあり、住友肥料や多木肥料などの非協調的な動きによって混乱を極めていた。このため、例えば古河鉱業の内部にも、燐肥業界の先行き

4 佐々連問題

- (10) 前掲「第一回鉱石協議会決議事項」（本稿一九七〜一九八ページ）参照。
- (11) たとえば、一九二四年下期交渉にあたり、鉱石会は硫黄代一〇〇貫あたり五〇錢値上げ方針を決定するとともに、「大日肥交渉ニ當リテハ現在値段ノ百貫七拾五錢増ヲ以テ交渉ヲ開始スルコト」を決議した如きである（「大正十三年春季鉱石打合会決議事項」）。
- (12) 「七十年之回顧」一〇九ページ。

ルコトモ或ハ出来ヌ、三菱とは「同業者ノ関係モアリ、又同礦山起業計画ノ発端ヨリスルモ之ヲ無碍ニ断ルトセバ何レノ方面ニカ支障ヲ招来スルノ虞アリ」との見方が支配的で、三菱との協調をはかる方向に傾いていった。このため、三菱に鉱石会加盟の意志があるかどうかが焦点となつたが、一三日に同社は「佐々連問題ハ一切大日肥ヲ信頼シテ一任」していると回答し、暗に協定に参加の意志がないことを明らかにした。鉱石会は「相手方ガ三菱」であるため「佐々連出鎌ハ製煉所ヲ有セサル他社ノ出現トハソノ趣ヲ異ニシ、直島ノ存廃ニ関スルヲ以テ其辺ハ考慮ノ要アリ」との考えであった。鉱石市場で競争を挑むことは、三菱など四社による產銅カルテル水曜会の協調関係を崩壊に導くおそれがあり、その点の考慮なしにはこの問題を処理しえないということであつた。また、水曜会に不参加の住友も、別子粉鉱を直島に送つて交換製煉していた関係があり、二五年五月にグルナワルト焼結工場が完成するのを機会に直島送鉱を中止する予定であつた⁽⁸⁾。このため直島製煉所は鉱量確保の目的で佐々連鉱山の起業に資金と技術を援助して開発をすすめたのである。それ故、鉱石会四社とも、三菱の新参入に協調的な立場をとらざるを得なかつた。

鉱石会は、一二月二七日に「若シ、大日肥力佐々連ヲ十五萬貫（但し月額、半期では九〇万貫）ニ限定シ得ルナラハ（A）好意ヲ以テ考慮スルモ、若シ無制限ナレハ（B）第一宝刀即チ供給拒絶ヲナスカ、或ハ（C）第二宝刀即チ他社ニ対シS（硫黄）代ヲ安値ニスル事ハ已ムヲ得サルヘシ」（（ ）内引用者）との方針を決定し、大日肥を牽制しつつ三菱との妥協の道を探ることになつた。しかし、同日の対大日肥交渉は、不調に終わつた。大日肥は佐々連鉱受入量を半期九〇万貫に減らすことを拒否し、佐々連問題を棚上げにする態度に出た。これに対して鉱石会側も強硬な対応に終始し、住友の代表が「別子ハ……焼滓ヲ多量ニ必要トスル関係ヨリ出發シアルコトヲ是非考慮ニ置カレタシ、若シ尚此上焼滓ヲ減ズルガ如キ様ノコトアリテハ自當上ニ関連シテ肥料製造部ノ拡張ヲ計ラネバナラヌ事情ヲ存セリ」と表明した⁽¹⁰⁾。このために大日肥は態度を硬化させ、交渉は暗礁に乗り上げ越年することになつた。

翌一九二五（大正一四）年一月、鉱石会は打開策として、五一〇年の長期供給契約を四社共同で締結することを内容とする「総括契約書」を作成し、大日肥に提案する方針を決定した⁽¹¹⁾。この契約により、四社は大日肥に対する現在の供給権を確保し、第二、第三の佐々連問題の発生を防止することと、佐々連については譲歩の余地を残そうとしたのであつた⁽¹²⁾。しかし、この間に從来直島製煉所に売鉱していた大峰鉱山が、久原の佐賀関鉱山への売鉱に切り換えるという事件が起り、三菱との協調樹立は一層困難となつた。大峰の売鉱先変更は同社独自の方針によるものと言われるが、三菱からみれば、久原による三菱の買鉱先に対する切り崩しであり、鉱石会への不信を強めたからであつた。こうした事情から鉱石会は一月二二日に三菱に対し直接交渉を行ない、大峰問題を含めた妥協案を提案した。しかし、この案に対して三菱は、「佐々連出現ニ依リ何等損ヲセヌト云フ腹」の提案であり、「返事ヲスル元氣モナイ」として交渉途中で席を蹴つてしまつた。かくて三菱との初の正式交渉は決裂し、鉱石会は三菱との交渉継続を断念し、大日肥に対し先にふれた「総括契約」案をもつて打開の途をさぐることになつた。

一月二三日に鉱石会は「総括契約書草案」を提示して大日肥に検討を依頼すべく交渉に臨んだ。しかし、大日肥は、新提案について早急に社内の一致をみると困難であるとの理由で、直ちに次期硫黃代の検討にはいるよう主張した。すでに二五年上期の供給契約期間に入つており、佐々連の出鉱も間近かにひかえていたことから、大日肥は上期契約内容の具体的検討を求めていたのである。これに対し鉱石会は、再度総括契約の検討を要求し、その内容は「単ニ從來ノモノヲ一括案トセシモノニ過ギズ」、両者の共存共榮・唇齒輔車の関係を確認するため、いわば「從來内縁ノ妻タリシモノヲ単ニ戸籍面ニ編入シ名実ノ妻タルコトノ御認ヲ願フ程度」と説得した。しかし、大日肥は「常ニ正妻ト思ヒ居リ」と答え、総括案を将来の検討課題とすることには同意したもの、草案の受取りすら拒否した⁽¹³⁾。かくして総括契約によつて、「相手方ガ三菱」の佐々連については譲歩するとしても、第二、第三の佐々連問題の発生を防ぐため、大日肥に長期の

供給権を認めさせる企図も失敗した。一月二八日、鉱石会は佐々連鉱一六〇万貫（月一〇〇〇トン）の受入れを認めるなど三菱および大日肥の要求を全面的に容れる旨、同社に回答し⁽¹⁵⁾、二カ月にわたる交渉は鉱石会の完全な敗北に終った。

その後、交渉は佐々連鉱の焙焼工場の配分などの具体的検討にはいった。その間、焙焼先の変更をめぐって大日肥と鉱石会が対立し一時交渉を打ち切る事態も生れ、鉱石会は販路確保の目的から、大日肥が他社鉱石を無断で入れる場合には送鉱を全て中止することを申し合せるなど険悪な空気が流れた。⁽¹⁶⁾しかし、この対立も二月末に至り貯鉱減少により操業に支障を来たすおそれを生じた大日肥が、鉱石会の主張を受け入れることに同意し、三月一〇日ようやく二五年上期供給契約が成立した。⁽¹⁷⁾

こうして佐々連鉱山の出現による三菱の新参入問題は一応結着をみた。鉱石会は大日肥との契約で三菱の供給範囲を限定しえたこと、供給先変更による失費を大日肥負担としたことなどで一応満足した。三菱は、直島の鉱量不足を補うことが可能となり一九二〇年代後半に産銅シェアを徐々に拡大することに成功した。三菱が鉱石会に加盟したわけではなかつたが、三菱の硫化鉱生産シェアは五社中で最も低く（第3表参照）、三菱系の大坂アルカリを除き鉱石のほとんどが大日肥で焙焼されていたから、大日肥と鉱石会の協調関係の下では独自の動きが制約されることになった。ここに鉱石会が大日肥との交渉に活路を求め、その結果に一応満足しえた理由があった。なお、三菱の鉱石会への入会はこれより三年後の一九二八年四月であり、同年六月には五社「地盤」を現状のまま維持承認する趣旨の協定が成立した。

以上の経過で特徴的な点は、佐々連問題では「相手が三菱」で製錬所を持たぬ他社ではないことが重大な意味をもつたことであろう。このことは鉱石会が、単に硫化鉱石市場の統制を加盟会社だけの利害だけで押しえるものではなく、加盟非加盟にかかわらず産銅五社の協調維持を考慮せざるを得なかつたことを明らかにしている。もし、産銅水曜会が非協調的で個々の資本の利害が優先したとすれば、直島製錬所の生産減少につながる鉱量不足という事態は、他社にと

つてシェア拡大の好機であった。鉱石会四社が三菱の新参入を拒否し大日肥に引取拒絶を強要すれば、銅生産においても優位に立ちえたかもしれない。しかし、四社の態度は全く逆であった。後にみる通り、一九二四年一月に水曜会はようやく本格的な販売割当を開始したばかりであり、鉱石市場での無用の競争は、この端緒について水曜会の新しい協調体制を動搖させる危険があつたからであろう。水曜会のカルテル活動もこうした側面からの努力によって援助されており、産銅独占組織の一翼を鉱石会が担つていたのである。

- (1) なお、これより先の四月に報告された久原鉱業による調査では、確定埋藏鉱量一三四四万貫で一九二四年中に運搬設備が完成予定であるが、「一カ月三十万貫以上ノ出鑛ハ困難ナリトノ評アリ」「早クシテ明年中頃ヨリ出鑛シ得レバ早手廻シノ方ナラシカ」と述べられていた〔「佐々連鉱山調書」『鉱石会』一九二四年〕。
- (2) 一九二四年一月の秋季鉱石会も佐々連鉱山について「暫ク成行ヲ見ル」との意見に一致した。
- (3) 「大正十三年秋季鉱石會議事資料」〔『鉱石会』一九二四年一月〕。
- (4) 前掲「磷酸肥料工業の歩み」四九一五二ページ。
- (5) 「肥料界現在氣配」〔『鉱石会』一九二四年、古河用箋使用、手書。一九二四年一一月初めに作成と推定される〕。
- (6) 大日肥提案のねらいは次の点にあつた。「四社ハ継ニ各供給分野ヲ限定シテ當社操業上ノ遣り繰リヲ少シモ考慮セラレズ殆ンド自當ノ如キ束縛ヲ敢テ為サルハ如何ニモ心外ニ堪ヘザル次第ナリ、殊ニ近来ノ如ク肥料界ノ混戦時ニ際シ内部ノ整理上或ハ工場ノ入替廃合或ハ甲工場ニ於テ使用シ能ハザル粉礫等ヲ乙工場ニ移送シテ之ヲ有利ニ消化スルが如キハ經營上最モ必要事ニシテ如斯ハ固ヨリ自社ノ權利ニ属シアル筈ノモノナリ、若シ此辺ノ自由不可能ナル現在トセバ當方トシテハ寧ロ總括数量契約ニ改メ以テ各工場使用上ノ按配ヲ自由ニ為シ得ルノ方針ニ变更スルニアラザレバ将来到底他ノ肥料生産者トノ競争ニ堪ヘズ、之レ需要家トシテノ最重要事ニシテ今少シク四社ノ考慮ヲ切ニ祈ル所ナリ」〔「對大日肥交渉顛末」第一回『鉱石会』一九二四年一二月一〇日〕。
- (7) 大日肥の説明は「本夏以来三菱ノ經營ニ係ル佐々連鉱山ノ起業工事モ着々進捗シテ來春早々ヨリ愈々出鑛ノ運ビニ至ルコトトナリシニ付キテハ三菱ヨリ從来宝鑛ヲ王子工場ニ引受け居リシ例ニ準ジ全部処理セラレタシトノ希望談アリ、実ハ普通ナレ

以上の如く、鉱石会は販路協定と価格協定による硫化鉄市場の統制を目的としたカルテルであった。

5 鉱石会の機能

- (8) 「粉礦処理に関しては方法の決定及試験等の為稍遅延し當分三菱直島製鉄所に委託処理をなせしが大正14年5月に至りて完成し同日以後全く新設備によりて操業し得るに至れり」（龍野昌之「四阪島製鉄所（其の一）」『日本鉄業年誌』第五〇五号、一九二七年）。
- (9) 直島製鉄所は反射炉法による粉鉄処理を中心として操業していたが、当時はまだ生鉄法の全盛期で粉鉄といえども製錬機で塊状にしてから熔鉄するのが主流であった。しかも買鉄先の中小鉄山は相対的には機械化が遅れ、粉鉄率が低かった。このため直島は所要の粉鉄を買鉄するのに非常に困難を感じたといわれている。こうした事情が三菱の佐々連開発への積極的な援助の背景であった。別子粉鉄の役割がどの程度であつたかは詳らかにしないが、直島の処理鉄量は一九二四年中の半期約四五万トンから、別子からの送鉄が中止されかつ前述の大峰先鉄先変更のあつた二五年にはいると下期に四万トンを割り、二六年中には半期三・五万トンに減少した（直島製鉄所史「昭和十五年まで、付表」）。
- (10) 「対大日肥交渉顛末」第四回（『鉱石会』一九二四年一二月二七日）。この住友発言に對して大日肥代表は、燃肥の「共同販売ニ付住友ニ懇意セシモ成立セズ」、ために独自に生産制限を実施している事情を述べ、暗に住友側の態度を批判している。
- (11) この時の総括契約は一九二四年一二月に大日肥が提案した総括数量契約とは全く内容を異にしており、大日肥に鉄石運用上の自由ではなく、逆に、鉱石会（乙）は大日肥（甲）の「別記工場ニ於テ使用スル硫黄分全量ヲ供給シ甲ハ乙ノ承認ナクシテ他ヨリ硫黄分ノ供給ヲ受ケルコトヲ得ザルモノトス」することを目的とした。
- (12) 総括契約を提案することを決議した臨時鉄石打合会（一九二五年一月一二日）は、その理由として、「一、大日肥ハ佐々連問題始メ土硫黄其他ニテ協定四社以外ノ鐵石ヲ使用スル熱望アルモノト認ム、従テ現下ノ佐々連問題ヲ四社側ニテ譲歩シテ解決スルトモ第二第三ノ問題ヲ起ス憂アリ。二、単ニ佐々連問題トシテ大日肥ヲ相手ニ協議スルコトハ三菱大日肥ト関聯シテ解決ヲ延引スル恐レアリ。三、大日肥ガ常ニ策ヲ弄シ毎期ノ交渉遅延スルハ四社ニ一部総括契約アリ一方ニ無之為メナルヲ以テヨリ硫黄分ノ供給ヲ受ケルコトヲ得ザルモノトス」することを目的とした。
- (13) 此際四社側トノ総括契約ヲ締結シ協定ヲ一層鞏固ニスル必要アリ……（以下略）などの点をあげていた。
- (14) 大峰鉄山は大阪アルカリ会社の所属であったが一九二四年末に同社の債務整理のため分離されて大峰鉄山株式会社所有となっていた。この新会社重役会が、一二月一二日に賣鉄先を久原に転換することを決議したのが事件の発端であった。
- (15) 「対大日肥交渉顛末」第五回（『鉱石会』一九二五年一月二三日）。総括契約に対する大日肥代表の回答は「総括契約ハ必要ノコトトナスモ即時ニハ協定至難ノコト故之ハ追ニ延パンテ頂キタイ、決シテ不可ト申セシニハアラズ」というものであつた。しかし、「全量契約ヨリモハ掛位ヲ四社ニ願ヒ多少此辺ニ余裕アル融通ヲ残シ置ク必要ナキヤ之等ノ事モ一々重役会議ニ詰ラネバナラズ」との発言があることからみて、全量契約についても問題点があると考えていたようである。
- (16) なお、この時に四社と大日肥の関係につき総括案検討の前提として四社間に存在する契約関係の不一致を改めるため、久原、古河が個別に締結していた「総括契約」の解除を申し出、大日肥の同意を得た（大正拾四年壹月貳拾九日付、大日本人造肥料より藤田鉄業（鉄石会幹事）宛書類）（『鉱石会』一九二五年）。
- (17) 「申合」 大正十四年二月十八日夜大日肥上野氏が當方提議ニ対シ没義道ニ即座ニ拒否セル態度ニ鑑ミ同社ノ誠意ニ甚ダ懸念アルヲ以テ更ニ左ノ申合セヲ為ス。
大正十四年一月二十八日附四社決議書（対大日肥への共同歩調、佐々連問題による負担の公平分担、大日肥供給量の制限を内容とする——引用者）所定ノ事項ハ此際最モ嚴重ニ実行監視ノ要アリト認ム、殊ニ四社側鉄石以外ノ鉄石ヲ四社ノ販路ニ無断ニテ持込ムトキハ直ニ送鐵中止ヲ実行スル事ヲ特ニ此際申合ス。 大正十四年二月十八日午後九時半（四社代表署名）（『鉱石会』一九二五年）。
- (18) この結果、佐々連鉄の引受け工場は、木津川一二万貫、下関五万貫、小野田八万貫となり、これに伴う置換は木津川の棚原鉄を王子へ一七万、下関の別子鉄五万を岡山へ、岡山へ送鉄予定の飯盛鉄五万を木津川へと決定された（『附帶覚書改定ニ付協定書』『鉱石会』一九二五年三月一四日）。

バ即時断ルベキ筈ナリシモ三菱トハ石炭、薬品類等ノ取引其他種々ノ関係ヨリシテ如何トモ断リテ對四社ノ現状ニ鑑ミ簡単ニ引受けケモ出來難ク、之ハ三菱三谷氏辺ヨリ四社側ノ何レニカ事情ヲ通ジテ諒解ヲ求メラルル方宣シカラズヤト同社へ返事シ置キシガ、何レ同社ヨリ懇談アルコトト思ヘバ其際ハ事情御諒察ノ上引受けケラル様取計ハレタシ」というものであつた。なお、同日三菱より「各社御迷惑ナランモ来春早々佐々連鐵月臺千噸ヲ出鐵シ大日肥ニ任セルコトトセル故宜敷煩ム」旨の中出があつた。

(8) 「粉礦処理に関しては方法の決定及試験等の為稍遅延し當分三菱直島製鉄所に委託処理をなせしが大正14年5月に至りて完

成し同日以後全く新設備によりて操業し得るに至れり」（龍野昌之「四阪島製鉄所（其の一）」『日本鉄業年誌』第五〇五号、一九二七年）。

産銅独占の成立（武田）

第7表 硫黄代の推移（1000貫あたり）

（単位：円）

	関 東		関 西		柵原契約価格		硫化鉛
	塊鉛	粉鉛	塊鉛	粉鉛	塊鉛	粉鉛	市価(塊)
1920年上期	80.0		100.0		90.0		—
下期	75.0		75.0	75.0	80.0		
21年上期	65.0		60.0	50.0	80.0		
下期	65.0		45.0		44.0	30.0	67.7
22年上期	60.0	55.0	60.0		56~60	30.0	
下期	65.0	60.0	61.0		63~65	35~41	52.7
23年上期	55.0	46.0	50.0		54~58	41.0	
下期	52.0	46.0	47.5		49.0	40.0	53.3
24年上期	55.0	49.0	50.0		40.0	53.0	42.4
下期	57.5	52.5	52.5		42.0	55.0	43.0
25年上期	57.5	52.5	52.5		42.0	55.0	42.98
下期	57.5	52.5	52.5		42.0	55.0	42.98
26年上期	58.5	53.5	53.5		43.0	56.1	43.88
下期	59.5	54.5	54.5		44.0	57.1	44.4
27年上期	59.5	54.5	54.5		44.0	57.1	44.6
下期	59.5	54.5	54.5		48.5	57.1	51.1
28年上期	59.5	54.5	54.5		48.5	57.1	51.1
下期	59.5	54.5	54.5		54.5	57.1	51.1
29年上期	59.5	54.5	54.5		48.5	57.1	51.1
下期	59.5	54.5	54.5		48.5	57.0	51.0
30年上期	57.4	54.0	53.1		46.8	57.08	51.08
下期	55.2	51.5	50.0		44.3	56.33	50.33

出所)『鉱石会』(1932)年下期より作成。但し、硫化鉛市価は『日本鉄業発達史』上巻。柵原鉛契約価格は『七十年之回顧』付表より作成。

注) 1. 関東値段は工場河岸解乗、関西値段は工場付近本船乗。

2 柵原粉鉛は、26年までN社向、他はK社向。

第6表 硫酸工場への供給鉛量における

五社の地位 (単位: 1000貫, %)

	1927年		1928年	
	量	%	量	%
日鉛	26,910	20.34	30,109	20.49
古河	18,747	14.17	18,520	12.61
三菱	8,077	6.10	9,380	6.38
藤田	33,774	25.52	42,652	29.03
住友	26,354	19.92	28,748	19.57
5社計	113,865	86.05	129,409	88.08
その他	18,465	13.95	17,513	11.92
合計	132,330	100.00	146,922	100.00

出所)『鉱石会』1933年上期。

販路協定は加盟各社の既存の供給権を前提とし、これを各社の勢力範囲として相互不可侵と認め、競争を排除して硫酸需要全体を維持することを目的とした。販路統制のこうした性格は、硫酸鉛取引の技術的性格と運賃とに規定された。しかし、鉱石会の市場統制は優良鉛区の独占がもつ限界によって制約されており、新規参入者の出現に對して脆弱な体質を暴露した。住友、藤田、三菱と相次ぐ新参入は、既存の協定への加盟を懇意することで切り抜けざるを得なかつた。このために加盟会社は自らの「地盤」の一部をさいて参入者に鉱石供給権を譲渡し、競争を回避せざるを得なかつたのである。住友加盟時の大日肥大和田・下関両工場、藤田加盟時の大和田工場、三菱加盟時的小野田・木津川工場などの譲渡がその例であった。もつとも、住友加盟時の日窒水俣、藤田加盟時の日立地帯設定によって鉱石会は、加盟各社の「地盤」外に増産分を販売することを通して既得権を保持しつつ、カルテルの販路統制の及ばぬ供給者に対して競争を挑み、鉱石会の販路拡大を達成したことでも事実であった。硫酸鉛需要が拡大基調にあつたことも、鉱石会のこうした調整活動を容易にした。その結果、産銅五社の硫酸製造向硫酸鉛の八六・八パーセントを鉱石会五社が掌握していた。鉱石会の市場統制力が強まつた。需要の中心に位置した硫酸製造向の供給量は第6表の如くで、一九二七・八年には硫酸製造向硫酸鉛の八六・八パーセントを鉱石会ににおいてその都度市況等を勘案して次季硫酸代を定める方式をとつておらず、これを基準に各社の契約が結ばれた。硫酸代・硫酸鉛価格の推移は第7表の如くで、二〇年恐慌後の下落のあと、震災による関東方面需要の減退で一九二三年下期

に一段と下がった。しかし、その後一九二〇年代を通して塊鉱値段において関東五七・五九円、関西五二・五四円の水準を維持し、また粉鉱では関西方面で価格引上げに成功した。高い含硫率で優位にあった柵原鉱の契約価格は関西協定価格より高めに決められていたが、その推移は協定価格と軌を一にしており、鉱石会の価格協定が各社の供給契約締結に際し十分な規制力を發揮していたことを知ることができる。しかも、この価格水準は全般に硫化鉱市価をやや上廻る傾向をもっており、鉱石会は販路協定を基礎とした市場統制力によって自らの鉱石を有利に販売したのであった。この間、燐肥価格は過剰生産による激しい競争圧力のため、二四年の四五円強（トンあたり口銭込）から二九年には三六円五三銭まで漸落した。⁽¹⁾ 従つて鉱石会は、他の鉱石生産者や燐肥業者に対して犠牲を強いつつ「独占利潤」を享受しているのである。それ故、大日肥は自らの費用・価格関係の悪化を改善するため硫黄代算定方法の合理化を鉱石会に要求することになった。当初鉱石会は、関東・関西の市場条件を考慮して二本建としたうえで、四二・パーセントを標準品位とする粉塊鉱価格を定め、別に柵原鉱価格を協定していた。しかし、このような大難把な硫黄代算定方式では、含硫品位とが区々である硫化鉱価格の合理的な決定方法とは言い難かった。もともと産銅資本には、製銅に有害無益の硫黄分を焙焼に出すことに対して、その間の運賃が充足し得れば良いという程度の曖昧な観念があり、そのことが硫黄代算定における不合理性を払拭させなかつた。しかし、品位の相違や含有金属の種類等々で操業に微妙な影響を受ける硫酸製造者はこれを黙視しえることではなかつた。⁽²⁾ このため鉱石会は、大日肥の要求によつて、二七年八月の鉱石会東西連合会以降、「硫黄代合理化問題」の検討を続けることになった。これに応じて大日肥も「硫化鉱価格決定方法ニ就テ」と題する具体案を提出し検討を依頼した。⁽³⁾ その後、部分的な改善がすすめられるなかで約二年間両者の折衝が続いた結果、三〇年上期契約より鉱石の格付を定め、これに応じて価格を決定する方式に移行し、その合理化が実現することになった。⁽⁴⁾ 販路協定の下で各社と各需要者との供給契約は個別に結ばれることが原則であった。ただ、大日肥とは鉱石会加盟各

社連名の覚書が毎期取交わされ、供給先工場、供給者名、供給量、価格が定められた。各社の供給分野および供給量は第8表の通りであった。各社供給分野における大日本人肥の比重の高さと、古河における大阪製錬、久原における多木肥料、住友における住友肥料、藤田における日本窒素、神島人造および三井系二社、三菱における大阪アルカリなどの各社独自の供給分野の発展が注目できる。⁽⁵⁾ 販売シェアは一九二四年の三菱の新参入、二八・九年の藤田の増産によって変動する。前者については既にみた通りであるが、後者は藤田が日窒との長期供給契約締結（八年）に基づき柵原鉱の増産にはいったためである。⁽⁶⁾ しかし、これも朝鮮窒素の設立・稼動という新需要に応じたものが中心であったから、他社のシェアが落ちたとはいゝ、その貯鉱増加・生産減少という形で他四社の販路に影響を与えたわけではなかつた。⁽⁷⁾ その限りで、三菱の新参入後の供給販路の協定は概して良好に維持されており、鉱石会協議の中心にあつた大日肥への供給協定を基軸としながら、大日肥以外の需要者にもそれぞれ販路を求めることで生産を拡大し、市場支配力を強めていったのである。

佐々連問題で焦点となつた総括契約方式による大日本人肥への独占的供給権の掌握はその後ついに実現しなかつた。一九二九年上期覚書で協定供給量について五社が共同責任を負うことが明示されたが、大日肥が使用鉱石を全て五社から供給をうけることが条件づけられたわけではなかつた。一九三二（昭和七）年に至り、逆に大日肥から類似の方式をとることが提案されたが、この時には鉱石会がこれを拒否した。⁽⁸⁾ 大日肥の消費シェアが競争者の台頭で相対的に低下しており、すでに五社体制が成立して鉱石会の市場支配力が鞏固となつていてこの段階では、「総括契約」を結ぶことは鉱石会にとって実質的な意味の小さいものだったのである。

五社の利害は区々であり、必ずしも一致していたわけではなかつた。古河は、主力鉱山の久根鉱山が老境にはいっていたこともあって大戦中の生産水準を回復しえず、その生産シェアを落した（第3表）。しかし、久原同様に、両社とも

第8表 硫化鉱供給分野と供給量

(単位: 1,000貫)

		1923下	24上	24下	25上	25下	26上	26下	27上	27下	28上	28下	29上	29下
古 河	大日本人肥 南 海 製 粉 東 京 硫酸 大阪アルカリ 合 計	2,310 851 1,527 700 0 5,388	4,645 1,042 997 1,218 0 7,902	3,778 1,074 794 1,127 0 6,773	3,834 1,497 1,265 1,032 0 7,571	4,381 4,572 1,441 1,270 0 8,287	4,572 4,479 1,548 1,371 0 8,505	4,479 5,368 1,394 1,302 0 8,572	4,533 5,290 1,604 1,480 0 9,170	4,290 3,775 1,784 2,227 0 9,825	3,775 4,460 1,642 2,388 0 10,144	4,460 4,183 1,625 2,493 1,961 9,923	4,183 4,183 1,823 1,961 1,213 9,504	4,183 4,183 1,823 1,961 1,213 9,504
久 原 日 鉱	大日本人肥 ラ サ 島 東 京 多 木 肥 料 他 合 計	4,579 874 489 2,580 680 9,202	4,153 2,181 844 3,660 521 11,435	6,050 2,042 4,765 3,438 170 12,544	5,804 1,940 4,278 3,831 192 13,628	4,963 2,377 3,831 4,121 84 12,933	5,674 2,185 5,228 5,371 0 13,499	5,303 2,377 4,172 5,174 0 13,530	4,760 2,180 5,228 5,174 0 13,691	5,368 2,063 4,697 5,228 0 14,199	5,411 2,783 4,852 4,697 0 15,461	4,852 1,951 5,798 5,750 0 13,227	5,798 2,449 5,750 6,392 0 15,966	5,798 2,449 5,750 6,392 0 16,884
住 友	大日本人肥 日 本 水 保 ラ サ 島 大 阪 住 友 肥 料 他 合 計	3,146 1,549 2,207 2,267 0 9,169	2,439 1,260 2,896 3,431 0 10,026	2,030 1,041 3,353 3,649 0 10,073	2,271 2,514 3,479 3,567 0 10,476	2,573 2,673 4,242 3,440 0 10,442	2,720 2,720 4,161 3,664 0 10,340	3,013 3,183 4,381 3,664 0 11,222	3,183 2,952 3,728 5,979 0 12,234	2,952 2,436 3,751 5,787 0 14,123	4,142 0 3,904 6,617 572 14,338	4,142 0 3,904 5,426 1,908 16,571	4,142 0 3,904 5,426 839 13,644	4,142 0 3,904 5,426 839 13,644
藤 田	大日本人肥 日 本 陸 人 造 合 計	810 2,379 412	3,731 2,740 988	2,659 3,097 721	2,020 2,586 613	3,090 2,989 740	3,341 4,635 597	3,536 5,407 325	3,478 4,949 699	3,121 5,427 699	5,427 6,695 958	6,695 6,642 1,028	6,695 6,416 952	6,695 6,416 8,244 19,195

出所)『鉄石会』1928年下~30年下より作成。

注)1. その他は、久原(日本礦苗、電化)、住友(大阪製鐵、大阪アルカリ)、藤田(大同肥料、満鉄、台灣肥料、大阪アルカリ)、大阪晒粉など)、三井(横濱、浦、砲兵工廠)の各社。

2. 藤田分野中、日望には1929年上期より朝望を含む。また三池染料には三池製糖を含む。電化は青梅、伏木、大牟田の三工場合計。

(武田)成立の占銅獨苗

鉄 人 所 造	新 島 渦 硫 酸 三 電 そ 合	736 1,100 0 0 0 1,937	634 1,573 0 0 0 11,784	670 1,132 1,014 292 0 10,443	462 743 1,615 332 0 8,746	704 1,760 1,415 792 0 10,971	1,031 1,760 1,705 891 891 13,769	901 1,760 1,705 891 891 15,344	1,157 2,576 2,576 825 919 15,415	1,269 2,436 2,436 1,264 1,264 18,805	1,234 2,330 2,330 990 990 19,742	1,245 2,330 2,330 990 990 23,081	1,587 884 884 479 479 22,193	
三 電 化 青 梅 東 京 瓦 斯 大 阪 ア ル カ リ そ 合	746 76 0 248 1,152 1,440 1,132 1,584 1,712 2,114 2,571 2,114 2,869 2,588 3,035 2,817 232	2,023 388 248 189 1,440 1,132 1,584 1,712 2,114 2,571 2,114 2,869 2,588 3,035 2,817 232	2,533 463 189 8 310 279 279 226 226 332 266 240 313 221	3,650 212 8 310 1,584 1,712 1,714 2,114 2,571 2,114 2,869 2,588 3,035 2,817 232	4,036 419 748 604 577 681 990 2,490 2,763 3,160 1,726 1,741 2,226	4,306 470 785 604 577 681 990 2,490 2,763 3,160 1,726 1,741 2,226	4,764 398 542 776 776 760 849 2,763 3,160 1,726 1,741 2,226 2,226	4,476 542 542 438 438 760 849 2,763 3,160 1,726 1,741 2,226 2,226	3,971 159 226 226 332 266 240 23,081 176 143 143 0	4,618 226 226 243 243 760 849 2,763 3,160 1,726 1,741 2,226 2,226	5,700 438 438 243 243 760 849 2,763 3,160 1,726 1,741 2,226 2,226	6,438 243 243 111 111 0	5,300 884 884 221 221 0	
五 社 合 計	32,760 16,4 28,1 22,4 21,2 180 2,064	45,072 17,5 25,4 22,6 26,1 104 3,925	44,477 30,0 30,0 23,1 23,5 19,2 4,644	45,423 30,0 30,0 23,1 23,5 19,2 5,002	48,982 30,0 30,0 23,1 23,5 19,2 6,349	52,968 55,857 55,857 58,502 6,855 7,189 7,892	55,857 58,502 58,502 64,348 6,855 7,189 7,396	58,502 64,348 64,348 68,124 6,855 7,189 8,914	58,502 64,348 64,348 68,124 6,855 7,189 8,914	69,483 74,955 74,955 82,709 8,914 9,897 8,570	74,955 82,709 82,709 82,709 8,914 9,897 8,570	82,709 82,709 82,709 82,709 8,914 9,897 8,570	82,709 82,709 82,709 82,709 8,914 9,897 8,570	
對大日肥販売比	35.4	37.7	38.3	38.7	38.8	38.8	37.0	32.4	31.8	33.7	34.5	36.7	31.4	

(1) 前掲「磷酸肥料工業の歩み」卷末付表1。

(2) 「合理化問題」の発端は、大日肥が二七年下期交渉において、①水分引③塊粉値開の変更④割戻金、の三点を硫黄代に關して要求したことであった。このうち割戻金は「四社礦石カ品位不同ニシテ主トシテ古河、久原兩者ノ供給セルモノハ柵原、別子ニ比較シテ日肥ニトリテ甚不利益であるとの理由で競争会社に対する条件を有利にするために要求してきたものであった。それ故、この段階では大日肥は「硫黄代ヲ品位ニヨリ合理的ニ決定シ他社ト同一ノ立場ニ置カルル事ハ希望スル処ニアラス」と明言していた（「大日肥下期契約ノ件」『鉱石会』一九二七年六月二九日）。この要求に対し鉱石会は硫黄代を品位に応じて合理的に決定するための「協議機関」を大日肥と合同で設けることとされたのである（『鉱石会』一九二七年七月一三日）。

(3) その骨子は生鉱中の硫黄分から夾雜物に対して控除すべき硫黄量をホルディング氏の作成した係数を用いて算定し、これを控除して「有効硫黄量」を算出し、硫黄代決定の基準とするものであった。

第9表 主要製錬所における
硫酸津處理量 (単位: t)

製錬所名	硫酸津處理量(A)	製錬量(B)	(A)/(B)
立島	6,300	318,360	2.0%
阪賀	74,393	352,471	21.1
四佐	62,314	342,965	18.2
水直足	14,359	—	—
他	16,185	75,167	21.5
の合計	13,050	122,639	10.6
	26,759	—	—
	213,360	—	—

出所) 1. 硫酸津處理量は、全國經濟調査機関連合会編
『日本經濟の最近十年』(1931年) 380ページ。
2. 製錬量は『日本銅業發達史』上巻三章附表。

注) 1926年現在。

め、鉱石会のカルテル機能の維持には極めて積極的であり、柵原鉱対策でみた通り競争を回避するために新参入者へ自らの供給権を譲渡させた。もともと、このことは住友の硫化鉱生産からの後退を意味するものではなく、住友製肥の拡張によって自らの需要先を創出していた。その結果、住友製肥は施肥業界では新参入者として大日肥と激しい競争を展開することになったのである。従って、鉱石会における住友の妥協的、協調的な対応も、裏面で多くの施肥資本の犠牲の上に成り立っていたと言つてよい。

こうした利害関係の錯綜のなかで、鉱石会は販路協定と価格協定によりカルテルとして良好な成果をあげたと言えよう。競争を排除

大日肥などの大口需要者との長期契約を結んでいたことから、比較的安定した地位を保っており、その生産量は一九二〇年代を通して回復基調にあった。これに対して藤田は、柵原鉱の優秀さを基礎に高い生産シェアを保っており、鉱石会における発言権が強かつた。また、素硫化鉱であることから販路協定の変更や新需要の出現に対し比較的柔軟に対応できた。朝鮮窒素の出現に応じて柵原鉱が急速に増産体制にはいったのは、それまでの藤田と日窒との鉱石供給関係を基礎に長期需給契約を結んだことによるることは既に述べた。しかし、この一大需要の出現に対して他の四社がほとんど容喙しえなかつたのは、柵原鉱が素硫化鉱で片道運賃負担であったからであった。こうして藤田は二八年以降三割を超える生産シェアを獲得して鉱石市場に君臨したのである。住友は煙草問題という社会的条件もあって他社以上に焙燒を必要としていた。このた

(4) 一九三〇年上期契約覚書より、それまで標準値段を定めていた覚書第二条が次のように改められた。「供給礦石ノ硫黃代ハ品位、含有成分、地理的便否、其他ノ事情ヲ參酌シタル上、全休トシテ大ナル出入無キ範囲ニ於テ各礦種別ニ定メタル格付ニ拠ル」。

(5) これらの中で、大阪製煉、住友肥料、大阪アルカリなどがそれぞれ鉱石供給者と強い資本関係を維持していたことは注意すべきであろう。

(6) 「柵原硫化鉄鉱長期需給契約」は日窒・朝窒両社と藤田の間で一九二八年四月に締結された。その骨子は「日窒側は、その関係会社で使用する硫酸の製造に対し柵原鉱を使用、絶対に他社鉱を買入せず、かつ所定の数量は必ず引き取ることになり、一方、藤田側は四年（一九二九年）一月以降二十年にわたり、硫化鉄鉱年額十五万噸ずつ（最初の二カ年間は十三万五千噸）を間違いなく供給する義務を負うものであった（『七十年之回顧』二二七ページ）。

(7) 藤田が日窒の一手供給権を得たことで影響を受けたのは住友の水俣への供給権（半期一〇〇・一五〇万貫）であった。しかし、この問題は藤田が代償として大日肥木津川（七〇・八〇万貫）と大阪アルカリ（一〇〇万貫）の供給権を住友に譲渡して解決された。

(8) 一九三一（昭和六）年八月に鉱石会は「硫化鐵焙燒ニ関スル基本協約書」を大日肥と結ぶかどうかを検討した。この協約書には大日肥の希望により第一条として次の如き条項が挿入されていた。「第一條 甲（大日肥）ハ乙（鉱石会）各社ノ鉱石ヲ優先的ニ焙燒スルモノトシ乙以外ノ鐵石を焙燒セントスル場合ハ予メ乙ノ了解ヲ得ベキモノトス、乙モ亦甲以外ノ同業者へ新ニ又ハ增量供給セントスル場合ニハ甲ノ了解ヲ得ベキモノトス、尚此場合ニ於テハ乙各社ハ別個ノ関係ニ立ツモノニ非ズシテ共同ノ責任ヲ負フベキモノトス」。この提案に対し鉱石会は「鉱石会各社ノ產出硫化鐵石ハ現在年間約五十萬噸以上ニシテ此中貴方ニ供給セルモノハ僅力ニ十三萬噸即四分ノ一程度ニ過キス残余ノ四分ノ三ハ他ノ同業者ニ供給シ居ル状態ナルヲ以テ本条項ニヨリ或程度ノ束縛ヲ受クルコトハ各社ニ於テモ相當異論アルコト、思フト共ニ本条項アルガ為メニ却テ徒ラニ紛争ヲ惹起スル虞モアル様思ハル、ニ付出来得レバ撤回サレテハ如何」（『鉱石会』一九三一年八月一七日）と要望し、さらに九月一日に臨時東西鉱石連合会を開いて検討の結果、大日肥に対して第一条の削除を正式に申し入れた。その結果、大日肥もこれに同意し、新提案は実現しなかったのである（『鉱石会』一九三一年九月一五日）。

(9) 他四社に比して藤田が数多くの需要先販路をかかえていたのもこうした条件のあらわれであった。

三 水曜会

1 発足

産銅カルテル水曜会は、一九二一（大正二）年六月に古河鉱業、久原鉱業、藤田鉱業、三菱商事の四社で結成された。⁽¹⁾

それは、二〇年六月に結成された日本産銅組合の期間満了解散のあとを受けて、新組織に不参加を表明した住友に代り、三菱鉱業の一手販売権をもっていた三菱商事の参加を求めて設立されたものであった。「三菱鉱業は商事より販売権の返還を受けた大正十三（一九二四）年四月に水曜会に加入し、商事会社は昭和一（一九二七）年一〇月迄客員として水曜会に出席した」⁽²⁾ 三菱商事を当初その構成員としていることは水曜会が産銅組合とは異なり減産協定を締結することを当初の目標としてはいなかつたことを明らかにしている。住友は二〇年代を通して会外にあり、二九年三月に初めてオブザーバーとして水曜会に出席することとなり、三年一月正式入会した。

水曜会の構成は四社から二名前後の代表委員を出し、別に水曜会事務所を置くというものであった。会合は、東京と大阪でそれぞれ毎水曜日を定例会合日として開かれたほか、必要に応じて臨時会が開催された。大阪市場は古くからの銅市場の中心地であり、中小の銅問屋や大阪京都を中心に散在する中小伸銅メーカーをかかえていた。これに対して東

- (1) 「大正九年六月……四社に於て日本産銅組合を組織したるに初より翌年六月同組合期限満了後住友は三菱商事株式会社（大正十三年四月三菱鉱業株式会社となる）と代り、他の三社は其の儘存続し、新に水曜会を組織して……」（『日本鉱業発達史』下巻、七八七ページ）。なお、水曜会の発足時期については異説がある。美濃部亮吉が産銅組合崩壊、水曜会発足を一九二二年九月としており（『カルテル・トラスト・コンコエール』下巻、一五四ページ）、最近ではこれに基づいて木村隆俊氏の著作が二一年九月と記している（『日本獨占資本主義成立史』一九七八年、青木書店、八八ページ）。これに対し二一年六月とするものは、『日本鉱業発達史』のほか小島精一『日本金融資本論』（一一四ページ）および前掲松平「水曜会小史」がある。本稿では『日本鉱業発達史』の当該部分が、當時、三菱代表として水曜会に出席した三菱鉱業三谷一二の編纂によるものであることを、三菱商事が加盟者であったことを正確に記していること等を考慮して、この記述によることとする。なお、柴垣氏が産銅組合の発足を二一年六月、水曜会の発足を二三年九月としているのは、前記美濃部説に基づく誤植と思われる（『日本金融資本分析』三二八ページ）。
- (2) 松平「水曜会小史」一四ページ。「三菱社内ノ営業方針変更ニ付當地（大阪）支店ヨリモ今後委員トシテ礦業会社大阪製煉所是永氏専ラ出席セラルベキ事猶東京ニ於テハ商事会社ヨリハ出席ナキ事トナリシ由ナルモ當地ハ多少事情ヲ異ニセル点モアリ旁御異存ナクバ當分補佐的ニ從来ノ委員ヲ出席セシムルコト可致トノ揆擇有之候」（『大阪特報第参考号』「水曜会報」一九二四年四月四日、三菱大阪製煉所所蔵）。なお、水曜会の記録は『水曜会報』と『水曜會議事録』（古河鉱業所蔵）と別の名称が用いられているがその内容は同一なので、以下煩雑を避けるため「水曜会」と略記する。
- (3) 「水曜会小史」一七ページ。

第10表 生産費の推移（100斤あたり）

(単位：円)

	藤田	三菱	久原	古河	4社平均
1922年下期	44.008	48.779	51.737	43.705	47.243
23年上期	49.235	51.401	43.233	42.856	45.372
下期	49.321	55.841	46.575	42.710	47.606
24年上期	46.249	51.062	48.330	41.634	46.509
下期	49.728	45.848	50.956	42.279	47.197
25年上期	—	49.417	48.681	44.545	47.511

出所）『水曜会報』1925年より作成。

注）藤田は小坂の生産費、他は産銅山平均。

京は、古河電工、藤倉電線の二大需要者を除くと需要は少なく取引も不活発であった。三井物産などの大手商社も大阪での取引を通例としており、退会後の三菱商事の取引も同様であった。電気銅の集散状況からみても、大阪には、三菱が大阪製煉所で電気精錬することから三菱産銅の全額（但し古河日光で精錬される荒川、尾去沢を除く）、住友産銅、久原の佐賀関産銅などが集荷した。東京は、藤田産銅、古河産銅、久原日立産銅であったが、古河産銅は全量古河電工で消費されたために市場にあらわれることはなかった。従って電気銅の集荷量からみても大阪が中心地であった。こうした市場の性格の相違から、水曜会はそれぞれ別個に市場対策を検討し、両者の意見を電報で交換しつつ同一歩調をとるように努めた。また、特に重要な案件については、合同で東西連合委員会を開催して審議決定していくた。

水曜会の当初目標は産銅組合以来の懸案であった「外銅侵入阻止のための関税引上げ」であった。また、四社の協調による市価の維持・滞銅負担の減少を期して「銅の生産・受入・滞銅数量の報告」交換を実施し、代理出荷による運賃節減をはかっていたと言ふ。⁽³⁾ このうち当初の重点目標であった関税改正は、一九二二年三月に「米国に於ける滞銅の現存する期間」に限つて「特別税率」が制定され、従来の一〇〇斤一円二〇銭が七円に一举に引き上げられることで実現された。⁽⁴⁾ 当時の銅価は四〇円前後を低迷しており、第10表の如く産銅各社の生産費は平均四

(4) 「明治大正財政史」第八卷、五五四ページ。

(5) この生産費は山元仕上費ではなく本社費等を含んでいたと思われる。というのは、同じ報告で古河の足尾鉱山の生産費が古河全体より一円内外安い四〇円強水準であったが、古河鉱業の損益決算書による足尾山元仕上費は三〇円を割っていたからである。この格差が本社費・運賃等で埋め得るかどうかは断定できない。従って、第10表の資料が関税引下説への反対を陳情する意図をもって作成されていることも考慮して、実際よりやや高くていていると考えて間違いないからう。

(6) 「日本經濟の最近十年」三五三ページ。

(7) 前掲拙稿「第一次大戦後の銅市場構造の変貌」参照。

2 建 値

水曜会の価格協定は米銅の輸入採算を基準とする建値を定める方法で行なわれた。この建値は、当初「見当値段」と呼ばれ、のちに「最低値段」、「建値」、「水曜会建値」と呼称を変えていくことになる。

基準となる米銅輸入採算は、二四年初め頃には次のような方式で算定された（『水曜会』一九二四年）。

米銅輸入採算	
ニューヨーク相場（一〇〇封度）	一三ドル五〇〇
運賃保険料	・五七三
金利（年七歩、二カ月分）	・一六四
小計	一四ドル二三七
為替率 四四・五ドル	
沖渡値段 同	一〇〇封度
陸揚費	三一円九九三
	四二円三一九
	・一五〇

関税
神戸埠頭税諸値段
四九円五六九
七円〇〇〇

見当値段は右の如き米銅輸入採算を基礎とする水曜会四社の販売価格の基準であり、四社の協議によって決定された。輸入採算が主にニューヨーク銅相場と日米為替の変動に規定されることから、その変動に応じて大阪・東京の各水曜会がその都度協議のうえで他方の水曜会に提議し、その同意を得て見当値段を変更した。⁽¹⁾ とはいえ、米銅輸入採算と見当値段のあいだに明確な連動があつたとはいえず、むしろ水曜会の市況見通しによって採算を上廻る見当値段が立てられたこともあった。しかし、一九二三年秋までは比較的安定していた日米為替の影響もあって、関税引上げ後には思惑的な輸入が鎮静化していた。このために、水曜会の販売量（出荷量）は市中販売が一二二三年に一挙に倍増し、滞銅の減少に大きく寄与した（後掲第14表参照）。

実際の販売は、需要者と各社個別の取引であり、見当値段もその取引における価格決定の基準にすぎなかつた。実際取引価格である水曜会出来値は、それ故に見当値段と若干の値開きを生じており、その許容範囲や建値の意味をめぐつて後に紛糾を生むことになる。

一九二三（大正一二）年一月以降、対米為替が急落したことは、こうした銅市場の統制に新たな動搖要因を加えることになった。ニューヨーク銅相場は小幅の上下を繰り返していたが、為替相場は一月の四九ドルから翌二四年一〇月には三八ドル台にまで急落した。この結果、米銅輸入採算は一〇円余り引き上げられ、価格の低落に悩まされていた日本產銅業に対して好条件になるかに思われた。しかし、震災による古河電工の被災があつて需要側に困難があつたことに加え、銅価の上昇が小口需要をも手控えさせることになつた。この結果、二三年中には月平均二五〇〇トン余りを記録した水曜会の出荷量に比して、二四年中の水曜会成約高は、四月一六七四トン、五月六一五トン、六月七三四トン、

第三に、関税の問題があった。久原鉱業の山縣吾一は、一九二四年一一月の水曜会東西連合委員会を前に「水曜会建値ヲ引上グルコトニハ反対デアル」と題する私見を加盟各社委員に送付し、次のように述べていた。

たのである。

第三に、関税の問題があつた。

には、水曜会でも金利負担を軽減するために引合のある大手商社や問屋筋等にも売らざるを得なかつた。これらのことが市価の軟調を招く要因となつた。こうした問題を解決するためには、水曜会四社が販売につき十分な協調体制を樹立し、滯銅増加期の競争的な売り急ぎを避けることが必要であった。その方向が同年一一月の東西連合委員会における販売比率の決定によって実現していくことは後にみる通りである。

第二は、輸入採算の変動に対して見当値段の変動が連動されていなかつたために、市況の見通しをめぐる各社の判断の相違や東西の水曜会の見通しの違いから、見当値段の規制力が弱まつたことであつた。もともと、水曜会の価格協定は、その規制力が極めて弱く、各社の自主的な判断の目安として価格決定の「見当」を示すにすぎなかつた。従つて、一九二四年年央以降の如く、為替低落が底をつけ回復予想が出てくれば、国内市場価格の引下げを見越した買控えや輸入商談成立の可能性を残し、出来値が見当値段から乖離する可能性が強まつてゐた。このため、水曜会は当面の措置として見当値段を輸入採算の一円引と定め（六月二八日）、さらにその値幅を広げて調整をはかつた。しかし、こうした方法も一時的な効果しかあげられなかつたため、一九二四年一〇月一五日の大阪水曜会は「日米為替ノ激変ニ対シ見當値段ノ採算点何圓引ヲ廃シ、最低値段幾何ト定ムルコトシ、変動ニ処スル基本条項ヲ定メ置キ……」と提議し、東京水曜会の了承を得た。こうして、水曜会の建値は最低値段として取り決めるという方式に変えられた。もつとも、最低値段の設定によって問題が解決されたわけではなかつたことは、後の経過が明らかにしている。しかし、市場の競争關係のなかで市況が軟化するのを、水曜会の内部から歯止めをかけようとしたところに、この最低値段設定の意義があつたのである。

第11表 水曜会出来値（100斤あたり）

	ニューヨーク 銅相場	為替相場	米銅輸入 採算点	水出 曜来 会値	採算 來差 と の 建 値	水曜会建値
1923年11月	ドル	49.0	43.95	44.77	△0.82	—
	12月	12. ^{3/16}	47. ^{3/8}	45.84	△0.10	—
	1924年1月	12. ^{13/16}	45. ^{1/2}	45.44	△0.70	—
	2月	13.0	45. ^{1/2}	46.00	△0.83	—
	3月	13. ^{7/8}	42. ^{7/8}	52.42	3.07	—
	4月	13. ^{1/2}	40. ^{7/8}	53.32	3.46	—
	5月	13.0	40. ^{1/8}	52.09	1.99	—
	6月	12. ^{5/8}	41.0	50.32	1.16	48.50
	7月	12. ^{9/16}	41. ^{6/8}	49.72	1.73	50.70
	8月	13. ^{1/2}	41. ^{1/8}	53.04	2.79	50.35
	9月	13. ^{1/4}	40. ^{5/8}	52.78	2.60	4.50
	10月	13. ^{1/3}	38. ^{3/4}	54.55	50.05	50.94

出所)『水曜会』1924年11月、東西連合会資料より作成。

七月一七二五トンと大きく下廻ることになつた。そこで水曜会は、輸入採算と建値との値鞘を広げることで、この需要減退に対応しようとした。第11表の如く二三年末から二四年にかけて、出来値が採算を若干上廻っていたが、二四年春より出来値の採算から値引額が一七四円へと変動し、概して、為替変動による輸入採算上昇に出来値が十分に追随したとは言い難かった。

その原因は、既述の市況の変動に加えて次の三つの要因にあつた。第一は、水曜会の市場統制が市中仓库をかかる銅問屋に及ぶえず、このため市中仓库の放出によって生ずる市価の変動・動搖に対処しえなかつたことであつた。⁽³⁾水曜会は極力直接生産者に販売することを申し合せ、一九二三年にはブローカー売りを自肅する旨の協定を結んでいた。⁽⁴⁾また、二四年にはいつても四月に東西水曜会で「ブローカー売ノ件ニ付テハ……不取敢中止スルコト」を申し合せた。しかし、同年四月にオブザーバーとなつた三菱商事や、国内銅取引に注目はじめた三井物産など大手商社の引合いに対しても、一概に差し控えるわけにもいかず、市中仓库の調整は不十分に終つた。⁽⁵⁾中小伸銅業者のなかには、銅価高騰期には手持ち原料銅を利喰賣するものもあつた。また、需要減退期には手持ち原料銅を利喰賣するものもあつた。また、需要減退期には手持ち原料銅を利喰賣するものもあつた。

輸入採算ガ五拾六圓以上デ水曜会建値が五拾壹圓二拾五錢ハ余リニ値鞘ガアリ過ギル、順次ニ接近セシムベキデアルトノ議論ハ、水曜会ノ伝統的氣分ニ捉ハレタモノデ産銅業者ノ立場トシテハ考慮ノ余地ガアルモノデアルマイカ、米銅ニ左右セラル、内地銅相場ヲ紐育相場ト為替相場ニヨリテ高下セシムルコトハ理論トシテハ通用スルケレ共、内地ニハ内地ノ需給關係ニヨリテ生ズル相場ガアツテモ不思議ハ無イ筈ト思フ、水曜会ノ使命ハ銅ノ値段ヲ引上グルコトデハ無ク銅ノ値ガ不当ニ下落スルノヲ防止スルコトデアル、少クトモ國家ノ保護ヲ受ケ居ル産銅業者トシテハ斯ク心掛クベキデアルマイカ（『水曜会』一九二四年、傍点引用者）

要するに、国内銅価がようやく回復した当時、米銅に追随して価格をさらに引き上げることは、国内需要の拡大に不利であるばかりか、需要業界に輸入関税引下げの世論を惹起するおそれがあるということであった。⁽⁸⁾ 特別税率の設定という暫定立法であつたことが、銅輸入関税問題を微妙にしており、引下げは単独で可能であった。しかも引上げに際してつけられた「米国において滯銅の現存する期間」との条件はすでに一九二三年初めには失われていた。⁽⁹⁾ それだけに関税障壁は、まだ十分に永続性のあるものとは考えられていなかつた。従つて、米銅輸入採算に追随して価格を押し上げることは、関税障壁という水曜会活動の基盤をも掘り崩す危険があつた。このため、水曜会は値上がり幅を抑えざるを得ず、一月の連合委員会は「関税問題ヲ考慮シテ當分採算ヨリ百斤ニ付約五圓開キノ見當トシテ」最低値段を定めた。また、鉱山局など政府当局に対しても度々代表が関税率の継続を陳情し、二五年二月以降の同法改正審議に際し意見を公表するなどの努力を重ねた。⁽¹⁰⁾ この結果、二六年の関税定率法改正によって銅輸入関税一〇〇斤七円は本税率として認められ、以上の如き制約が緩和されたのである。

このように、米銅輸入採算を基礎とする水曜会の初期の価格協定は、一面で関税問題のためにニューヨーク相場に追随する価格引上げを制約され、他面で、国内市場に対する掌握力の不十分さのために市況の動搖を除去し得ず、十分にその目的を達成したとは言い難かつた。このため、水曜会は加盟四社に対する販売面への規制を強化することになつた。

た。加盟四社中、全量自家消費の古河を除く三社に対し、その市中販売の全てを一定の販売比率で分担出荷する「販売銅割当」方式が、それであつた。

(1) たとえば次の如くである。「米国相場ノ下落ト為替關係ニ依リ本日採算四九圓一二錢トナリ現在ノ見當値段トノ開キ僅ニ一錢ニ過ギス、市況モ亦不良ナルヲ以テ此際見當値段ヲ四八圓トシ猶ホ大口商談ニ就チハ相談スル事ニ付大阪ヘ提議スル事トス」。

(2) 「水曜会成約高調」（『水曜会』一九二四年）。

(3) 一九二四年四月に東京水曜会は次の如き依頼を大阪水曜会に送付していた。「……銅価ノ現況ニ付意見交換致シ候処輸入採算価格ニ対シ建値ノ懸隔多キハ畢竟市場ノブローカー筋ノ手持品ニ妨ケラルゝ次第ナルヘキモ其浮銅在荷モ其数量僅少ナルモノト思ハレ候ヘハ成ル可ク迅速ニ市価ヲ輸入採算点ニ引キ着クル方法トシテ前年実行シタル當会ニテ浮銅品買上ヶヲ實行シテハ如何トノ意見モ大分有之候ニ就チハ不敢貴市場ノブローカー筋手持量ノ御調査ヲ願ヒ……」（『東京特報第卅二号』『水曜会』一九二四年四月九日）。もつともこの時の大阪水曜会の調査ではすでにブローカー筋の放出が一順し、改めて買上げ実施の必要はないとの結論が出された。しかし、このことは逆に三、四月中の輸入採算と出来値の値開きが市中荷の放出による市況の軟化に起因していたことを裏付けている。

(4) 「水曜会小史」一七ページ。なお、「水曜会小史」は協定があつたと明言しているわけではないが、その点は次の記録から推定しうる。「……銅販売方針ニ就キ意見交換致シ候処、既ニ市中浮遊銅在荷モ僅小ト相成リ価格モ追々強調帶ビ來リ候間、先般米國々協定シタルブローカー壳ヲ差控ユル事ハ此際特ニ励行仕り度クト存ジ候」（『東京特報第卅三号』『水曜会』一九二四年四月二三日）。

(5) 前掲「東京特報第卅三号」において東京水曜会は三菱商事への販売について「三菱商事会社モ同様ブローカータル性質ニ鑑ミ之ニ手持チセシムルハ好マシカラザル故此点ニ関シテハ三菱商事モ他ノ商人ト同様成ル可ク販売ヲ差控ユ可キ御心組ニ願ヒ上ゲ度ク候」と極めて婉曲に大阪水曜会に希望を述べている。

(6) 在荷量調査依頼（『東京特報第卅二号』）に対する大阪の回答には「從来ノ安値貿持分ノ利喰モノアリシナランカナレドモ今日ニ於テハ已ニ是等ノモノモ一順消化セラレ……」と記されている（『大阪特報第四号』『水曜会』一九二四年四月一日）。

(7) 「見當値段ハ當方輸入採算ヨリ百斤ニ付巻引トシ大口商談ニ就テハ協議ノ上多少ノ割引ヲナス事」〔水曜会〕一九二四年六月二八日。その後、七月三日に「四引に、八月一五日に二四五〇銭引」とその差がひろげられていった。

(8) 東京商業會議所の編さんした『関税改正ニ関スル参考資料』(一九二三年)では、三井物産と銅鐵商組合が銅関税の引下げを要望しており、またやや後になるが、『東洋経済新報』が阿部利雄の「銅関税撤廃論」を掲載している(一九二七年)。

(9) 一九二一年に年頭在庫量が五六万トンに達した米国帶銅量は、二三年年頭には二八万トン弱に著減していた(米連邦取引委員会調査報告「銅産業」一九四七年、三五ペーパー)。

(10) 関税問題に関する対応は一九二四年ごろから種々進められていたが、二五年に本件が「関税改正準備調査委員会」に上程されたのを機会に、八月二八日四社代表が「商工省ニ出頭陳情」し、「生産費細目ノ調査」を行なって「銅恒久関税」実現に努力していた(『水曜会』一九二四年九月一日)。

(11) 前掲『関税改正ニ関スル参考資料』参照。

3 販売比率の決定

水曜会四社のうち、久原、藤田の両社は一九二二年頃から、両社がそれぞれに受けた買注文に對して共同で出荷する旨の覚書を取り交していた。その開始時は資料の制約上詳らかにしえないが、両社が二三年一月に締結した更新覚書が残されている(『水曜会』一九二四年)。その要点は、各商談につき事前に両社で条件等を打合せのうえ取引契約を結ぶこととし、その取引について十分の四までは他方の会社が申し出れば出荷の割当を受けられることにしたのである。

一四年四月に、三菱商事に代り三菱鉱業が水曜会に加入すると、三菱鉱業も、この久原、藤田両社の販売割当方式に協力することを声明した。⁽¹⁾これが三社による販売割当の原型となつたが、その協定内容は、割当が東京成約分について、三菱3、久原4、藤田3となっていたことが判明する以外には、具体的な取極があつたかどうかすら確言できない。⁽²⁾

- (A) 分野比率ノ基本トナルベキモノ
- (1) 産銅量 大正十四年五月ヨリ遡リテ満一年間ニ於ケル各社実際産銅量ノ一ヶ月平均数量ヲ以テ比率算出ノ基本トナルベキ産銅量ト定ム
- (2) 自家消費量 前記期間ノ各社自家消費一ヶ月平均数量ヲ以テ比率算出ノ基本トナルベキ自家消費量ト定ム
- (3) 各社ニテ保有スペキ理論滞銅量、毎月ノ滞銅量総量ニ其期ノ各社産銅比ヲ乗ジタルモノヲ期ニ於ケル各社ノ保有スペキ理論滞銅量ト看做ス
- 右理論滞銅ノ算出方法ニ對シテ古河ハ別ニ異見ヲ有スルヲ以テ古河ガ将来現実ニ割當ニ参加スル場合ニ於テハ其算出方法ニ就キ各社ハ更メテ之ヲ協議決定スペキ事ニ同意セリ
- (B) 分配比率算出方法
- (1) 第一比率 前項産銅量ヨリ自家消費量ヲ控除シタル所謂販売可能量ノ比率ヲ以テ第一比率トス
各社ノ滯銅ガ同時ニ各社理論滞銅ニ達シタル場合ハ販売銅ノ分配ハ専フ第一比率ノミニヨリテ決定ス
- (2) 第二比率 前記(1)ニ於ケル各社理論滞銅量ト實際滞銅量トノ差ヲ調節シ終局ニ於テ各社ノ滯銅關係ヲ適當ナル状態ニ到達セシムル目的ヲ以テ将来或一定量即チ二四〇〇〇屯ヲ基準トシテ算出セル比率ヲ第二比率トス
右二四〇〇〇屯ハ今後第二比率算出ノ場合ニ於テハ其算出方法ニ就キ
- 六ヵ月ヲ経過シタルトキ新ニ理論滞銅ヲ算出し十四年五月末現在過剰ストック調節ノ目的ヲ達シ得ザリシ場合ニハ既定第二比率ハ仮令数期ニ涉ルコトアルモ之ニ相当スル比率ノ続行ヲナスベキモノトス
六ヵ月後生ジタル前記過剰ストック以外ノストックニ對シテハ同一基準ニ依ル比率ヲ算出シ在來ノ比率ト併用スルモノトス
- (3) 決定比率 第一比率ニ第二比率ヲ加減シタルモノヲ以テ決定比率トス
- (C) 比率改定期及其方法
- (1) 第一比率ハ六ヵ月毎ニ改定シ其間据置トス
- (2) 第二比率ハ毎六ヵ月ニ第一比率算出ノ時ト同時ニ各社理論滞銅量ヲ新規ニ算出シ之レニ応ジテ更正ス、期間中ハ仮令各社ノ滯銅量ノ変化ニヨリ既定第二比率ノ変更ヲ必要トルガ如キ場合ヲ生ズル事アルモ其儘据置トス
但シ既成約売約量ノ取り分ヲ實際滞銅ヨリ差引キ過剰ストック調節ノ目的ヲ達シ得タルトキハ該期間中ト雖モ直チニ本比率ノ適

第12表 販売比率の決定方法（1925年下期）

	久原	藤田	三菱	合計	備考
産銅量 A	1,311 t	684	824	2,819	水曜会報告による
同 B	46.51%	24.26	29.23	100.00	実績による
同 C	461 t	157	248	866	1925年5月末実績
同 D	3,226 t	1,334	1,113	5,673	(Dの合計)×B
同 E	2,639 t	1,376	1,658	5,673	
同 F	850 t	527	576	1,953	
同 G	43.52%	26.98	29.50	100.00	
同 H	587 t	△ 42	△ 545	0	F ÷ 24,000 t
同 I	2.45%	△ 0.18	△ 2.27	0	第一、第二比率の和
同 J	46.0 %	26.8	27.2	100.0	

出所）「販売銅数量割當ニ関スル件」〔水曜会〕1925年7月11日。)

ル、精算 入金次第都度直チニ決済スルコト
オ、実行期 販売銅共通割當ニ関スル本打合セハ一月成約ヨリ実行スルコト
この協定の要点は、各社の自家消費（資本系列下にある排他的な需要先）を除く市中販売銅について一定比率で割当のうえ分担出荷することである。自家消費はそれまでも各社がそれぞれ一手に供給していた需要先であり、水曜会はこれを市場から除外した。もとも古河電工は古河産銅だけでは供給しえなかつたから、需要者として重要な位置に立つていていた。これに対しても同じ資本系列下にあつた大阪電気分銅（後の日本伸銅）は古河の自家消費から除かれた。自家消費と見做すこと自体無意味であったし、大阪電気分銅はその所要原料銅を大阪市場で購入していたからである。その意味ではこの自家消費の設定は現状の追認という意味しか持つていなかつた。問題は市中販売銅であり、販売比率も古河を除く三社について定められた。この時の比率は暫定的な方法によるもので比率決定方法については後日に委ねられた。極めて短期日（検討のための小委員会は二日間の審議で結論に達した）に協定の骨子が固まつた理由は、すでに販売割当について部分的に経験を積んでいたからであろう。この販売割当協定の目的は、一九二五年七月に決定された販売比率の算出方法に端的に表われている。

一、販売銅分野比率ニ關スル協定⁽³⁾

用ヲ中止ス

(D) 產銅量及自家消費量ノ標準

產銅量 (一ヵ月)

自家消費 (一ヵ月)

久原 一三一・一×一・一=一四四二頓

久原 四五〇頓

藤田 六八四×一・一=七五二頓

藤田 一五〇頓

三菱 八四二×一・一=九〇六頓

三菱 三〇〇頓

各社ノ特殊事情ニヨリ前記ノ標準変更ノ必要アル場合ニ於テハ其ノ増減ヲ容認スルモノトス

(E) 販売割当ヲ辞退シタル場合 販売割当ヲ辞退シタル場合ハ其數量ハ第二比率ノ場合滞銅ヨリ除外シ特殊ストックトシテ取扱フ

(F) 犠牲販売ハ先づ特殊ストックノ割当ニヨリ処理シ専残余アル時ハ之ヲ二分シ一カ滞銅比ニ於テ他社販売比率ハ決定ト同時ニ適用シ、次回ハ十五年一月一日ヨリ適用スルコト

(G) 本販売比率協定条項ハ現在古河ニ對シ直接ノ關係ナキ方如キモ将来販売ヲ必要トル時絶無ト必シ難キヲ以テ當該數字ヲ擧ゲテ記

錄ニ止ムルコト左ノ如シ

產銅量標準 一三七七頓×一・一=一五〇五頓

自家消費量 產出銅全部

古河ガ現実ニ割當ニ参加スル場合ハ販売比率ニ就キ更メテ協議決定センコトヲ希望シ、各社之ニ同意セリ

協定の基本は、販売可能量（生産—自家消費）を基準に販売を割り当てる事であり、需要の変動に応じた滞銅の増減について三社が生産量に応じた負担を負うことにあつた。そして、既に生じている滞銅負担の不均衡を第一比率で修正し、その「理想滞銅」（生産量に応じた滞銅量）に接近させていくとした。言いかえれば、販売割当を通して滞銅負担を生産量に見合つて分担させることで、販売競争の発生による値崩れを内側から防止しようとしたのである。しかも、各商談は成約前に水曜会で条件等を打ち合せ協議する（前掲二項）ことになつていていたから、建値による市場統制を一層強化する事が可能であった。特に、一社の独善的な成約を防止するため多くの二項で事前の同意のない場合は他社がやむを得ず対処しなければならなかった。

割当を辞退し、その不利益を成約当事社の責任とする事も定められた。こうした取扱が建値についての四社合意による運用規制を強化することを目的としたことは疑いえない。

このような市場統制策の注目すべき特色は、各社の市場シェア、生産シェアを固定化する現状維持的性格を持つたいじである。販売比率が生産実績を基礎として自家消費を控除して決定されてから、一見すると生産を増加させる事で販売比率を高くし市場シェアを拡大する事が可能である事に思われる。しかし、この協定は、これを防止するため協定成立前一年の実績を基礎に一割の増産を許容する範囲で產銅量の標準量を定めており（④項）、この標準量を超えて増産する場合にはいかにじめ水曜会に報告し承認を得る必要がある（④項）。つまり、三社の生産量に枠をばらめないとやむを得ず対処しなければならなかった。

第13表 三社の生産および滞銅比率

（単位：%）

	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	
藤田	生産比 滞銅比	26.1 28.6	22.1 24.9	26.0 24.9	22.8 22.3	24.3 31.8	25.1 19.2	24.0 19.3	22.4 18.2	22.3 44.4
三菱	生産比 滞銅比	29.4 33.9	27.9 45.5	27.8 18.4	31.1 30.3	30.3 26.8	29.7 31.5	30.3 42.8	26.7 17.7	28.6 51.6
久原	生産比 滞銅比	44.5 37.5	49.9 29.6	46.3 56.7	46.1 47.3	45.4 41.4	45.2 49.3	45.7 37.9	50.9 64.1	49.0 3.9

出所）「水曜会」（銅鑄業）より作成。但し、1927年の生産は水曜会資料欠如のため「本邦銅業の趨勢」より作成。

1. 三社合計を100%とする。

2. 1926、28年の滞銅は11月、他の12月末。

3. 次期は次年にむかってのシェアの増減を示す。（+シェア増減 → 増減）。

第14表 水曜会銅統計

(単位:t, %)

	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1928年	1929年	1930年	
生産量	藤田 古河 三菱 久原 合計	6,180(15.6) 16,058(40.4) 6,968(17.5) 10,534(26.5) 39,740(100.0)	6,433(14.5) 15,829(35.5) 7,897(17.7) 14,372(32.3) 44,531(100.0)	8,313(17.4) 15,902(33.2) 8,854(18.5) 14,830(30.9) 47,899(100.0)	7,893(15.5) 16,345(32.0) 10,791(21.2) 15,988(31.3) 51,017(100.0)	8,328(16.5) 16,200(32.1) 10,359(20.6) 15,514(30.8) 50,401(100.0)	8,930(16.9) 15,690(29.7) 11,258(21.3) 16,983(32.1) 52,861(100.0)	9,204(16.2) 15,650(27.6) 10,992(19.4) 20,924(36.8) 56,770(100.0)	9,944(16.3) 16,577(27.1) 12,755(20.9) 21,816(35.7) 61,092(100.0)
自家消費量	藤田 古河 三菱 久原 合計	1,347(4.4) 24,718(80.9) 249(0.8) 4,257(13.9) 30,571(100.0)	1,750(5.8) 23,050(76.2) 1,526(5.0) 3,936(13.0) 30,262(100.0)	1,855(6.8) 19,971(73.4) 537(2.0) 4,861(17.8) 27,224(100.0)	2,064(5.6) 25,423(69.0) 2,788(7.6) 6,582(17.8) 36,887(100.0)	2,059(5.2) 27,835(70.1) 3,688(9.3) 6,120(15.4) 39,702(100.0)	1,570(4.2) 25,454(68.6) 4,175(11.2) 5,918(16.0) 37,117(100.0)	1,387(5.4) 15,466(61.1) 3,627(14.3) 4,889(19.2) 25,339(100.0)	1,635(8.4) 10,925(55.8) 3,313(16.9) 3,699(18.9) 19,572(100.0)
販売可能量	藤田 古河 三菱 久原 合計	4,833(27.1) —(—) 6,277(35.2) 17,829(100.0)	4,683(21.8) —(—) 10,436(48.6) 21,490(100.0)	6,458(26.1) —(—) 9,969(40.3) 24,744(100.0)	5,829(25.1) —(—) 9,406(40.5) 23,238(100.0)	6,269(28.1) —(—) 9,394(42.0) 22,334(100.0)	7,360(28.9) —(—) 11,065(43.3) 25,508(100.0)	7,817(24.9) 184(0.6) 16,065(51.1) 31,431(100.0)	8,309(20.0) 5,652(13.6) 9,442(22.8) 41,520(100.0)
出荷量	藤田 古河 三菱 久原 合計	3,998(25.4) 870(5.5) 5,101(32.4) 5,780(36.7) 15,749(100.0)	7,285(23.6) 380(1.2) 10,259(33.3) 12,884(41.9) 30,788(100.0)	5,978(22.5) 139(0.5) 9,332(35.2) 11,075(41.8) 5,183(100.0)	8,470(29.1) 61(0.2) 7,971(27.4) 12,574(43.3) 3,515(100.0)	7,615(28.8) 31(0.1) 7,183(27.2) 11,629(43.9) 3,656(100.0)	8,505(31.1) 39(0.1) 6,701(24.5) 12,078(100.0) 12,078(100.0)	() () () () ()	() () () () ()

出所)『水曜会 1926, 28, 35年より作成。ただし、27年は資料欠落、26, 28の两年は前年12月より各年11月まで。

注) 1. 営業は年末、但1926, 28年は11月末。

2. 空欄は不明。

協定の現状維持的性格は、販売比率が過去六ヵ月（第一回だけ過半1年）の実績をベースにしたじんかん規定されていた。六ヵ月毎に改訂されるとはじめ、過去六ヵ月を基準とする販売比率では当面の増産は手持滞銅の増加を覚悟しなければならなかつたからである。事実、三社の生産および滞銅比率は第13表の如く、生産の増加は多く滞銅比率の上昇になつて増産達成会社の負担となつた。

四社の生産、自家消費、出荷などの推移は第14表の如くであつた。一九二四年を基準とする生産量は、三菱が二五年以来、久原が二九年以降に増産枠を超えていたが、三菱の場合には自家消費の拡大に吸収されて販売可能な比率に大きな変動を与えた（¹⁵）。その限りでは市中販売分についての各社のシニアは、一九年からの久原（日鉛）の増産期を除き、二八年までほぼ安定的な推移をみせたといつてもよい。この間、市場の拡大は二二～二三年には出荷量に示される市中販売、二四～二六年に自家消費の拡大によって実現されおり、その中で販売可能量を上廻る出荷量を記録し滞銅を減少させたことは水曜会が国内需要の拡大を確実に手中にしてこられたことを示すところである。

販売比率の推移は第15表の如くであったが、この間、比率決定方法に若干の修正があつた。おもや、一九二五（大正二年）一月の東西連合臨時委員会において、実際滞銅と理論滞銅との格差を早期に縮小するため、第一比率の算定

第15表 販売比率の推移

(単位：%)

	藤田	三菱	久原		藤田	三菱	久原
1925年上期	30	30	40	1929年2月	25	30	45
	26.8	27.2	46.0		3月	30	46
1926年上期	26.3	31.1	42.6	4月	24	24	51
	29.61	28.23	42.16		5月	23	53
1927年上期	29.85	29.36	40.79	6月	25	23	52
	28	27	45		7月	24	53
1928年上期	30	25	45	8月	24	23	53
					9月	23	53
				10月	25	22	
					11月		
				12月			

出所)『水曜会』各年より作成。

注)空欄不明。

基礎を二万四〇〇〇トンから一万二〇〇〇トン（半年間の販売目標量）に減らし、調整量を増加させた。⁽⁷⁾また、二七年には比率の端数を切り捨て、二八年四月には滯銅減少を理由に第二比率を一時撤廃し第一比率をもつて販売比率とした。⁽⁸⁾二九年初めには、過剰銅計算方法を改正して第二比率を復活するとともに、各月毎に前六カ月実績基準で比率を算定する方式に改められた。しかし、販売割当比率協定の基本である自家消費を除く販売可能な比率をもつて販売比率の基礎とし、滯銅増加の負担を均分化するという点では大きな変化がなかった。かくして、四社生産量の約半分にあたる市中販売について、販売統制が割当方式によって本格的に実施されることになったのである。

(1) 一九二四（大正一二）年五月に三菱本社で開かれた東西連合委員会

で、入会間もない三菱鉱業は「販売銅ヲ滯銅、生産等ヲ基準トシタル一定比率ニ拠リ割當負担トスルコトニシタシトノ意見ニ就テハ、三菱社ニ於テモ充分協調ノ精神ヲ重ジ考慮スヘキコトヲ声明セラレタリ」と記録されている（『水曜会』一九二四年五月三日）。

(2) 三社の協定成文は大阪水曜会に出席していた三菱大阪製錬所所蔵の『水曜会報』には残っていない。従って成文化されていたかどうかも疑わしいが、「東京水曜会成約通知」には、たとえば「六月二六日、成約者藤田、堺約先藤倉電線、受渡月七月、数量一〇〇トン、単価四

八圓五〇銭、この数量割當、藤田三〇、三菱三〇、久原四〇」という記載があり、同様のものが一九二四年五月以降散見される。比率は全て同じであるが、東京成約中でこの割當記述のないものもあり、大阪成約分については同様に割當記載はみられない。従って、二四年五月に三社の市中販売について全量割當とするが如き協定が成立したとは言い難く、あくまでそれは原型となつたとするほか現段階では明らかにしえない。

(3) 「水曜会」一九二五年七月一日。本協定は主として大阪水曜会案によるものであった。小委員会には別に吉河岡田完二郎の案が提案されていたが、岡田案の骨子は、過去三ヶ月の生産量—同じく自家消費量+前月末滯銅—既契約未渡量=比率の基礎数量とするものであった。また、大阪案と決定された協定との主な相違点を明らかにしておけば次の如くである。①協定(A)の(1)の但書（右理論）および(B)が大阪案に追加された。②第二比率の基礎数量二万四〇〇〇トンは、大阪案では暫定値であった。③産銅量の協定について大阪案は、「一割増ヲ以テ限度トシ夫レ以上ノ産銅ニ達シタル時ハ、産銅量基本数量ハ一割増ノモノヲ以テシ増加数量ハ比率算出ノ基本ニ加算セズ、且又依テ生ジタル滯銅量平均増加月額量×六カ月ニ付テニ第二比率算出ノ場合除外シ、第二次仮想ストックトシテ取扱フモノトス」という厳しいものであった。

(4) 前注(3)の如く、増産枠の規制が大阪案より緩和されたとはいえ、水曜会が各社生産量について一応の協定を結んだのはこれが最初であり、極めて画期的なことであつたと言つてよい。生産面の協定が結ばれるようになつた理由の一つは、同年四月に三菱商事にかわり三菱鉱業が加入したことにあることは言うまでもなかろう。

(5) 三菱の自家消費拡大は古河電工への資本参加についた。一九二三年三月に三菱は古河電工株五万株（二・五パーセント）を引き受け、その代償として「電線伸銅事業は当社（古河電工）に一任し三菱の銅加工業計画を抛棄し、古河は三菱の伏見の伸銅設備全部を買取り三菱鉱業の産銅消化に協力」したという（『古河電気工業株式会社史（未定稿）』第二編六三ページ）。二四年一月の水曜会協定では三菱の自家消費率が得居リタルガ種々ノ関係ヨリ四月以来之ガ供給ヲ中止シ居ル実情ニテ今後モ日金屬へ供給シタル銅量ハ之ヲ自家消費ノ取扱ヲ得居リタルガ種々ノ関係ヨリ四月以来之ガ供給ヲ中止シ居ル実情ニテ今後モ之ヲ廢止スルコト、ナルベシ、就テハ之ガ代リトシテ該当数量式百五十噸ハ、今後之ヲ古河電工へ供給スルコト、ナリタルヲ以テ同社トノ関係上之ヲ自家消費トシテ取扱フ事ニ致シタル故ニ承ヲ願フ事」（傍点引用者）を申し出、数量枠を守ることを条件に承認された。従つて、『電工社史』の記す「三菱産銅の消化に協力」はじめたのは二五年からと推定されるが、三菱の自家

消費はこの二五年から急増したのである。

(6) 一九二九年については、三月の東西連合水曜会が二八年度の「一割程度ノ増産ハ差支ナキモ夫レ以上ノ増産ニ対シテハ各社ノ諒解ヲ得テ實行スルコト」と決定し、同じ席上で日産（久原）が八月頃より増産の旨申し出て諒解を得ている。

(7) この改正は理論滯銅の算出比率を販売可能量比にしたいとの久原委員の提案を発端とし、これに反対する三菱委員との論議の結果、算出方法については結論を持ち越したうえで、過剩銅（理論滯銅と実際滯銅との格差）を早期に調整することを自論んだものであった。三菱からみれば三社の生産比（第13表）と販売可能量比（第14表）では前者の方が低かったから、それだけ理論滯銅量は少なくてすむために従来の方式を主張したものであろう。そして久原の事情はその逆であった。久原の方が自立製作所という大口の自家消費先をかかえていたために、こうした対立が生れた。その意味では三社にとっては、自家消費の拡大は市中販売出荷量に対する滯銅の在庫率を高めるという皮肉な関係があった。

(8) 改正内容は次の如くである。①理論滯銅に代り三社が保有すべき滯銅総量を二〇〇〇〇トンとし、これに各社の生産比率を乗じたものを各社の理想滯銅とする。②理想滯銅と實際滯銅の差（過剩銅）を求める。③各社とも過剩銅の六分の一を販売可能量に加減し、その比率を求め、これを販売比率とする。

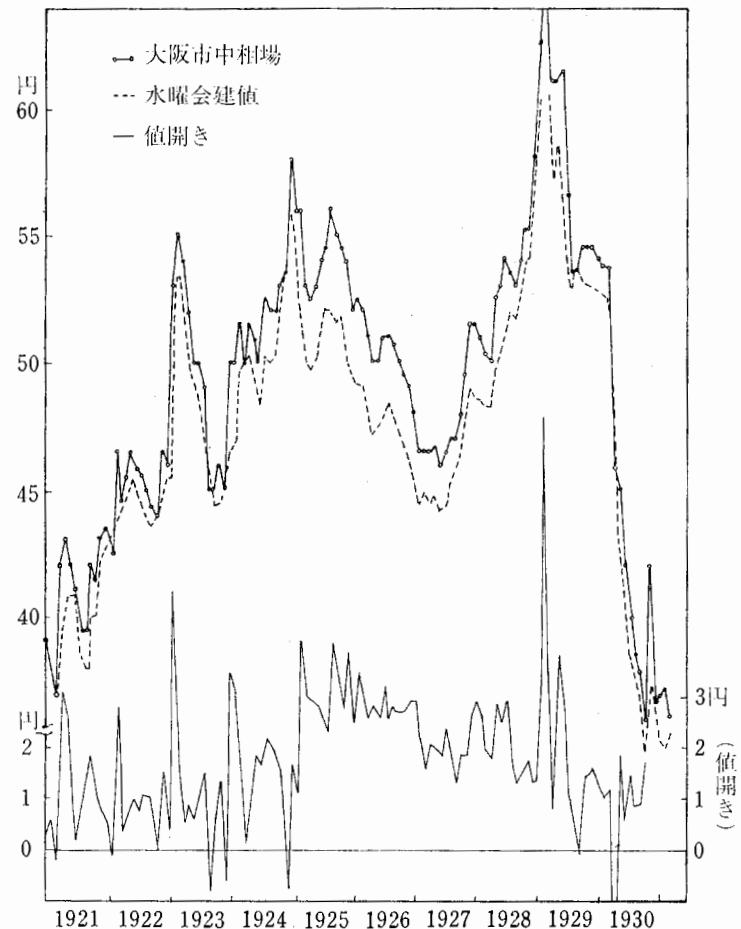
(9) 第14表の自家消費と出荷とを直接比較したのでは不正確であろう。四社が実際に自家消費する量は、吉河を除く三社の自家消費と古河の生産との合計量であり、しかも、古河自家消費量の生産量を超える部分は、輸入ないしは水曜会の市中販売、さらにそのうち約三〇〇〇トンは三菱の自家消費に含まれているからである。この点を考慮すると、自家消費量として市場に出廻らない分は一九二八年まで出荷量とほぼ拮抗する状態にあったと考えられる。

4 スライド価格方式の採用

為替低落により一時的な上昇をみた銅価は、ニューヨーク市況の動搖と為替回復見通しのなかで一九二五年夏まで軟調に推移し、同年秋から急速な為替回復によつて二七年半ばまでに八円近く下落した。この間、銅価の下落が原料面からの制約を緩和していたことから、電線部門を中心に国内需要が比較的堅調であったため、銅市価は下げ圧力のもとで輸入採算を上廻る事態も生れた（後掲第16表⁽¹⁾）。このために水曜会は、米銅輸入の脅威を受けることとなり、防遏のため

産銅独占の成立（武田）

第1図 銅価格推移（100斤あたり）



市中相場との値鞘を拡大しつつ輸入採算の下落にともない建値を引き下げざるを得なかった。第1図の如く、『東洋経済新聞』の報じるところでは、水曜会は大阪市中銅価と水曜会建値の値鞘を二五年初めから一段と広げ輸入防遏に努めた。しかし、二六年には前年の四倍に当る一万四一三三トンの銅塊輸入をみるとになった⁽³⁾。銅価の低落によって国内銅生産の拡大が困難であったこともあって、消費拡大のほどなどが輸入によつてまか

所在水曜会ノ協議ニヨリ決定シ、商談取極メヲ為ストセバ差支ナカラント云フニ一致した。しかし、この変更はかえつて建値からの値引を公認することになつて出来値との値開きをむしろ拡大した（第16表、B—C）。輸入圧力の増大もあって二六年三月に東京水曜会は「実際商談ニ対シテ考慮スル」では建値としての権威が疑われるとの理由で再び「最低値段」として「大口商談ニ於テモ之ヲ厳守スルコト」「小口ハ最低値段以上ノ点」で販売すると改正するよう提案するに至つた。これに対して大阪側は前年一〇月の決定を根拠に強く反対し、東西の水曜会で激しい応酬があつた。⁽⁵⁾ 大阪側が大口取引に対する値引を認めるよう主張した理由には、大阪市場が住友電線、大阪電分などの大口需要をはじめ、三井物産、三菱商事などとの取引があつたこと、それらの取引相手が水曜会建値と輸入採算を比較して米銅を輸入しうる力量をもつていたこと、しかも小口需要が広く存在して全てを同様に扱いにくかったことなどの市場の性格があるようと思われる。しかし、この東西の対立は、結局東京水曜会が押し切つた形で結着させられ、二六年三月以降、建値と出来値との値開きは小幅におさえられることになった。

この間、輸入防遏の目的から米銅輸入採算式の再検討が東京、大阪それぞれの水曜会で、古河電工、三菱商事の実際輸入取引との比較により行なわれた。その結果、東京水曜会は、古河電工の実際輸入と大差ないと報告に基づき「大体ニ於テ現在ノ算式ヲ改訂スル程ノ必要ナキ差ナルヲ以テ當分從来ノ算式ヲ其ママ使用スル」との結論に達した。確かに、ニューヨーク相場を基準とする輸入採算式はほぼ実情に適合しており建値をニューヨーク相場に連動させるために十分に有効であった。しかし、輸入防遏という点からみれば、この算式に重大な欠陥のあることが、三菱商事大阪支店の調査によつて明らかにされた。この調査は、米国太平洋岸にあつたタコマ製錬所の電気鉛銅の輸入採算の報告であつたが、それによれば輸入採算四九円六〇銭（一〇〇斤あたり、一〇〇kg八二円）前後でニューヨーク基準よりも二円ほど安かつたのである。⁽⁶⁾ このため実際には建値が採算点にかなり近づいており、輸入思惑を惹起する結果となつた。そこで

第16表 水曜会価格推移（1925～26年）

（単位：ドル、円、t）

	米銅 相場	対米 為替	輸入採 算 A	建 値 B	出来値 C	大阪市 中相場	A—B	B—C	成約量 (t)
1925年1月	ドル 14.71	38.50	102.58	95.32	94.87	96.7	7.26	.45	1,575
	2月 14.46	38.88	98.60	93.55	91.02	93.3	5.05	2.53	50
	3月 14.00	40.46	93.28	88.77	87.27	93.3	4.51	1.50	475
	4月 13.25	41.32	87.42	84.28	83.88	88.3	3.14	.40	4,258
	5月 13.35	41.50	87.53	83.35	83.03	87.5	4.18	.32	842
	6月 13.40	40.96	89.98	84.18	83.97	88.3	5.80	.21	2,735
	7月 13.95	41.05	92.33	86.33	85.97	90.9	6.00	.36	3,985
	8月 14.49	41.17	95.48	88.52	87.78	90.8	6.96	.74	425
	9月 14.38	40.51	95.68	88.18	87.70	93.3	7.50	.48	3,375
	10月 14.30	40.62	94.57	87.45	86.58	91.7	7.12	.87	1,275
	11月 14.35	41.70	92.40	87.45	86.22	90.8	4.95	1.23	607
	12月 13.87	42.94	87.90	85.03	83.18	90.0	2.87	.87	927
1926年1月	13.82	43.94	86.12	83.22	82.35	86.7	2.90	.78	4,050
	2月 14.00	44.85	85.07	82.08	81.30	87.5	2.99	.28	3,271
	3月 13.86	45.00	84.33	81.88	81.60	86.0	2.45	.28	1,782
	4月 13.71	46.21	81.63	80.52	79.62	85.0	1.11	.90	1,595
	5月 13.60	46.88	80.80	78.90	78.80	83.3	1.90	.10	2,355
	6月 13.67	46.84	81.57	79.13	78.85	83.3	2.44	.28	2,250
	7月 13.92	46.85	82.03	79.90	79.60	85.0	2.13	.30	1,007
	8月 14.17	47.60	82.28	80.68	80.42	85.0	1.60	.26	1,538
	9月 14.06	48.15	81.47	79.60	79.48	84.5	1.87	.12	1,257
	10月 13.86	48.50	80.22	78.68	78.47	84.5	1.54	.21	1,234
	11月 13.58	48.72	78.07	77.50	77.07	82.5	.57	.43	1,234

出所) 1. 米銅相場は100ポンドあたりドル、G. A. Routh, *The Mineral Industry* 1930, New York 124ページ。
 2. 対米為替は正金建値、東洋経済『日本の景気変動』(1931)上、25ページ。
 3. 大阪市中相場は100kgあたり円、東洋経済『物価二十年』(1933)、49ページ。
 4. その他は100kgあたり円、『水曜会』1925, 26年による。

なわれたのである。⁽⁴⁾ こうしたなかで最低値段として定められた建値も出来値との間に値鞘を生じるようになり、一九二五年一〇月に大阪水曜会で検討のうえ、「(最低トナスコトハ事ノ実際ニ適合セザル氣味モアリ旁従来ノ慣習モアル事故、今後ハ單ニ「建値」トシテ充分主張スルコト、又右建値ヨリノ値引ハ二五錢ノ範囲ニ於テナルベク建値ニ近キモノヲ以テスルコト、而シテ右範囲内ニ於ケル値引ト雖モ各

スライド売の長所は、各月の販売量がかなり安定したことであつた。産銅業は、その生産工程の特殊性から生産の急速な拡大、縮小を達成していく、従つて市況の変化に対応する生産の彈力性は小さかつた。それ故産銅資本は販売量に大きな変動がある場合には、一定量の在庫を備えておく必要があつたが、そのことは同時に、滞銅が急増する危険があることを意味した。そのため、市場の安定的支配は、価格面の安定と同時に販売量の安定をも不可欠の条件としていた。スライド売はこの要請にある程度応えるものであつた。しかも、この方式はニューヨーク相場に基づく輸入採算に価格をスライドさせるため、市中仓库の投売等の影響が緩和されており、価格面でも安定効果をもつていた。事実、久原の一九二四年七月から翌二五年一〇月にかけての実績によれば（第17表）、三井物産、住友電線両社へのスライド売価格は、それ以外の取引の出来値よりも高く、建値に近いことが多かつた。もつとも、同じ事情がスライド売の短所でもあつた。つまり、引取責任を負わせる以上、久原も何らかの形で需要者に対する利益を与えるを得ず、輸入採算から一定比率あるいは一定額の値引を実施していた。このため、建値に対してスライド売価格は若干の値縮を生じており、輸入採算を基準としつつ市況の見通しにより建値を設定するといううまみを減殺されたからであつた。それ故、水曜会内部にも「スライド売ノ数量ノ余リニ多キハ面白カラズトノ説モ」あつたが、結局、二六年三月の東京水曜会でその採用が決定され、スライド売に対する価格決定方式が次の如くに定められ大阪側に提案された（『水曜会』一九二六年三月）。

- 一、紐育電氣銅輸入採算（現行水曜会算式ニ依ル）百斤ニ付五十圓ヲ基準トシ、此場合ニ上記採算値段ヨリ三・五%ヲ控除セルモノヲ標準トシ、採算値段ノ増減ニ依リ五拾圓ノ標準値段ヲ上下スルコト毫圓ニ就キ〇・一%ノ割合ヲ以テ控除率ヲ増減ス
- 二、（一）値段ガ水曜会出来値（水曜会銅相場トシテ発表セルモノ）ト比較シテ増減アル場合ハ其差額ヲ折半シテノ値段ヲ増減シテ決定単価トス
- 三、此方法ハ（一）ノ輸入採算値段ガ四拾八圓以上五拾七圓マデノ範囲ニノミ適用シ其範囲外ニ就ケハ此方法ニ拠ル値段ノ決定ヲ停止

第17表 スライド契約価格と建値、出来値の比較（100斤あたり）
(単位:円)

年 月	建 値	スライド以外 出来 値	三井スライド	住友スライド	市 中 相 場
1924年7月	48.50	47.88	—	48.52	48.17
8月	50.74	49.08	49.14	50.06	50.41
9月	50.35	49.64	50.03	49.88	49.85
10月	50.94	50.11	49.87	50.00	50.19
11月	52.04	50.04	51.00	51.50	51.53
12月	54.93	50.38	52.80	54.20	54.50
下期平均	51.25	49.52	50.57	50.69	50.78
1925年1月	57.19	52.34	55.25	56.00	56.11
2月	56.13	53.83	55.45	54.25	54.39
3月	53.26	54.39	54.01	51.55	51.84
4月	50.57	54.43	51.03	49.34	49.88
5月	50.01	50.31	49.89	49.23	49.78
6月	50.52	49.95	49.95	50.23	50.30
上期平均	52.95	52.54	52.60	51.77	52.05
7月	51.75	50.60	51.00	51.25	51.52
8月	53.11	50.39	51.84	52.26	52.05
9月	52.91	51.07	52.35	52.15	51.99
10月	52.46	51.57	51.80	51.81	51.59
4カ月平均	52.56	50.93	51.75	51.87	51.79

出所) 久原鉱業「電銅スライディング契約値段ト建値其他トノ対照」(『水曜会』1925年)。

注) 1. スライド以外の出来値は受渡月の相場平均。

2. 三井スライド単価は、受渡前16日より当月15日までのニューヨーク相場基準。

水曜会は建値を引き下げて輸入を防遏しようとしながら、他方で銅価はすでに五〇円を割つていて建値引下げには国内銅のコスト高の面から抵抗が大きかった。

こうした事情から水曜会は、市況の安定をはかり国内市場の掌握力を強めるために、新しい手段を採用することになった。大口需要者とのスライディング契約がそれであった。「スライド売」と称されたこの販売方法は、既に久原が住友電線、三井物産との間で実施していた。その要点はあらかじめ六ヵ月前後の供給期間を契約し各月の供給量を定めておき、その月の供給量についてニューヨーク相場を基準に一定算式でその都度価格を決定することであった。水曜会は一九二五年末の東西連合委員会に先立ち、久原からスライド売の実情につき資料の提出を求めて採否の検討を開始していった。⁷⁾

このうち西側では大阪側の反対で削除され⁽⁸⁾、また大阪側が希望した「直チ」三〇～五〇銭引の案は「相手方トノ交渉ニ際シ万已ムヲ得ザル場合ニハ三拾銭マテ特別割引」を認めることで妥協された。かくてスライド売方式は、久原ばかりでなく藤田、三菱の両社の成約についても拡大され、成約相手では三井物産、住友電線、藤倉電線、古河電工、大阪電気分銅、三菱商事などに対しても採用されることになった。水曜会成約高の八割近くを占めるこれら六社への販売量の全てがスライド売となつたわけではないが、市場の安定に果たした効果は少なかつた。

スライド売契約の取引に三井物産と三菱商事が登場することは注目してよい事実であろう。この時期の両社は、銅輸入商として水曜会の国内市場支配について強力なアウトサイダーとしての位置を占めていた。その両社が水曜会から長期間の引取責任の生じるスライド契約に参加したことは、両社が水曜会の国内市场統制を認めざるを得なくなつていていたことを示しているからである。三井物産では、一九二五年頃より「関税増徴ニヨリ内地輸入不引合トナ」⁽⁹⁾ため、「内地売買ハ本邦銅ニ主力ヲ注キ久原藤田其他主要產銅家ト提携」するとの方針で国内取引に重点を置きはじめていた。⁽¹⁰⁾一九二六年には「組合（日本產銅組合）ヨリノ壳値余リニ高張リ過グレバ海外市場ニ買付ヲ試ミ時ニ組合ヲ牽制シ当社ノ威力ヲ示ス」と意気込んでいた三井物産も、二六年の輸入増加期には、その通関ベースの取扱比率を落していた（第18表）。輸入壳約高に対する壳約残高比が概して高く、これに比べて内国壳買の残高比が低かったことからみて、三井物産が輸入から国内取引に、すなわち水曜会からの買付けに転じつた理由は十分推察しうる。その限りでは水曜会の市場統制策はかなり効果を生みつた。一九二六年の過半は住友電線、古河電工などの大手需要業者によるものと記されており、こうした加工業者なりがともかく、口銭の必要な三井物産などの輸入が徐々に難しくなつていただのやう。

しかし、水曜会が三井物産や三菱商事と大口取引のあつたことは、その市場支配力の限界をも画していた。なぜなら、

第18表 三井物産の銅取扱高

（単位：t, %）

	輸 壳 約 高	入 壳 約 残 高	内 國 壳 買	外 國 間 壳 買	合 計	壳 約 高 率	通關ベース	
							壳 約 高	輸 入
1921年上 下	5,612	3,464	567	73	814	11,358	49.4	5.0
1922年上 下	208	0	1,708	639	499	3,142	6.6	54.4
1923年上 下	385	350	2,776	571	1,500	4,919	7.8	56.4
1924年上 下	3,074	555	1,406	247	2,728	7,396	38.3	19.0
1925年上 下	1,300	1,050	1,887	500	3,932	9,196	33.4	20.5
1926年上 下	760	650	3,237	1,070	3,286	8,755	14.8	36.9
1927年上 下	1,559	750	5,475	523	725	7,389	10.3	74.1
1928年上 下	1,590	1,075	3,471	387	275	5,614	33.2	61.8
1929年上 下	2,213	2,213	1,165	1,193	227	1,105	6,705	45.4
1930年上 下	722	637	1,306	310	770	4,046	39.3	37.2
	2	0	518	42	52	4,511	49.1	17.2
	25	25	244	52	556	4,041	0.0	27.9
	795	325	1,084	43	825	2,202	1.1	22.8
						28.0	11.1	34.9
						38.2	34.9	36.1

出所) 三井物産株式会社「事業報告」各季より作成（三井文庫所蔵史料 物産 615）。

注) 1. 通關ベース取扱比は金額ベースの比率（對全國輸入）、1923年以前は記載なし。

加工業者への直接販売とは異なり、こうした商社との取引は水曜会からみれば在庫の移転としての性格を残していたからである。商社の販売方針如何では水曜会の市場統制は錯乱させられる危険があった。市況が悪くなればそれらの手持ちが投げ出されて市場を混乱させるおそれがあつたし、他方、市況が好転した時にも、そうした市中・在庫の払底をまたねば、水曜会は銅価上昇の果実を十分に享受しえなかつたからであつた。こうした限界は市況が一段と悪化した一九二七年にはいり、一四木会が成立することによってようやく打開されることになるのである。

ところで、この間の市況悪化はニューヨーク銅市況の悪化を根因としていた。このため一九二六年一〇月に米国を中心とする銅輸出業者組合が結成され、世界市場の統制に乗り出した。同組合は、米国内価格より輸出価格を高めに設定することで国内での価格競争を緩和し市場の安定に貢献した⁽¹²⁾。こうした世界市場での独占的な支配の動きが輸入圧力に悩まされていた日本産銅業にとって好条件となつたことは疑いない。

水曜会は組合結成の動きがあることが伝えられると直ちに、「三菱、久原両商事会社ノ紐育在勤者ヲ限定的代人トシリテ」、グッゲンハイム社から情報収集し、「穩當ナル条件ト過重ナラザル責任ヲ引受クル事ニヨリテ代理権ヲ獲得シ内地及東洋一般ノ銅需給ヲ圓滑ナラシメ得ルトセバ日本銅工業ノ大處ヨリ見ルモ誠ニ望マシキ事」との結論に達し加盟交渉の準備にはいった。水曜会は組合への参加によつて日本への輸出に何らかの歯止めをかけ、さらに進んでアジア市場に対する発言権を得ることを自論んでいた⁽¹³⁾。しかし、この交渉は失敗に終つた。組合加盟については「日本ハ既ニ銅輸出國トシテノ実ナキニ至リタル様思フ」というのがその理由であった⁽¹⁴⁾。このことは世界市場における日本産銅業の位置を如実に物語つている。また、日本およびアジア市場への輸出代理権の獲得についても、米国タコマ銅の中国輸出にての代理権をもつていた三井物産の影響力を米国側は重視し、水曜会へ代理権を与えることを拒絶した⁽¹⁵⁾。かくて、國際カルテルの統制に参画する機会を失つた日本産銅業は国内市场の一層強力な掌握だけが、残された道となつたのである。

- (1) 一九二五年末から二六年にかけての国内市场について「東洋経済新報」は「内地の消費状況は最近頗る良好で、需給関係よりみる限り極めて強気的である」、「銅消費のかゝる盛況は電力工事の盛行に原因する」、しかし「円価の昂騰著るしき為め、米銅輸入採算の低下となり、……米銅輸入値段は……内地相場と殆んど同額であるだけに、輸入増加の圧迫が強い」と述べてゐる（「銅市場の将来」『東洋経済新報』第一一九六号、一九二六年）。
- (2) 「東洋経済新報」の「水曜会建値」は、「水曜会資料の記録による建値と一致していない。「水曜会建値」と第16表の建値、出来値とを比較すると、一九二五年一月まで前者は出来値よりも下回つており、以後翌年六月まで出来値と建値の中間にあつた。『東洋経済新報』所載の「水曜会建値」が水曜会の公表数値であったという点を考慮すれば、二五年中の事実は水曜会が輸入防遏のために実際取引よりも安く「建値」を公表していたことを表現していると考えられる。
- (3) 前掲『日本経済の最近十年』三五三ページ。
- (4) 一九二五と二六年の輸入増加は約九〇〇〇トン、消費増加約五〇〇〇トンで生産は微減であった（『日本経済の最近十年』三五三、三五八ページ）。
- (5) 大阪の反対意見は「從來ハ称ヘ値ニ対シテ特定ノ先ヘハ常ニ二十五銭迄ノ値引ヲナスヲ認容シ来リシガ（最低値段ヲ建値ト変更セル當時ヨリ字義ノ内容ニ於テ認メタル所謂多少ノ余地ト云フ範囲トシテ）考慮ニ於テハ自然其時々ノ事情ニ応ジテ小刻ミニ運用シ数字的ニ嚴正ニ過クルノ余り対手方ノ固有事情ト土地柄ノ慣習ヲ度外視シ却テ機会ヲ失スルノ虞レモアルニ対シ連用上ノ余地ヲ存スルコトハ當地ノ商談ニ対シテハ容認セラレタシト云フ意ニ他ナラズ」というものであった（『大阪特報第二号』「水曜会」一九二六年三月五日）。
- (6) その原因の一つはニューヨークとタコマでは運賃が大きく違うことであつた。しかも古河電工の調査が同じくタコマ銅輸入の輸出圧力が強まっていた時であつたため、「手数料約四〇銭ハ實際上顧客先ヨリ得難キ場合ハ大抵本国ニテ順當リ一弗乃至二弗ハ値引シ與ル、由」といわれる如く、輸出促進を企てていたからであろう。
- (7) 「電銅ライディング契約建値ト建値其他ノ対照」（久原鉱業大販出張所用箋使用、タイプ印刷、大正一四年一一月二六日付、古河大阪支店、藤田鉱業株式会社、三菱鉱業大阪製煉所宛書類、『水曜会』一九二五年）。
- (8) 大阪側の回答は次の通りであつた。「ライディングニヨル壳約ニ於テ其基準トナルベキ建値平均其儘ヲ壳約建トナスコト

ハ性質上買手ニ特別ノ実益ナキ意味トナリ到底其納得ヲ期シ難キヤニ想見セラルヲ以テ東京側ノ原案ニ対シ更ニ相場一ポイント即チ三十銭乃至五十銭程度（約一%）ノ特別割引ヲ附加スルハ止ムナキ所ナルベシ、猶又、値段範囲ノ限定ヲ四十八圓以上五十七圓トシ其以外ニ出ヅル場合ハ自動的ニ契約ヲ停止スル方針ナルガ如キモ、是亦理論的ニモ實際上モ双方ノ同意ヲ得ルニ困難ヲ存スペシト懸念アルガ故ニ此点ハ寧ロ限度ヲ撤廃スルコト、シテハ如何」（『水曜会』一九二六年三月一八日）。

(9) 三井物産株式会社「事業報告」三回、一九二五年上期、（三井文庫所蔵史料 物産六一五）。

(10) 『第八回支店長会議資料（一）』（大正一〇年六月）四七ページ。（三井文庫所蔵史料 物産三四八）。

(11) 一九二五年一〇月に銅製品輸出用原料銅に関して輸入銅を用いる場合は関税が免除（全額戻税）されたことが、加工業者の直接輸入を増加させた。

(12) 前掲『銅産業』および『米国銅輸出会社の組織』（日本鉱業会誌）第五〇二号、一九二七年）を参照せよ。

(13) 組合の代理権獲得の目的を水曜会は紐育風間宛電報で次のように説明している。

「総代理店獲得希望ノ骨子ハ、日本内地銅儲ノ安定ヲ望ミ転売ニヨル利鞘ハ望マズ。米銅輸出会社ノ根本主旨ト合致スルト信ズ。日本銅山ハ生産費高ク容易ニ増産出来ス。現在滯銅二千五百噸故今後モ供給不足統ク見込ミ。此ノ供給不足ハ米國ヨリ輸入セネバナラヌ。現在ノ儘若シクハ或一部ノ商人ガ代理店トナル場合ハ相場ノ上り際ニ一時ニ思惑輸入シ從テ買付量不定ナルモ、水曜会ナラバ実需ニ応ジテ右不足量ヲ引取ルベシ。水曜会員ハ一面消費者デ日本ノ消費量ノ五割五歩ヲ消費シ傍系会社ヲ入レル六割ナル、又完全ナル販売機関アル故販売能力ニ懸念ナク仲間商人ヲ省キ得。支那向銅ガ他社ノ手ニヨリ保税デ日本ニ陸揚ゲセラル、場合ニハ内地市場ガ圧迫セラル、故支那向代理店モ同時ニ水曜会ニ引受ケタシ。

右ノ主旨ニテ水曜会ニテ是非代理店取り度キ故先方条件問合セ電乞フ。……」（『水曜会』一九二六年一〇月二一日）。

(14) 「米国一手販売権獲得交渉ノ件」（総育發信水曜会宛、大正一五年七月二七日）。この説明は水曜会の代理人に対し、グッゲンハイム社クレンデン・ニン氏が行つたものである。

(15) 銅輸出業者組合から水曜会に宛てた書簡（一九二六年一〇月二六日付）によると、組合首脳は過去の実績からみて「東洋への米國銅の輸出には三井が影響力を持つてゐることを考慮し」「水曜会に代理店を認めた場合に東洋向輸出が減退するのではないかと憂慮している」と述べており、三井と水曜会が協調できれば「米国生産者的心配を和らげられるかも知れない」と伝

えていたのである（原文は英文、訳出は引用者。『水曜会』一九二六年）。

5 水曜会の機能

以上の如く、一九二一（大正一〇）年六月に結成された産銅カルテル水曜会は、順次、市場統制のための諸方策を整備し、その機能を強化していく。その成果を、まず価格面からみれば（前掲第16表）、見当値段、最低値段などと呼称をかえている水曜会の協定価格は、米銅輸入採算を基準に四社の協議により決定され、各社の実際取引の基準として機能した。このことは、水曜会の価格協定が輸入防遏による国内需要の獲得を企図していたことを示している。そして、この企団はある程度まで成功を収めた。二五年の如く市況の安定した時期には、たとえば、住友電線の銅購入契約高（一万三八〇トン）のうち輸入はわずか四〇〇トンで、他は住友別子（五五〇〇トン）、久原（一四〇〇トン）、三井物産（一六〇〇トン）などであったという⁽¹⁾。しかし、この間に思惑輸入の条件が譲成されつあったことから、水曜会は建値と輸入採算との値開きを拡大せざるを得ず、さらに、輸入採算の低落によってこれが維持しえなくなると、協定価格による輸入防遏には重大な限界があることが暴露された。この間でも水曜会は建値引下げを協調的に行なうことで自らの市中販売量の減少だけは食い止め得たし、出来値と建値との値開きからみれば建値の規制力は増大した。しかしその背後には日本産銅業がコスト圧力のために価格引下げに対する抵抗が強かつたこと、そのために需要の拡大を輸入銅の市場として奪われたことなど見逃しえない事実が存在する。⁽²⁾その意味では水曜会の国内市場掌握力はまだ不十分だったと言うべきであろう。

水曜会の銅販売成約相手は、第19表の如くで古河電工、藤倉電線、住友電線、大阪電気分銅の四社と三井物産、三菱商事であった。大口需要者のうち日立製作所と住友伸銅は、前者が久原の自家消費として扱われた如く、久原、住友からそれぞれ直接に原料銅を供給されていだと推定され、国内市場に需要者として登場することはまれであった。水曜会の銅引渡先を示す第20表からみても、先の加工部門四社が水曜会の取引相手の中軸にあつたと考えられる。これに加え

(単位:t)

第19表 水曜会成約先 (1924~26年)

	古河電工	藤倉電線	住友電線	大阪電分	三井物産	三菱商事	その他	合計
1924年 II	500	500	400	50	700	715	744	3,609
	200	700	950	550	1,000	500	1,476	5,376
	900	750	500	200	1,500	1,450	1,497	6,797
	200	250	200	0	400	0	75	1,125
1925年 I	1,850	1,850	600	0	1,725	725	685	7,435
	300	1,300	550	150	1,450	750	545	5,045
	200	900	650	100	850	800	168	3,668
	2,000	1,700	1,200	100	1,300	1,200	824	8,324
1926年 I	1,300	1,300	900	300	1,050	500	582	5,932
	800	800	800	450	950	500	495	4,795
	200	200	550	250	500	200	591	2,491
	合計 (比)	8,450 15.5%	10,250 18.8	7,300 13.4	2,150 3.9	11,425 20.9	7,340 13.4	54,597 100

出所)『水曜会』成約月表より各月の成約相手別数量を集計して作成。

注) 1925年Iは2、3月分、26年IVは10~11月分、他はI(1~3月)、II(4~6月)、III(7~9月)、IV(10~12月)各合計。

ト川井、三菱の両商社は、水曜会の成約相手として高い地位を占めており、独自の活動を通して国内市場への販売を行なつていたと極くよう。水曜会の市中販売は、古河を除く三社が一九一四年末より販売割当を行なつていて。その意義は、販売割当をうける三社に対しても、市況に応じた恣意的な販売方針の余地を封じることによって、水曜会の市場支配力、建値の規制力を増大させたところにある。割当比率の設定によって三社間の市場シェア拡大競争を抑え、間接的に生産シェアの変動をも規制しうる道を開いたのである。

この販売割当は三社によるもので古河は何ら規制を受けなかつた。古河電工という大需要先を自家消費としておついていたことが古河の水曜会における地位を特殊なものにしていった。しかし、古河は水曜会の市場統制によって重要な利益を享受していた。古河足尾銅の古河電工への引渡し単価を示すと思われる足尾銅の収入単価は、輸入採算と建値に連動していたと考えられ、しかも、水曜会の出来値をも下廻ることが多かつた(第21表)。競争企業が水曜会の市場統制下にある以上、古河電工は原料面で有利をもつていたのである。古河

第20表 水曜会成約先 (1925~29年)

	1925年10月 ~26年3月	1926年 4月~9月	1927年 1月~6月	1927年 7月~12月	1928年 1月~6月	1928年 7月~12月	1929年 1月~6月	1929年 7月~12月	(単位:t)
東京水曜会 小計	6,179	6,104	5,600	5,364					
古河電工	3,122	3,301	2,050	300					
藤倉電線	2,700	2,100	2,750	3,450					
その他	357	703	800	1,614					
大阪水曜会 小計	8,369	6,855	5,767	9,415	8,760	6,534	6,471	5,973	
古河電線	2,723	2,127	1,900	3,100	4,133	2,950	3,150	2,415	
大阪電氣分銅	1,300	1,200	1,145	1,700	1,527	1,238	520	1,008	
藤田庄延銅	1,155	1,040	680	810	1,165	979	608	825	
山谷伸銅	565	375	328	430	751	690	50	90	
三山中工場銅	280	348	390	425	1,170	174	198	-	
神津製銅	535	400	425	1,170	237	113	300	125	
田津電線	525	305	120	240	40	25	160	410	
その他	1,286	1,060	779	1,214	552	1,005	1,485	1,100	
東西合計	14,548	12,959	11,367	14,779					

出所) 1928~29年電気銅引渡し『水曜会』各年、1925~27年水曜会東西連合会資料より作成。

注) 1928~29年の東京分は不明。

産銅独占の成立（武田）

第22表 水曜会成約先別単価比較（1925～26年、100kgあたり）
(単位：円)

	古河電工	藤倉電線	大阪電分	住友電線	三井物産	三菱商事	その他	平均
1925年2月		92.4			92.4			
3月	90.8	88.3		90.4	90.0		89.8	89.7
4月	84.9	84.8		85.3	85.3	85.4	85.1	85.1
5月		84.3		83.3	84.4		85.1	84.1
6月	84.5	85.8			84.7	85.1	85.4	85.1
7月	86.8	87.4	86.2	86.3	84.1	86.6	87.3	87.0
8月				88.5	87.8	88.9	90.1	88.5
9月	88.9				87.8		91.0	89.3
10月		88.1		87.8	87.9	87.9	90.6	88.0
11月		87.3		86.7	88.0		88.7	87.5
12月	83.6	83.7	84.7	84.7	84.9	84.5	85.9	84.8
1926年1月	82.7	82.7		82.8	83.8	83.8	84.2	83.1
2月	82.5	82.4	83.4	82.7	82.8	83.1	83.5	82.9
3月	82.9	82.8		82.8	82.1	83.4	83.9	82.9
4月	80.7	80.8	81.4	81.6	81.3	80.0	81.0	81.2
5月	80.2	80.9		79.8	79.6		80.5	80.1
6月	80.3	80.1	80.2	80.0	79.9	80.3	80.2	80.1
7月	80.9	80.4	80.9	81.5	80.8	81.7	82.3	81.1
8月	81.3	81.4	81.4	81.4	81.4	81.7	82.2	81.6
9月	80.2	80.1	80.0	80.8	80.6	80.4	81.2	80.5
10月	79.1	79.1	78.9	79.6	79.7	80.4	80.3	79.6
11月		77.8	77.8	78.5	77.6	79.1	79.8	78.8

出所)「水曜会成約月表」より各月毎の成約相手別数量および金額を累計して、この2つより月平均単価を算出し、作成。

注) 空欄は成約なし、ゴチは平均未満。

第21表 古河電工への供給価格
(単位:円)

	足尾収入単価	水曜会値
1924年上	76.1	78.6
下	82.3	82.8
1925年上	89.8	87.3
下	85.6	85.9
1926年上	82.9	82.4
下	78.3	79.3
1927年上	73.7	(不明)
下	72.5	(不明)
1928年上	77.8	80.5
下	82.8	86.7
1929年上	93.7	101.1
下	92.1	84.9

出所) 1. 足尾収入単価(100kgあたり)は『古河鉱業損益計算書』より作成。
2. 『水曜会』出来値は第11表、第16表より6カ月単純平均。

明確な価格差が存在した。大口需要者に対するこうした値引策は、結果的には産銅五社系列下の需要者の発展を促し、需要部門内部での競争関係を通じて産銅資本の位置を強化し、産銅資本は国内需要の拡大の利益を自らの手中に收めることに成功していった。⁽³⁾

しかも、注意すべきは以上の関連が水曜会四社系列の外に位置する住友電線および藤倉電線にも及んでいたことである。住友別子の産銅高と直系二社の銅消費高は第23表の如くであった。住友別子はKS銅が伸銅品原料として優秀であったことから電気銅への転換が遅れた。このため、電線部門は市中から電気銅を購入しており、一九二五年までに別子銅の電気銅への転換が完了した後も住友は自家消費量が生産を上廻っていた。⁽⁵⁾その限りでは水曜会に加盟していた古河と会外にいた住友とは同様の性格をもっており、水曜会の国内市場の統制策を前提とすれば、加盟へのそれ以上積極的なメリットはなかったと言つてよい。⁽⁶⁾その意味では、通説的に指摘されてきたのとは逆に、住友のアウトサイダーとしての地位が、同社の独自の販売方針を生むことによって水曜会の市場統制力を弱体化させる余地は小さかつたのである。⁽⁷⁾

鉱業は、水曜会の市場価格維持を前提としてはじめて、若干の値引によって自己系列下の加工部門の発展を支えつつ自らもその利益の分与にあずかっていた。

水曜会のこうした「価格政策」は自家消費ばかりでなく、住友電線、藤倉電線、大阪電分などに対する販売にもみられた。産銅資本の系列下にあったこれらの企業への供給単価は第22表の如くで、大口需要者である四社の

それは平均を下廻ることが多く、小口需要(その他)とはく、住友電線、藤倉電線、大阪電分などに対する販売にのみられた。産銅資本の系列下にあったこれらの企業への供給単価は第22表の如くで、大口需要者である四社の

産銅独占の成立（武田）

- (1) 「社史住友電気工業株式会社」(一九六一年)四九三ページ。
- (2) 国内消費高と水曜会の販売高(三社自家消費+古河生産+水曜会出荷)の比率は、一九二三年四七・一セントから一四年七月、二五年七七・一セントとなつたが、輸入増加によつて二六年六九、二七年七一、二八年六九セントとなつた。
- (3) 前掲拙稿「第一次大戦後の銅市場構造の変貌」参照。
- (4) 「別子開坑二百五十年史話」四四六～四四九ページ。
- (5) 住友電線は一九二一年から別子電気銅を月二四〇トン購入する契約を結んでいたが、これでは不足であつたため米国掉銅の輸入や大阪市場から原料銅を調達していた(前掲「社史住友電気工業株式会社」三三六、三四二、四二一ページ)。
- (6) 住友、古河両社の相違は、住友が電線部門では後発でありながらその急速な発展によって銅生産シェアを一九二〇年代に拡大していくのに對して、古河が古河電工を支配下においていたことによつて二〇年代はじめには生産減退の影響が少なく、銅生産のシェアが高かつた反面、二〇年代には徐々にそのシェアを落したことにある。しかし、水曜会のカルテル活動が直接には生産統制に及んでおらず、また間接にも古河が規制を受けなかつたことを考へると、この両社の相違が水曜会への加盟、非加盟に基づくものとは考えにくいのではないか。その意味では日本産銅組合解散に際して住友が不参加を表明したことに対する三井物産大阪支店の「住友家關係ノ伸銅所電線製造所等ニテ使用スルモノヲ通弊トスレバ強テ産銅組合ト共同動作スル程ノ値打モノナク」との観測は、水曜会と住友との關係について的を射たもののように思われる(第八回支店長会議資料四)三井文庫所蔵史料 物産三五二)。もちろん、住友がアウトサイダーとしての地位を全く利用しなかつたというわけではない。一九二四～二九年の官署納入銅入札では、水曜会三社が建値維持の目的から入札価格を余り下げなかつたこともあって、住友は入札量の四～六割を毎年落札していた(水曜会一九二九年)。しかし、入札の過半は海軍関係であり、住友伸銅と海軍との特殊な關係を考慮すれば、こうした事実が市況に与える影響を過大評価するわけにはいかない。

第23表 住友の生産と消費

(単位: t)

	生産高 A			消費高 B			B/A
	K	S	銅	電 気 銅	合 計	住友伸銅	住友電線
1917年	9,268	0	9,268	12,640	2,083	14,723	159%
1918年	10,131	0	10,131	10,157	2,482	12,639	125
1919年	10,616	1,802	12,418	6,755	3,853	10,608	85
1920年	7,012	4,387	11,399	7,376	4,099	11,475	101
1921年	4,254	7,644	14,898	5,822	6,163	11,985	80
1922年	3,528	9,613	13,141	5,687	9,773	15,460	118
1923年	3,241	9,600	12,841	5,739	10,063	15,802	123
1924年	2,753	9,676	12,429	6,472	9,152	15,624	126
1925年	653	10,570	11,223	6,603	9,685	16,288	145
1926年	0	11,263	11,263	6,739	9,610	16,349	145
1927年	0	11,047	11,047	6,209	11,314	17,523	159
1928年	0	12,979	12,979	4,661	12,964	17,625	136
1929年	0	14,829	14,829	6,147	9,937	16,084	108

出所 1. 生産高は『日本鉱業発達史』上、441ページ付表。

2. 住友伸銅(所)消費高は、『住友金属工業株式会社五十年史』(未定稿)第三分冊、第五分冊、第七分冊の各付表より、同所銅および銅合金生産高。

3. 住友電線消費高は『社史住友電気工業株式会社』より、同社銅線製造高。

問題はむしろ三井物産、三菱商事などの存在であり「ブローカー売」規制の不十分さにあつた。三井物産は水曜会成約相手の首位にあり、これらの商社が需要者と水曜会との間にいることで水曜会の市中販売の拡大に貢献した反面、建値の維持と販売量の安定について重大な制約をも生んでいたからである。この二社が市中在庫をかかえ独自の商社活動で水曜会の販売統制に乗じつつその利益を図ったことは、国内市場が依然として恩賜取引の余地を残していることを意味した。水曜会の国内市場支配がこうした限界を打破して拡大していくためには需要者への直接販売を増加させ、その取引を安定させる必要があつた。「スライド売」方式はその試みの一つであり、取引量を安定させ建値の規制力を増大させたと考えられる。しかし、この段階ではまだ「スライド売」自体が三井物産、三菱商事などに対しても行なわれ、ことに三井物産への販売価格は大口需要者と大差のない水準にあつた。このことは水曜会が二

四 二四木会

1 発足

一九二七(昭和二)年九月一九日に水曜会は、古河電工、住友電線、藤倉電線、日立製作所の四社が結成した電気銅共同購買会と第一回協議会を開催し、国産電気銅の供給につき協議を開始した。⁽¹⁾その結果、以後月二回の定例会合(第二第
四木曜日、但し二八年三月より第二木曜を「四日に変更」)を開催し、電気銅の供給について協議することとし、その前提として、同年一〇月一日付で電気銅供給に関する覚書に調印した。会名は大阪が木曜会、東京が二四木(にしき)会であった。会合が東京と大阪の両地に分かれたのは水曜会の組織に対応したものであったが、購買会側の出席者が木曜会では住友電線だけであった。こうした組織上の相違と両地に分かれているために生じた意思疎通の不円滑から、二八年四月より案件の処理は主に二四木会で行なわれることになった。二七年一〇月以降、水曜会の販売に関し実質的な中心機能を担つたのがこの二四木会であった。

二四木会は、購買会と水曜会が交した国内電気銅の一手供給契約に関する協議機関であり、水曜会は二四木会の結成によって国内需要の八割を超える電線製造用原料に関し、その中軸にある四社との直接取引を完成し国内市场の安定的支配を達成した。この一手供給契約の内容は、次の覚書に示されている〔二四木会〕一九二七年)。

覚書

共同購買会(以下甲ト称ス)ト水曜会(以下乙ト称ス)トハ相互ニ誠實協調ヲ旨トシ電気銅ノ需給ノ圓滑、價格ノ安定、取引ノ健實ヲ期シ共存共榮ノ實ヲ挙クルヲ目的トシテ電気銅売買ニ關シ左記ノ通り申合セラヌ
第一条 甲ハ其ノ所要スル國產銅ハ全部ヲ乙ヨリ購入スルモノトス、但シ自家產銅及屑銅ハ此限りニアラス
第二条 甲ハ豫メ乙ト協議ノ上市中浮遊銅ヲ購入スルコトヲ得

- 第三条 甲ハ、乙カ國產銅供給ハ餘力ヲ有セ、サル時ハ豫メ乙ト協議ハ上外銅ヲ購入スル事ヲ得
第四条 甲カ再輸出ノ目的ヲ以テ外銅ヲ購入セントス場合ニハ一ヶ年分又ハ半ヶ年分ノ數量ヲ乙ニ豫告シ且毎月末其契約數量ヲ
乙ニ通告スルモノトス
- 第五条 甲ハ乙ニ對シ毎月末其買付輸入銅ノ入荷報告ヲナスモノトス
- 第六条 甲カ乙以外ノ第三者ヨリ電気銅ノ引合ヲ受ケタル時ハ其都度之ヲ乙ニ通告スルモノトス
- 第七条 甲ハ四ヶ月間ノ所要銅量ニ對シ毎月十日迄ニ翌月分ノ確定數量及ヒ其以後ノ豫定數量ヲ乙ニ通知シ、乙ハ之ニ對スル品線
(ヲ)甲ニ通知スルモノトス、但シ臨時契約ノ數量ニ對シテハ其都度打合セラヌモノトス
- 第八条 乙カ甲ハノ壳値ハ、基準ハ、米銅實際輸入値段ニ拠ルヲ主旨トシ其採算方式ヲ左ノ通り定ム
(1)原価 入電日ノ紐育電氣銅相場(新聞聯合通信社所報ノモノ)
(2)運賃 紐育日本港間毫米圓ニ付拾毫弗ノ割
(3)保険料 前二項ノ合計金額ニ更ニ其割ヲ加算シタルモノニ對シ百弗ニ付二拾五仙ノ割合
(4)利子 前三項ノ合計金額ニ對シ年六歩一ヶ月ノ割
(5)換算率 入電日ノ米日電信為替相場(新聞聯合通信社所報ノモノ)
(6)手数料 和百斤ニ付金拾錢
(7)陸揚諸掛 和百斤ニ付金七圓
(8)輸入税 和百斤ニ付金七圓
- 前記基礎數字カ甲及乙ノ左右シ得サル事由ニヨリ變更アリタル場合ハ臨時協議ノ上之ヲ改ムルコト
- 第九条 乙ヨリ甲ヘ供給スル電氣銅ノ仕切値段ハ左ノ方法ニヨリテ決定スルモノトス
(1)第八条算式ニヨリ算出セル和百斤値段ヨリ金、毫圓ヲ控除シタルモノヲ甲ノ工場持込値段トス
(2)實際シフ(横浜又ハ神戸)相場カ紐育相場ヨリ割安ニシテ乙カ建値方針ヲ變更スヘキ場合ハ其ノ差額ヲ前項毫圓ニ加算シ、割高ニシテ乙カ建値方針ヲ變更スヘキ場合ハ其差額ヲ毫圓ヨリ控除スルコト
- 第十条 乙カ甲ニ供給スル電氣銅値段取極ノ種類並ニ方法左ノ如シ

一、毎月確定數量ニ對スル壳値決定方法 第七条ニ拠ル翌月分確定數量ヲ三等分シ左ノ区分ニヨリ三回ニ分子各旬申申ヨリ決定申

込アリタル當日ノ仕切値段ヲ以テ夫々決定ス

第一回 當該受渡ノ前月十一日ヨリ二十日迄

第二回 當該受渡ノ前月二十一日ヨリ月末迄

第三回 當該受渡月ノ一日ヨリ十日迄

二、スライディング契約ニ拠ル壳値決定方法

(1) 受渡當月一日ヨリ末日ニ至ル銅相場並ニ為替相場ハ各一ヶ月間ノ發電日數平均ヲ求メ之レヲ第九条ノ算式ニヨリテ和百斤値段

ニ換算シ更ニ夫レヨリ左記ノ割合ニヨリテ値引ヲナスモノトス

平均値段百斤金四拾五圓九拾九錢以下ノ場合

同百斤金四拾六圓九拾九錢迄ノ場合

同百斤金四拾七圓以上ノ場合

拾五錢引、但シ金四拾五圓八拾九錢ヲ下ラサルモノトス

(2) スライディング契約ハ六ヶ月間ヲ以テ更新スル事

三、臨時契約分ニ対スル壳値決定方法 第九条所定ノ方法ニ準シ其都度協議ノ上決定スルモノトス

第十二条 乙力甲以外ニ対スル壳銅建値標準ヲ変更セントスル場合ニハ甲ノ意見ヲ尊重スルモノトス

第十三条 第九条ニヨル仕切値段ニツキテハ甲ハ甲以外ノバー使用者ニ対スル乙ノ壳値ニ比シ金四拾錢以上、其他ノカソード使用者ニ對スルモノニ比シ更ニ武拾錢以上下値トナルコトヲ、希望シ乙ハ成ルヘク右希望ニ副フモノトス

第十四条 本覚書ニヨル売買ハ甲又ハ乙ニ屬スル各社単独デ各所在地ニテ從來ノ慣行ニ從ヒ契約結紹ノ上取引ヲ完了スルモノトス

第十五条 四ヶ月以上ノ先物契約ハ原則トシテ之レヲ為ササルモ止ムヲ得サル場合ニハ甲乙協議ノ上決定スルモノトス

第十六条 本申合ハ甲乙相互ノ利益ニ於テ長期ニ亘リテ続行スルモノトス、但シ、已ムヲ得サル事情ニヨリ相互ニ解約セントスル場合ニハ六ヶ月以前ノ豫告ヲ要スルモノトス

合ニハ六ヶ月以前ノ豫告ヲ要スルモノトス

第十七条 本申合ノ内容ニ就テハ六ヶ月毎ニ甲乙隔意ナク協議ノ上更新スルコトヲ得

右本申合ノ證トシテ本書八通ヲ作成シ各社其ノ壱通ヲ保有ス

昭和三年拾月壹日

〔各社署名略す〕

以上、長文であるが、その骨子を要約すれば、第一に購買会が必要とする国産電気銅の全部（但し、系列からの直接供給を除く）を水曜会から購入する、第二に水曜会に供給余力のない場合と輸出向製品の原料として購入する場合に限つて購買会に外銅の輸入を認め、前者の場合には事前の協議を義務づけ、後者の場合には報告を義務づけた、第三に購買会は四ヶ月先までの必要予定量を水曜会に通知し、水曜会はこれに基づく品種を購買会に報告する、第四に米銅輸入採算の算出方法を定め、これを基準に一定の値引を実施する、第五に購買会外への供給値段と価格差をつけるとの購買会の希望に水曜会が協力を約束する、などの点であった。契約期間は六ヶ月で、その都度再検討のうえ契約が改訂更新された。しかし、覚書の基本的な内容にほとんど変化はなかった。

契約内容の性格は価格決定方法などそれまでのスライド契約の延長線上にあったと言つてよい。しかし、購買会四社が市場購入の全てを水曜会から引き取ることを規定し、外銅輸入に一定の枠をはめたこと、取引相手が四大電線資本であり、それとの直接契約であることなど、決定的な相違があった。資料の制約上、覚書成立に至る両者の利害関係などの詳細を明らかにしないが、この契約によつて購買会は、輸入か国内購入かという選択の余地を放棄し、水曜会は輸入による販売シェアの侵蝕を防止することができた。輸入を二次的な供給源に追いやることで水曜会は国内市場の中心部分を掌握し、懸案の「ブローカー売」の規制に有効な対策を樹立した。ここに、二四木会成立の意義があった。これ以後の水曜会の活動はこの二四木会を中心を移し市況対策が両者の協議によつて達成されていくのである。

(1) 「購買会對水曜会第一回協議会」「二四木會議事錄」（以下「二四木会」と略す）一九二七年九月一九日。

(2) 東京の会名は「当地ニハ同建物内ニ銅板ノ会ニ既ニ木曜会ノ名アルヲ以テ当地ハ、第二、第四ノ木曜日ノ会合ナルガ故ニ二四木会ト称スルコトス」と説明されている（「二四木会」一九二七年一〇月一三日）。

2 輸入銅不利益補償と市況対策

第24表 水曜会銅荷線予想表(当月分、初旬予想)

(単位:t)

	受			入			払			出			差引残 (5カ月後)	在貨予想 (5カ月後)
	織 越	生 産	合 計	自家消費	スライド	確定量	合 計	購 買 会 向	他 所 向	合 計	販 賣 会 向	合 計		
1928年	5月	1,323	2,493	3,816	980	970	970	818	2,768	1,048	△2,036	△1,137	△1,397	
	6月	1,150	2,642	3,792	965	500	1,100	905	2,970	822	△1,032	△1,20	△1,37	
	7月	1,729	2,428	4,157	965	500	1,000	840	2,805	1,352	△1,397	△1,397	△1,397	
	8月	2,182	2,555	4,737	980	505	703	1,208	635	2,823	1,914	△2,036	△2,036	
	9月	2,466	3,038	5,504	985	500	1,350	648	2,983	2,521	185	185	185	
	10月	2,448	2,963	5,411	925	500	1,105	571	2,601	2,810	323	323	323	
	11月	2,870	3,087	5,957	880	500	1,150	1,650	505	3,035	2,922	1,915	1,915	
	12月	3,044	3,146	6,190	950	500	1,150	1,650	520	3,120	3,070	2,642	2,642	
	1929年	1月	3,356	2,973	6,329	846	500	700	1,200	425	2,471	3,858	4,212	
	2月	3,671	2,978	6,649	805	500	650	1,150	792	2,747	3,902	2,745	2,745	
	3月	4,375	3,335	7,710	845	500	850	1,350	1,205	3,400	4,310	3,274	3,274	
	4月	4,333	3,212	7,545	902	400	1,400	1,800	761	3,463	4,082	5,155	5,155	
	5月	4,330	3,272	7,602	835	500	360	860	493	2,188	5,414	7,322	7,322	
	6月	5,806	3,156	8,962	765	500	450	950	280	1,995	6,967	9,009	9,009	
	7月	7,486	3,454	10,940	805	500	550	1,050	577	2,432	8,508	11,121	11,121	
	8月	9,097	3,118	12,215	835	500	510	1,010	623	2,468	9,747	14,423	14,423	
	9月	10,201	3,350	13,551	725	500	*2,128	2,628	638	3,991	9,560	13,826	13,826	
	10月	9,776	3,101	12,877	825	*865	*865	*616	2,306	10,571	15,200	15,200	15,200	
	11月	10,286	3,711	13,997	850	*1,010	*1,010	*2,774	4,634	9,363	10,189			

出所)「水曜会銅荷線表」より各月10日発表の当月予想により作成。

注) 1. *は犠牲輸出を含む、△はマイナス。
2. 生産量、自家消費量は藤田、久原(日盛)、三菱の合計。

一九二八年(昭和三)年三月の十四木会で水曜会は品線が逼迫してある状況を明らかにし、「四月分ハ関西ヨリ関東ニ回送スルコトニ依リテ辛ジテ需給ヲ調節シ得ルヤ、五月ニ至リテハ全ク逼迫ニ陥ルヲ以テ購買会側ニ於テ至急輸入ノ計畫ヲ進メラレタキ事」提議した。當時銅需要は拡大基調にあり銅価も漸騰していたが、水曜会の増産が間に合わないため、三月中旬の水曜会見通しじゃ五月に1100トンの不足が生じるおそれがあった。こうした見方は七月八月頃まで水曜会内に支配的で第24表の如く、水曜会の品線予想では八月まで五ヶ月後の滞銅をマイナスと予想していた。

これに対し購買会は第三者への供給の制限を求めたが、水曜会は多少の考慮は認めたものの、それが、「第三者ノ輸入ヲ促進シテ却テ将来ニ禍害ヲノロス」として拒絶した。この結果、五月に1100トン、六月七〇〇トンの米銅を輸入することが決定されたが、この輸入費用の一部負担を購買会が水曜会に申し入れたために以後半年間にわたり「輸入銅不利益補償問題」として両者の争点となつた。

購買会の主張は、輸入を品不足の関東向けに行なうとすれば、水曜会は東西での不均衡を是正するための移送費を節約であるのに対し、購買会は輸入原料では「銅線工場ノ炉ノ操業上損失多大」となるから、その一部を水曜会が補償すべきだといふものであった。十四木会における協定によって購買会四社が原料購入に関して相場の変動に応じた対応策を探るところが出来ない以上、水曜会には購買会に対してその必要量を供給する義務があるとも主張された。

これに対して水曜会は「若シ輸入銅ガ不利ニシテ補償ヲ要スルトスレバ夫レダケ内地銅ノ供給値段が安過ギルトハコトトナリ保償金ヲ出ス理由トハナラヌ」と反駁し、需要増大期には「十四木会協定の有無にかかわらず輸入が必要ではないかと疑問を呈示した。この対立は両者の見解が並行線のまま五ヶ月余りを経過して八月末をむかえ、結局、水曜会が購買会に対し銅輸入を求めたことで「御迷惑ヲ懸ケタ」「御挨拶ノ意味ヲ以テ此際金五千円ヲ差出シテ終結ト致度」と申し入れ、この案で両者が妥協した。輸入銅による損失負担に関する争点を全く素通りし、理屈抜きで「見舞金」を支

払うことによって、この問題を解消し、二四木会内の不一致を除いたのである。⁽⁵⁾ 水曜会が品線逼迫を不可避としており、銅価上昇によって比較的資金繩が容易であったことが、この妥協案の背景となつたが、すでに契約の改訂期も迫つており二四木会の存続を前提とする限りは水曜会の譲歩が必要だった。

このように極めて曖昧な結着をみた輸入銅不利益補償問題ではあったが、この論争は次の点を明らかにした。購買会四社からみて、輸入銅と国内銅とを対比した場合に輸入原料が割高となる状況が作り出されていたということである。購買会の主張は輸入によって操業上の不利益が生じ銅線製造コストが割高となることを根拠にしていたからである。四大電線資本が国内電気銅の一手供給権を水曜会に与え、輸入については水曜会の供給余力のない場合に協議のうえ行なうとの条件で二四木会に参加した理由が、ここに示されている。それだけ、水曜会の「価格政策」は輸入防遏効果をあげつつあった。

水曜会は予想外に滞銅が急減したため増産が間に合わず輸入を認めざるを得なかつた。二四木会を通して輸入量をチエックしたとはいゝ、一九二〇年代末の国内需要の拡大に対し生産の拡大で応じることが遅れたと言つてよい。それは、産銅資本の生産が需要の変動に対し非弾力的であったことを基本的な原因としていた。しかし同時に、水曜会が市場の拡大について十分な確信を持ちえなかつたことも原因があつた。二四木会覚書は購買会に対して四ヵ月先までの必要予定量を通知する義務を負わしていたが、この予定量に対する供給責任、引取責任がまだ不明確であつた。既述の輸入補償問題で事実上供給責任を免れていた以上、水曜会からみれば、購買会の予定量に応じて生産を拡大したときには、その予定量の全てを購買会に引き取らせることが出来るとは言い難かつたのである。

水曜会は先の販売比率決定でみたように半年間一万二〇〇〇トン(月)二〇〇〇トン)を市中販売量の目途としていたが、この水準はすでに一九二八年半ばで達成されていた。そのために、在庫の払底・品繩の逼迫が懸念されるに至つたので

ある。しかも、購買会の予定量通知は二八年から一九年春にかけて引取予定が増加基調にあることを示していた(第24表)。水曜会三社は二八年九月までに月三〇〇〇トン水準に生産を拡大し、ほぼ当月分需要に見合う生産水準に達した。しかしその後、二八年末まで依然として当月末残より五ヵ月後残予想が下廻る供給不足の状況が予想された。その理由は購買会が電線市況の活況により引取予定量を引き上げていったからであつた。しかし、こうした強含みの需要予測のなかで現実の在庫量は漸増基調に転じており、水曜会が理想滞銅としていた二〇〇〇トンをすでに大きく上廻つてゐた。一九二九(昭和四)年にはいつてもこうした事態は続いたが、購買会は二月ごろから一段と強気の需要予測を立てており、二ヵ月後引取予定量を例にとれば、二月(四月引取予定)三六〇〇トン、三月(五月予定)三二六〇トン、四月(六月予定)三八四〇トンの予定量を水曜会に通知していた。⁽⁶⁾ 従つて水曜会がこれに対応した増産を本格化するためには、購買会に引取責任を明示させ増産の規模を確定していく必要があった。そこで二九年三月に水曜会は、二四木会席上で購買会が四ヵ月先の予定量までの全てにつき引取責任を負うことを提案し、これによつて市況の急変による不測の滞銅増加に対処しようとした。こうした提案が購買会の受け入れるところではなかつたのは当然のことであつた。購買会は対案として翌月分の確定量全量と次の二ヵ月分の予定量の七割までにつき購買会が引取責任を、同じく一三割までにつき水曜会が供給責任を負うとの案を提出した。この結果、四月末に両者は、確定量全てと翌月分予定量の七割まで購買会が引取責任を負う、また、水曜会が確定量と翌月分予定量の金量について供給責任を負うとの妥協案で合意し、また予定量を超えるものについては臨時買として価格面での格差をつけることが申し合わされた。水曜会の当初の要求は完全な形では実現しなかつた。しかし、水曜会があまり厳格に引取責任を要求することは、購買会にあらかじめ予定量を低く抑えさせ、その代りに臨時買を増加させるおそれがあつた。臨時買の増加は取引成約量の安定という二四木会の目的の一つに反することであつたし、思惑的な取引を生む可能性があつた。それ故に水曜会も引取責任を強く主張せず、臨

時買との価格差を設けることで購買会に予定量通知の正確さを求めていったのである。

この間、一九二九年四月まで水曜会は統騰する銅価のなかで誘発された「厘錢銅」と呼ばれる故銅輸入により、市中浮遊銅対策に脳みされることになった。「厘錢銅」はもともと中国の鋳銅用のもので品位が劣悪であったが、原料高となつた伸銅業者には好便な材料であった。このため伸銅業者のなかには手持ちの電気銅を売り放つて故銅を買入れるものが現われ、その結果電気銅の市況が軟化するなど、品位の点で故銅原料への依存に転換しえなかつた中小電線資本にも間接に影響を与える、水曜会の市場統制力に重要な制約となつた。

そこで水曜会は、一九二九年二月の二四木会で「支那銅塊ノ輸入等ヲ考慮シ建値ノ引率（採算からの値引率）ヲ増加スル」ことを提案して了承を得た。また、購買会の希望によつて、購買会向け引渡価格の特別割引についても、三月から輸入採算が一三円四四銭を超える場合には一円増額割引を行なうことになった。定額割引を基本とする水曜会の価格協定では、銅価の騰貴下には第三者との値鞘の縮小感を購買会側に生んでいたからである。こうして、二四木会成立後の水曜会は、銅市場の急変に応じ輸入補償、責任数量、特別割引、故銅対策などの問題について二四木会での協調維持を主軸に購買会との利害の調整に成功していく。その意味では、二四木会の結成によつて水曜会は国内市場に対する支配力をほぼ完全なものにしたと言えよう。しかし、銅市況は二九年四月ごろから世界的な過剰銅の存在と景気の後退のなかで漸落基調に転じ、購買会の予定通知量も七月から減少見込みとなつた。その結果、三社の生産量が、二九年年末まで三〇〇〇〇トンを維持したこともあるて滯銅量は二九年六月五八〇〇トン、七月七〇〇〇トンと急速に拡大し、新たな困難を生んだ。水曜会は、二九年六月に住友に対しても販売方針の協調を申し入れる一方、八月に購買会の輸出製品用原料を供給する契約を交わして滯銅処分に努めた。⁽⁹⁾その後、一〇月には米国銅輸出組合に対し、欧州向けに犠牲輸出を行なわないとの条件のもとで七〇〇〇トン余の原料銅の犠牲輸出を行なつた。

しかし、手持ち滯銅の処分だけでは半恐慌状態を呈した銅市場の統制、市価の維持は困難であった。水曜会建値は年末まで輸入採算を大きく下廻る水準に抑えられたが、それでも出来値とは一九二九年八月以降五円以上の開きがあつた（第26表）。その原因の一つは旧平価解禁が日程にのぼり、対米為替の上昇によつて国内市価が漸落すると見込まれていたことであつた。⁽¹⁰⁾ そうしたなかで国内市場は故屑銅の出廻りなどのため一段と軟調となつておらず、需要の減退はおおいがたかった。こうした困難の打開には産銅五社が生産制限を実施して滯銅の増加を押える必要があつた。住友の加盟問題が二九年後半から水曜会の緊急課題となつたのはこうした事情に基づいている。そのうえ、販売方針に関する協調の必要も生れていた。住友は自家消費二社の需要の減退から需給関係が逆転しつつあり、住友電線が二四木会を通ずるスライディング契約等で水曜会からの引取を続けていたために、市場への販売余力をを持つつあつた。⁽¹¹⁾ また、先に問題となつた「厘錢銅」輸入についても二四木会の協定が屑銅を除外していた（覚書第一条）ことを理由に、住友三社が関与していたと言われた。こうした事情から二九年後半に至り、住友のアウトサイダーとしての動きが水曜会の市場支配に対する重大な障礙となつてきていたのである。紙幅の関係上、その経過を明らかにすることは別の機会に譲らねばならぬが、この二四木会成立後の産銅独占体制の第一の試練とも言ふべき住友加盟問題は、まず、二九年一一月に販売方針に関する協定が成立し、次いで、三〇年一月に約一割の減産が申し合され、翌三一年一月に住友の水曜会正式加盟という経過で解決されていくのである。⁽¹²⁾

- (1) 大阪における水曜会の引渡量をみると、一九二六年二七年の対住友電線引渡量は全体の三分の一であつたが、二八年三月から五割前後に増加し、同年通計でも四・六割強に達した。
- (2) この輸入は覚書第二条の「供給余力ナキ場合」として実施され、その後、購買会が二四木会席上で承認を求めた数量は一九二八年七月月中旬まで、六月分追加五〇〇トン、七月分一四〇〇トン、八月分一四〇〇トン、九月分七〇〇トン、一〇月分八〇〇トンで、初回を含めて合計六七〇〇トンに達した。

(3) 水曜会の引渡価格は大口需要については工場渡値段であつたから品線のための移送費は水曜会の負担であった。

(4) 採業上の損失とは、水曜会供給電銅がカソード型銅であつたのに對し、米銅は棹銅であったことから、電線工場で一二〇

○トンの米銅を使用する場合にはカソード型銅の加工炉の操業率が三割近く減退し、それだけコスト高になるということを意味していた。

(5) 「水曜会」一九二八年八月三一日。

(6) 「水曜会銅荷緑予想表」(「二四木会」一九二九年各月)。

(7) 一九二八年一二月四日の大阪水曜会の報告によれば「当地銅市況ハ需要不振ト浮銅在荷漸増ノタメ益々水曜会建値ヲ下廻リ

最近甚シキ場合ハ百斤當り一圓以上下値ノ亮物アル状態故、水曜会銅ノ外部壳絶無ナルハ固ヨリ、日本伸銅スライディング十
一分精算單価ノ如キ既ニ平均市中出来値ヲ上廻リ居ル現況ニテ、同社ヨリモ過去ハ兎モ角本月以降本契約ノ継続ハ堪へ難ク
何トカ至急考慮ヲ煩ハシ度申出」があつたと伝えられている。このため、水曜会は差しあたり、三井、三菱両商社に対するス
ライド契約量の半減を申し出て、両社に市中庫の買入れを求めるほか、水曜会各社も自ら浮遊銅の買入れを行なうなどの対
策を決めている(『水曜会』一九二八年一二月四日、一〇日)。

(8) 購買会の割引増加希望の理由は「購買会ハ自由ナル臨時買ハ僅少ニシテ大体三旬買ノ確定量及スライド契約ニ束縛セラレテ
相場ノ見込ニ依リテ自由ニ買入ル能ハズ、然ルニ第三者ハ時期ノ選択自由ナルガ故ニ現今ノ如キ急騰相場ノ場合ニハ第三者
ノ原料買付ニ比シ(購買会は)非常ニ不利ナリ」ということであり、「購買会側ノ買銅ハ(水曜会の市中販売)総量ノ七割ナ
レバ第三者ヨリ有利ニテ然ル可キ筈」と主張していた(『二四木会』一九二九年二月)。

(9) 「輸出製品向原料銅ニ関スル申合」(「二四木会」一九二九年八月二七日)。この申合せは戻税制によって従来は輸出製品向

二四木会覚書は、こうした方式的輸入については報告義務を課していただけであつたが、この時点での輸出向供給にまで両者の
協議が拡張したのである。もつともこの方策は後述の一〇月の原料銅犠牲輸出が半製品輸出の停止を条件としていたため中止
された(『水曜会小史』一二二ページ)。

(10) 「銅需給悪化と金解禁の対策」(『東洋経済新報』一九二九年九月一四日)。

(11) 住友が産銅の全てを自家消費としていたかどうかを確定することは現在では困難である。別子銅の販売は住友製銅販売店に

委ねられており、住友伸銅、住友電線とは独自性をある程度持っていたと思われる。しかし、この時期を除けば一九二〇年代
を通して「住友販売筋ヨリ割安ノ亮物アルガ如キ声アルモ実際ハ頗ル少額」であった。むしろ、通説的にいわれる如き住友
のアウトサイダーとしての活動は二九年ごろからの特殊な市場条件のもとで生れた事態と考える方が適切のように思われる。

(12) 一九二九年六月の水曜会との交渉で住友は、同年四月末までに「支那銅」一五〇〇トン余りを伸銅、電線方面のスクラップ
及び酸化銅を含めて買入れたことを認めた(『水曜会』一九二九年六月二八日)。席上、住友代表はそれが失敗であることを
認め今後はその必要もなく買入れを行なわないと述べた。

(13) 加盟交渉が難航した理由は、生産制限について住友が難色を示したからであった。具体的には住友社内の組織上の問題もあ
つて販売店と住友別子の意見統一が不十分だったこと、さらに住友別子が、煙害によって生産面で規制を受けていたために、
カルテルからの規制が加わって二重の生産規制を受けたことに躊躇したことなどの事情であった。

3 二四木会の機能

二四木会の成立は、一九二〇年代に銅需要部門の中軸となつた電線工業において独占的地位にあった古河電工、住友
電線、藤倉電線、日立製作所の市場購入原料銅の全ての供給権を水曜会が手中にしたことを意味していた。⁽¹⁾ 第25表の如
く、水曜会の亮銅成約先は、一九二七年未から二九年前半にかけて古河電工、藤倉電線、住友電線の位置が急上昇し、
二四木会成立前の三社合計シェア約四八パーセントに比して、この時期には六七パーセントに達した。水曜会の市中販
売量の七割弱が二四木会を通して販売されることになり、水曜会の国内市場に対する支配が確立された。その意義は単
に量的な圧倒性ばかりではなく、国内需要のうち自家消費を除く市中取引量の七割を購入する三社との長期供給契約が成
立し、輸入を「供給余力」のない場合に限定したことにより、水曜会の国内市場掌握力が強化され、輸入銅との競争
によって市場を蚕食されるおそれを除いたところにあつた。この結果、懸案の「ブローカー売」規制についても、三井
物産、三菱商事の成約比率の後退に明らかなる如く、その活動の余地は著しくせばめられていった。三井物産の銅取扱量

第25表 水曜会成約先 (1928—29年)

(単位:t, %)

	古河電工	藤倉電線	住友電線	大阪電分	三井物産	三菱商事	その他	合計
1927年 IV	0	1,340	1,380	400	700	700	571	5,091
1928年 I	1,500	2,000	2,335	525	350	615	775	8,100
II	650	1,470	1,590	525	650	350	428	5,663
III	885	1,650	1,235	450	400	350	453	5,423
IV	715	1,920	1,780	375	345	200	695	6,030
1929年 I	805	1,580	1,735	500	750	850	1,194	7,414
II	190	1,375	1,285	0	0	0	408	3,258
合計	4,745	11,335	11,340	2,775	3,195	3,065	4,524	40,979
24～26年比	15.5%	18.8	27.6	6.8	7.8	7.5	11.0	100.0

出所) 第19表に同じ。但し、1927年Ⅳは11～12月分。24～26年比は第19表より。

は国内需要の拡大によるかかわらず二八年から減少しており(第18表)、同社『事業報告』によればその原因是「水曜会が直接消費者売り込み努力タメ仲間商人ノ活動ノ余地極限セラレタル」に加わっている。

一九年はじめ採算と建値の開き八〇銭前後、建値と出来値の差一円前後に安定していった。一四木会成立前と対比すれば、出来値と建値との開きが増加したように思われるが、これは購買会に対する特別割引(一円)によるところが大きい。取引の実際価格に対する建値の規制力は一段と強まっていた。しかも、輸入の脅威が除かれていたために輸入採算との開きは大幅に縮小していった。水曜会はその価格変動を米国市場の動向に規定されていたとは云ふ、その市場支配力

第26表 水曜会価格推移 (28—29年)

(単位:ドル, 円, t)

	米銅相場	好米為替	輸入換算 A	建 値 B	出 来 値 C	大 阪 市 中 相場	A-B	B-C	成 約 量
1927年12月	13.77	46.09	82.30	81.57	80.70	85.8	.73	.87	2,127
1928年 1月	13.85	46.85	81.52	80.75	80.16	85.8	.77	.59	2,095
2月	13.82	46.88	81.51	80.77	79.76	85.0	.74	1.01	2,395
3月	13.85	47.08	81.17	80.41	79.47	83.8	.76	.94	3,595
4月	13.99	47.82	80.90	80.11	79.21	83.3	.79	.90	1,818
5月	14.20	46.63	83.39	82.57	81.58	87.5	.82	.99	2,175
6月	14.53	46.60	84.87	84.10	83.02	88.3	.77	1.08	1,670
7月	14.53	46.02	86.09	85.23	84.19	90.0	.86	1.04	1,708
8月	14.53	45.09	87.41	86.63	85.58	89.2	.78	1.05	1,882
9月	14.72	45.73	87.08	86.24	85.02	88.3	.84	1.22	1,835
10月	15.20	46.44	88.30	87.60	86.52	90.0	.70	1.08	2,170
11月	15.78	46.42	90.85	90.10	88.89	92.5	.75	1.21	1,771
12月	15.84	45.95	91.89	91.02	89.93	92.5	.87	1.09	2,088
1929年 1月	16.60	45.61	96.21	95.03	93.72	96.7	1.18	1.31	2,145
2月	17.73	45.42	102.40	99.59	98.56	104.2	2.81	1.03	2,794
3月	21.26	44.67	120.19	113.89	110.12	128.3	6.30	3.77	2,475
4月	19.50	44.61	113.69	110.19	106.44	101.7	3.50	3.75	1,065
5月	17.78	44.75	103.58	101.05	98.51	101.7	2.53	2.54	950
6月	17.78	44.05	104.94	102.39	99.23	102.5	2.55	3.16	1,243
7月	17.78	45.22	101.92	95.17	93.38	94.2	6.75	1.79	1,247
8月	17.78	46.45	99.23	91.75	82.26	89.2	7.48	9.49	*3,887
9月	17.78	46.92	98.41	90.98	84.53	89.3	7.43	6.45	*2,097
10月	17.78	47.63	97.52	90.05	82.41	90.8	7.47	7.64	*1,716
11月	17.78	48.54	96.08	88.65	82.33	90.8	7.43	6.32	*2,434
12月	17.78	48.91	95.70	88.22	84.25	90.8	7.48	3.97	1,962

産銅独占の成立(武田)

出所) 米銅相場 好米為替 大阪市相場は第16表と同じ。その他は『水曜会』1928, 29年より作成。

注 1. 國内船積は、100 kgあたり。

2. *は犠牲輸出を含む。

五 総 括

一九二〇年代に産銅五社は、九割を超える銅生産の五社への集中を達成し、獨占成立の基礎条件を整えていった。この高度の生産集中は優良鉱区の五社への集中と、製煉部門の集中とを中軸とする資本集中を基盤に、買鉱制度の発展に支えられて達成されたものであった。二〇年代の買鉱制度の特徴は、硫化鉱需要の拡大のもとで五社が含銅硫化鉱の開

供給を得ることが可能となり、電線部門での地位をますます強固にしていったのである。その意味では二四木会の成立は需要部門の弱小・中小資本に対して割高な原料購入を強いることによりその犠牲のうえに水曜会が「独占利潤」を獲得することを可能にしたのである。

しかし、一九二九年五月からの銅価の惨落は、世界的な銅の過剰と同年後半期からの景気後退を背景に、成立したばかりの産銅獨占体制に重大な試練を課すことになった。この困難を打開するためには、滯銅処分のための犠牲輸出と産銅五社の協調による減産が必要であり、また、自家消費の減少などの理由から国内市場への販売を本格化しようとしていた住友との販売面での協調が必要であった。こうして、水曜会を中心とする産銅獨占体制は住友加盟問題をめぐって新たな展開を遂げていくことになるのである。

- (1) 前掲拙稿「第一次大戦後の銅市場構造の変貌」一七ページ。
- (2) 三井物産株式会社『事業報告』（一九二八年上期、三井文庫所蔵史料 物産六一五）四六ページ。やや後のことではあるが、一九三一年七月に開かれた三井物産第一〇回支店長会議でも銅の取引について「銅ハ乍遺憾發言權薄シ、本邦產銅ハ古河、三菱、藤田、住友及久原ノ五社ヲ会員トスル水曜会ノ牛耳ル所ニテ、三井系ニハ銅ノ經營ナキコトトテ不得止所ナリ…」と述べられている（『第十四回支店長会議議事録』二三五ページ、三井文庫所蔵史料 物産一九八一〇）。

第27表 水曜会成約先別単価比較（1928—29年）

(単位：円)

	古河電工	藤倉電線	大阪電分	住友電線	三井物産	三菱商事	その他	平均
1927年11月		79.4	79.8	78.9	80.4	79.8	79.7	79.6
12月		81.3	82.3	80.5	82.8	82.8	86.9	81.9
1928年1月	79.8	79.4	80.5	79.5	80.4	80.6	81.9	80.0
2月	79.7	79.3	80.3	79.6	80.4	80.0	80.0	79.8
3月	79.3	79.0	79.9	79.5	79.8	79.8	80.4	79.4
4月	79.0	78.6	79.7	78.9	80.0	79.8	84.0	79.2
5月	81.9	81.7	82.0	81.5	82.6	82.2	83.3	81.9
6月	82.9	82.4	83.7	83.9	83.8	83.9	84.2	83.0
7月	83.4	83.7	84.9	84.1	84.9	84.9	85.6	84.3
8月	85.6	85.0	86.2	84.9	86.3	86.3	86.8	85.6
9月	84.9	84.9	86.0	84.8	85.7	85.8	85.7	85.1
10月	87.1	86.1	87.1	86.0	87.1	87.1	87.1	86.5
11月	88.9	88.8	89.6	88.9	89.6	89.6	90.4	89.0
12月	89.8	89.5	90.5	89.7	85.3	90.5	94.9	90.0
1929年1月	94.1	93.3	94.6	93.4	94.6	94.6	94.6	94.0
2月	99.1	98.8	98.3	98.4	98.0	98.0	99.0	98.7
3月	112.5	112.6	113.4	110.3	112.7	113.4	111.6	112.0
4月	110.5	109.7		106.4			107.0	108.0
5月		99.5		99.6			100.6	99.6
6月		100.8		100.9			102.0	100.9

出所)「水曜会成約月表」各月より第22表と同様の方法で作成。ゴチは平均未満。

の増大によって価格を採算点に引き上げることに成功したといつてよい。

もちろん、このことは需要部門全般に割高な原料購入の犠牲を強いたことを意味しない。すでに二四木会成立前より水曜会は大口と小口の需要に価格差をつけて産銅資本系列下の加工部門の競争条件を有利に導いていた。こうした方向は二四木会の成立によつて、購買会への販売価格の割引という形で一段と強化された。第27表の如く、市中販の中販売平均を下回っており、小口需要はもちろん、三井物産、三菱商事などよりも安かつた日立製作所を除く三社の購入単価は市中販売平均を下回っており、小口需要はもちろん、三井物産、三菱商事などよりも安かつたのである。両商社からみれば、大口需要者に對しては逆輸となっていたから、たとえ水曜会がこの三社への販売を認めたとしても販売条件が折り合う余地は小さかった。購買会四社は二四木会を通して相対的には安い原料

発に積極的に進出した結果、硫化銅市場の競争激化要因をはらみつ展開したことであつた。そのなかで鉱石会は、住友、藤田、三菱と相次ぐ新参入に対応して、「地盤」協定を中心とするカルテル機能を維持強化した。鉱区独占の限界によって独占組織としては低い参入障壁しか与えられなかつた鉱石会は、産銅五社の協調という方向で発展し、鉱石価格＝硫黄代の高位安定を実現した。

このような協調体制が成立した根拠は、含銅硫化銅の硫酸滓が新たな製銅原料として地位を高め、各社の産銅量に密接に結びついていたこと、そのため五社間の利害調整は鉱石市場での各社の利害関係を超えていく必要があつたことによるものと思われる。柵原鉱の品位と生産量からみて優位にあつた藤田が国内販路の協定に協力的であったこと、水曜会非加盟の住友が鉱石会の協調体制維持のため積極的な対応をとったこと、三菱参入に対して鉱石会四社があくまでも協調維持を原則としたこと等がこうした事情を物語つている。鉱石会は産銅独占組織の一翼として硫化銅市場では完全な市場支配力を掌握するとともに、五社間の利害調整、硫酸滓による銅生産拡大等を通して水曜会を中心とする産銅五社の協調体制を維持する役割をも担つていったのである。

一九二一年六月に結成された水曜会は、産銅独占組織の中心に位置し、二四年の古河を除く三社による販売割当の実施を起点に順次独占組織としての内実をかためていった。販売割当は三社による市場分割競争に終止符をうつことで市価の維持、市場の統制に関する水曜会の機能を強化した。また販売割当によつて各社の生産および市場シェアの急激な変化は抑制され、滞銅負担の均衡をはかる目的もほぼ達成された。建値の規制力はその後、スライド壳の採用、二四木会の成立によつて一層増大していく。とくに二四木会の成立は、水曜会が国内需要の中心部にあつた四大電線資本との長期契約によつて、購買会四社の輸入銅購入を制限して水曜会販売先として確保し、大手商社等の思惑的な取引を封じ込めるこど懸案の「プローカー壳」対策をも確立したこと意味した。こうして水曜会は国内市场に対する掌握力を強めていった。その結果水曜会は輸入採算との値鞘を縮小することによつて国内価格水準を引き上げることに成功したのである。その意味で、産銅独占体制の成立は二四木会の結成を画期としうるであろう。

水曜会に加盟しなかつた住友の位置は、一九二九年以降の市況の激変期を除けば、水曜会の市場統制に重大な障礙となつたとは思われない。住友別子は鉱石会において四社との協調関係を持続しており、また、住友電線は二四木会を通して水曜会の最大の顧客であった。水曜会の価格維持策によつて市価が良好に支えられる限り、住友の側にこれを錯乱すべき理由はなかつたし、また、市中販売余力のほとんどない状況では水曜会に加入して販売割当を受ける理由もなかつた。その限りでは、鉱石会を含めた産銅独占組織のなかで、住友もその一員として利益を享受していた面が強かつたのである。^(補注)

(一九七八・一〇・二稿)

(補注) 本稿脱稿後、麻島昭一氏の住友販売店に関する研究〔「兩大戦間における住友財閥の販売部門」「専修経営学論集」第二六号、一九七八年〕があることを知つた。本稿が対象とする時期の住友の電気銅販売について貴重な資料を紹介され分析されたものであり、水曜会と住友との関係を明らかにしていく上で重要な手掛りを提供しているように思われる。筆者は本稿の論旨に基本的に変更を要するものではないと考えてゐるが、この点については別稿において改めて検討を加えるつもりである。

(附記) 史料閲覧にあたり、三井文庫、三菱金属総務部、同大阪製錬所、吉河鉱業創業百年史編纂室には多大の御配慮を賜つた。末尾ながら記して感謝の意を表します。